

保存資料

婦人関係資料シリーズ
一般資料第48号

労働者家族の現状

労働省婦人少年局

は し が き

日本社会の近代化にともない、労働者家族は年々増加を示しており、現在農家世帯の500万をはるかに上廻って、約900万世帯に達しました。労働省婦人少年局では、かねてからこれらの労働者家族の福祉を高めるための業務をすすめておりますが、ここに最近の労働者家族の現状を総括的に紹介するため、主として全国的な統計資料に基づいて分析を試み、「労働者家族の現状」としてとりまとめました。

家族生活全般にわたる適確な資料を得ることが困難なため、意を尽し得ず、とくにいくつかの項目については、その感を深くしますが、労働者家族問題に関心をもたれる方の参考になれば幸いです。

昭和35年8月

労働省婦人少年局

労働者家族の現状目次

はしがき

1 労働者世帯数	1
(1) 世帯総数に占める割合	1
(2) 家族規模	3
イ 出生率	3
✓ロ 世帯構造	4
(3) 15才以上の世帯員の就業・不就業状態	7
(4) 産業別分布状況	8
✓(5) 都道府県別分布状況	10
2 経済生活	13
(1) 世帯収入額と収入種類	13
(2) 家計	17
イ 実収入	17
ロ 可処分所得と非消費支出	19
ハ 消費支出の推移	20
ニ 月賦利用状況	23
ホ 家計収支バランス	25
ヘ 所得階層別にみた家計の状況	25
(イ) 一般勤労者世帯	26
(ロ) 低所得者世帯	29
ト 参考—子女の教育費	31
(3) 扶養	35
イ 扶養家族の範囲	35
ロ 所得税における扶養控除	35
ハ 家族手当	37
ニ 参考—残業に対する考え方	40

3 住 宅	42
(1) 住宅難	42
(2) 住宅の所有関係	44
(3) 住宅の規模	45
(4) 住居賃貸料	49
(5) 住宅対策	52
4 家庭管理	62
(1) 管理の態勢	62
イ 計画性	62
ロ 主たる管理者	63
(2) 生活様式	65
(3) 家事作業	68
イ 担当者	68
ロ 家事作業の合理化	69
(4) 文化面	74
5 保 健	77
(1) 栄 養	77
(2) 結核の有病状況	81
(3) 家族計画	83
(4) 主婦の病氣等の際の静養	85
6 社会保険（老令年金を除く）	89
(1) 失業保険	89
(2) 医療保険	90
(3) 労働者災害補償保険	94
(4) 公的年金制度（老令年金を除く）	97
イ 厚生年金保険	97
ロ その他の年金制度	99

7 老後の生活	102
(1) 定年制度	102
イ 定年年令	102
ロ 企業の行なう定年に関する対策	104
(イ) 雇用対策	104
(ロ) 福利対策	106
(2) 公的老令年金	108
(3) 老後に対する態度	109
イ 子供に頼るか	109
ロ 社会保障	110
ハ 生活設計	110

付 録

1 労働者家族福祉に係るある労使の施策	1
(1) 労働組合の施策	1
イ 福祉活動	1
(イ) 労働金庫	1
(ロ) 共済事業	2
(ハ) 消費生活協同組合	3
ロ 労働者家族福祉に係るある労働組合連合組織の運動方針	5
(イ) 総 評	5
(ロ) 全 労	8
(2) 企業の行なう施策	10
イ 企業直営福利施設	10
ロ 経営者団体の方針	13
2 中小企業労働者世帯ならびに低所得労働者世帯の経済生活に関する 国家等の施策	13
(1) 中小企業退職金共済制度	13
(2) 生活保護	15
(3) 内職対策	18
(4) 母子福祉対策	20

付 表

イ 母子福祉資金の貸付	21
ロ 母子年金	22
ハ その他	22
(5) その他	22
イ 公益質屋	22
ロ 世帯更生資金、医療資金の貸付	22
3 主要国における労働者世帯に関する施策の事例	24
(1) 公的家族手当制度	24
イ 家族手当制度実施諸国	24
ロ 家族手当制度の内容	25
(2) 社会保険における扶養家族に対する追加給付	29
イ 失業保険	29
ロ 健康保険	30
ハ 労働者災害補償保険	32
(3) 扶養義務者の範囲	36

1 労働者世帯数

第1表 一般・単身者別世帯数	2
第2表 世帯主の男女別一般世帯数	3
第3表 農林・非農林業別世帯人員数	3
第4表 昭和32年出産力から計算された職業別推計生涯出生児数とその対 戦前比較	4
第5表 同一職業内の上下階層別にみた推計生涯出生児数(戦前との比較)	5
第6表 世帯業態別世帯構造別増減率(29年を100とする33年の率)	6
第7表 世帯業態別世帯構造(%)	6
第8表 農・非農世帯主別15才以上の世帯員の就業・不就業状態	8
第9表 労働者世帯の産業別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均 世帯収入	9
第10表 都道府県別一般世帯数、平均世帯人員、有業人員、平均世帯収入	12

2 経済生活

第11表 平均世帯人員、平均世帯収入	13
第12表 収入階級別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入	14
第13表 収入の額別別、農・非農別、世帯数、平均世帯収入	15
第14表 労働者世帯(一般世帯)の収入種類別平均世帯収入	16
第15表 農家等の仕事からの世帯収入	17
第16表 国民消費水準の推移	17
第17表 労働者世帯年平均1ヵ月間の実収入の推移	18
第18表 職業別労働者世帯の有業率	19
第19表 実収入と可処分所得	20
第20表 非消費支出の推移	20
第21表 消費者物価指数	21

第22表	A 勤労者世帯年平均1ヵ月間の消費支出金額の推移	22
	B 住居費の推移	22
	C 勤労者世帯年平均1ヵ月間の雑費の推移	23
第23表	勤労者世帯における「月賦」の実収入に対する割合	24
第24表	職業別月賦利用率	24
第25表	所得階層別月賦利用率	25
第26表	勤労者世帯の収支過不足状況	25
第27表	勤労者世帯の家計収支バランス	25
第28表	貯蓄保有額別世帯分布	26
第29表	勤労者世帯の貯蓄種類別貯蓄の保有状況	27
第30表	勤め先の企業規模別労働者世帯家計収支	27
第31表	勤労者世帯の実収入	28
第32表	職員・労務者世帯別実収入	28
第33表	五分位階層別消費支出	29
第34表	五分位階層別黒字率	29
第35表	日雇労働者世帯の実収入	30
第36表	日雇労働者世帯の家計収支	30
第37表	被保護者世帯の家計	31
第38表	家計負担等の理由で長欠している児童の保護者の職業	32
・第39表	保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費	33
	A 小学校	
	B 中学校	
	C 全日制高等学校	
	D 定時制高等学校	
第40表	扶養家族数別勤労所得税額（月額）事例	37
第41表	家族手当等の支給事業所の総事業所に対する割合	38
第42表	家族手当等支給労働者数の総労働者に対する割合	39
第43表	家族手当支給労働者1人当り平均月額支給額	39

第44表	扶養家族数別残業時間についての労働者の意識	40
------	-----------------------	----

3 住 宅

第45表	世帯主の従業上の地位別住宅難世帯数	42
第46表	労働者世帯の収入階級別住宅難世帯数	43
第47表	世帯主の従業上の地位別住宅難世帯の要因別割合	43
第48表	従業上の地位別普通世帯の住宅所有関係（%）	44
第49表	世帯主の従業上の地位別普通世帯の1人当り畳数	46
第50表	住宅の種類別1戸当り居住室数および1戸当り畳数	46
第51表	公営・公庫・公団住宅の平均規模	46
第52表	職業別、床面積別、民間自力住宅建設の割合	47
第53表	世帯主の職業別民間自力建設住宅の規模	47
第54表	日雇労働者の種類別家屋構成	48
第55表	1人当り畳数の推移（市部）	48
第56表	世帯人員別住宅最小限規模	48
第57表	家賃の家計費に占める割合	49
第58表	住宅の所有関係別家賃（月額）	49
第59表	従業上の地位および家賃階級別主世帯数（%）	50
第60表	一般社宅の家賃	50
第61表	昭和34年度政府施策住宅平均家賃（要求）	51
第62表	戦後の住宅建設戸数	52
第63表	政府施策住宅建設戸数	53
第64表	34年度公営住宅建設戸数	53
第65表	世帯主の職業別住宅困窮世帯の公営住宅申込希望の割合	53
第66表	5大都市における公営住宅申込倍率	54
第67表	住宅公団申込倍率	54
第68表	日本住宅公団の住宅建設計画	54
第69表	産労・公団分譲・厚生年金住宅の貸付条件	55
第70表	住宅金融公庫の事業計画	56
第71表	厚生年金融資住宅建設計画	56

第72表	住宅融資保険制度利用者の職業別の金額の割合	56
第73表	産業および規模別住居施設の設置率	57
第74表	産業および規模別住宅の利用状況	57
第75表	民間資金による給与住宅建設戸数	57
第76表	産業および規模別住宅資金貸付状況	58
第77表	全国労働金庫昭和33年度中使途別貸出累計	59
第78表	労働金庫の住宅融資についての利子補給を行なう地方公共団体	59
4 家庭管理		
第79表	家計簿記入状況	62
第80表	家計の担当者	63
第81表	電気器具購入者・主唱者	64
第82表	おたくでは貯蓄の種類や方法は主にどなたがおきめになりますか	64
第83表	勤労者世帯における洋式家具テレビ等の普及状況の推移	65
第84表	職業所得階層別応接セット・テレビ等の所有世帯（都市）	66
第85表	東京都内の家庭におけるハムなどの加工食品・パン・コーヒーの消費状況	67
第86表	日常の家事担当者	68
第87表	手伝う人	68
第88表	主要地域別水道普及率	69
第89表	主要地区別有ガス都市のガス普及状況	69
第90表	国民1人当り家庭用燃料使用量の推移	70
第91表	職業・所得階層別家庭用器具の普及率（都市）	70
第92表	フライ・サラダを家で作るものの割合	72
第93表	被服費に占める既製服の金額および構成費	72
第94表	主婦の生活時間	73
第95表	家庭婦人の生活時間（平日）	74
第96表	テレビの購入動機	75
第97表	文化的・社会的な生活時間	75
5 保 健		
第98表	業態別食品の購入・自家生産の割合	77

第99表	業態別1人1日当り食材料費	78
第100表	業態別1人1日当り栄養摂取量	78
第101表	総蛋白質に対する動物性蛋白質の摂取比率	79
第102表	業態別熱量の食品群別摂取比率	79
第103表	1人1日当り栄養摂取量の推移	80
第104表	業態別身体症候発現率	80
第105表	世帯業態別にみた有病率	81
第106表	収入階層別勤労その他の世帯の有病率	81
第107表	各国の結核死亡率	82
第108表	実施義務者別定期健康診断実施状況	82
第109表	避妊の実行率の推移	83
第110表	避妊実行理由	84
第111表	夫の職業別にみた妻の人工妊娠中絶の有無	84
第112表	主婦が病気の際静養できたか	85
第113表	主婦が体の工合がわるいのに無理をしておきていたことの有無	86
第114表	主婦の病気の際に人手に困ったか	86
第115表	主婦の病気の際の家事担当者	86
第116表	妻が病気の際の夫の欠勤	87
第117表	家事援助者をたのむか	87
6 社会保険（老令年金を除く）		
第118表	医療保険加入状況	91
第119表	医療保険給付の種類と内容	92
第120表	被用者保険1人当り医療給付費	93
第121表	労働者災害補償保険法による保険給付の種類と内容	94
第122表	業務上災害者数	96
第123表	業務上災害者補償費平均支払状況	96
第124表	障害年金・遺族年金等の保険給付	97
第125表	公的年金制度の適用人員	101

7 老後の生活

第126表	定年年令のきめ方	103
第127表	平均寿命の推移（0才の平均余命）	103
第128表	各国の平均寿命	104
第129表	労働者の定年退職の際の長子・末子の年令	105
第130表	産業別、規模別、退職金規定の有無別事業所数（%）	106
第131表	規模別製造業（男子）退職金額（会社都合）	107
第132表	退職金300万円の年金化事例	107
第133表	老後の生活は子供を頼りにしていると答えたものの割合	109
第134表	老令保障についての意見	110
第135表	退職後の生活はどうなさるおつもりですか	111

付 図

1 労働者世帯数

第1図	業態別世帯分布	1
-----	---------	---

第2図	世帯員（15才以上）の就業・不就業状態	7
-----	---------------------	---

2 住 宅

第3図	住宅所有関係の推移（市部）	45
-----	---------------	----

3 家庭管理

第4図	階層別主婦の生活時間	73
-----	------------	----

付録に使用した表

1 労働者家族福祉に関係のある労使の施策

第1表	使途別貸出金額	2
-----	---------	---

第2表	消費生活協同組合数、組合員数	3
-----	----------------	---

第3表	事業の種類別組合数	4
-----	-----------	---

第4表	消費生活協同組合種類別供給事業額	4
-----	------------------	---

第5表	消費生活協同組合種類別利用事業額	4
-----	------------------	---

第6表	総評主婦の会の現況	7
-----	-----------	---

第7表	企業直営金融保険施設設置状況	11
-----	----------------	----

第8表	企業直営預金制度の種類別平均利率および平均預金残高	12
-----	---------------------------	----

第9表	企業直営貸付金の種類別平均利率および利用状況	12
-----	------------------------	----

2 中小企業労働者世帯ならびに低所得労働者世帯の

経済生活に関する国家等の施策

第10表	中小企業退職金共済制度の退職金額	15
------	------------------	----

第11表	世帯種別保護世帯数（%）	15
------	--------------	----

第12表A	生活扶助基準額表（月額）1級地・第1類	16
-------	---------------------	----

B生活扶助基準額表（月額）1級地・第2類	16
C住宅扶助基準額表（月額）	16
D教育扶助基準額表（月額）	16
E出産扶助基準額表	17
F生業扶助基準額表	17
G葬祭扶助基準額表	17
第13表 保護基準改訂の推移	17
第14表 保護施設数および収容定員	17
第15表 世帯主の本業別家内労働世帯数（%）	18
第16表 家内労働者の類型別状況	18
第17表 工賃月額別内職型家内労働に従事する世帯数（%）	19
第18表 内職公共職業補導所一覧	19
第19表 母子世帯になった直前における配偶者平常の業態別母子世帯数	20
第20表 母子福祉貸付金の種類、貸付限度額等一覧表	21
第21表 世帯更生資金、医療資金の貸付条件	23

付録に使用した図表

2 中小企業労働者世帯ならびに低所得労働者世帯の

経済生活に関する国家等の施策

第1図 中小企業退職金共済制度の掛金額と退職金額の関係	14
-----------------------------	----

1 労働者世帯数

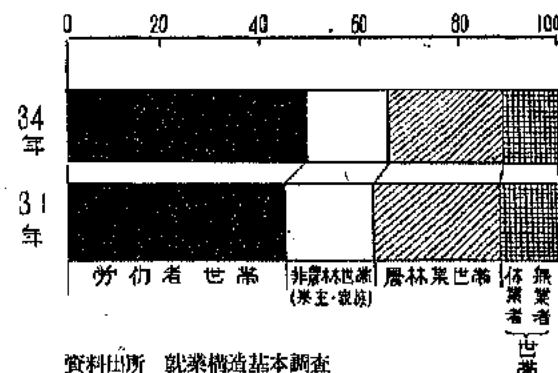
日本社会の近代化にともなう、工場や会社などの企業に雇用される労働者の数は近年いちじるしく増加しており、したがって労働者を生計の中心とする労働者世帯数も年々増加を示している。これら労働者世帯の現状をのべるにあたって、「労働者世帯」あるいは「労働者家族」という言葉の意味を、「労働者家族の福祉に関する報告書」^(注1)に基づいてあきらかにしておく。すなわち、労働者とは、いわゆる現場労働者だけをさすものではなく、人に雇われて賃金、俸給を得ている雇用のすべてをさすものであり、家族とは世帯主の対概念としての家族員ではなく、世帯主をもその一員に包含する夫婦親子等の単位集団をさすものである。したがって労働者家族とは、雇用者を生計の中心とする家族集団のことであって、一般に労働者世帯、あるいは勤労者家庭と呼ばれるものとほぼ同じ意味をもつものである。

(注1) 「労働者家族の福祉に関する報告書」は、昭和34年11月、婦人少年問題審議会から労働大臣に提出されたものである。

(1) 世帯総数に占める割合

我が国の労働者世帯^(注1)は、就業構造基本調査（総理府統計局・34年7月調査）によれば1,100万で世帯総数の49%を占めている（第1図）。労働者世帯は農家世帯などにくらべると単身世帯の割合が多い（17%）ので、世帯主のほかに1人以上の世帯員をふくむ世帯（一般世帯）に

第1図 業態別世帯分布（%）



ついてみると 913 万世帯となるが、これは一般世帯総数の 47% にあたり、農家の 511 万世帯 (26.4%) 商家などを含む非農林業の業主・家族従業者世帯の 360 万世帯 (18.5%) にくらべるとかなりその割合が多い。

31 年と 34 年とを比較すると、労働者世帯 (一般世帯) は 18.9% といちじるしく増加したが、農林業は 0.6% 減少し、非農林業業主・家族従業者世帯は 3.5% の増加にとどまっている。一般世帯総数は 8.4% 増加したが、労働者世帯の増加率がこれを上廻っているために、総数に占める割合も増加した。すなわち、労働者世帯 (一般世帯) の総数に占める割合は 43% から 47% に増加したが、農

第 1 表 一般、単身者別世帯数 (単位千)

		総数	一般世帯	単身世帯	総数を 100 とする割合	一般世帯総数を 100 とする割合
34 年	総数	22,554	19,408	3,147	100%	100%
	農林業	5,251	5,114	137	23.2	26.4
	非農林業	3,820	3,598	222	16.9	18.5
	業主・家族従業者	11,004	9,133	1,872	49.0	47.0
	無業者	139	74	65	0.6	0.4
31 年	総数	20,731	17,900	2,832	100	100
	農林業	5,293	5,153	140	25.6	28.9
	非農林業	3,718	3,472	246	18.0	19.4
	業主・家族従業者	9,296	7,693	1,603	44.8	43.0
	無業者	149	81	68	0.7	0.4
増減率	1) 総数	108.6	108.4	111.2		
	農林業	99.4	99.4	98.0		
	非農林業	102.9	103.5	90.1		
	業主・家族従業者	118.5	118.9	116.9		

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

図 1) 31 年を 100 とする 34 年の割合

家は、28.9% から 26.4% に、非農林業業主・家族従業者世帯は 19.4% から 18.5% に減少した (第 1 表)。

労働者世帯 (一般世帯)

の世帯主は男子が圧倒的に多く、第 2 表に示すように、女子が世帯主とな

っているものは 6.2% で女世帯主の割合は農家・非農林業業主・家族従業者世帯に比べると、少

なくなっている。

(注) 1) 農林業においても世帯主が雇用者として働いているものが、238,000 世帯あるが、その数のごく少なく (農林業世帯総数の 4.5%) かつ、非農林業雇用者とはその性格を異にすることが多いので、こゝでいう労働者世帯には含めない。

(2) 家族規模

労働者世帯の世帯人員は前掲就業構造基本調査 (34 年) によれば 3.6 人で、第 3 表に示すように、農家・非農林業業主・家族従業者世帯にくらべてかなり少ない。31 年と 34 年と比較すると、労働者世帯の世帯人員は 0.3 人減少した。

イ. 出生率

戦後、経済的理由から、あるいは文化的欲求に起因して、各階層の家庭において出生を抑制しようとする傾向が強くなってきた。そのために、家族計画に対する関心が高まり、我が国の出生率は急激に低下し、1 夫婦当り出生児数が減少して、家族規模が縮小する傾向がみられるが、この傾向はとくに労働者世帯、そのなかでも事務労働者世帯にいちじるしくあらわれている。すなわ

第 2 表 世帯主の男女別一般世帯数 (単位千)

	A 総数	男世帯主	B 女世帯主	A に対する B の割合
総数	19,408	17,451	1,957	10.0%
農林業	5,114	4,692	421	8.2
非農林業	3,598	3,142	456	12.7
業主・家族従業者	9,133	8,569	564	6.2
無業者	74	67	8	10.8
	1,481	974	507	34.2

資料出所 就業構造基本調査 (34 年)

第 3 表 農林・非農林業別世帯人員数

	31 年	34 年
総数	4.4 人	4.1 人
農林業	5.7	5.4
非農林業	4.7	4.4
業主・家族従業者	3.9	3.6

資料出所 就業構造基本調査

(注) 1) 単身世帯を含む世帯員全員の平均

ち、人口問題研究所「昭和32年第3次出産力調査」によると、戦前1夫婦当たり平均出生児数は5.2人であったが、32年には2.9人に減少し、事務労働者世帯は戦前4.5人であったのが、戦後は2.1人と大巾に減少している。筋肉労働者世帯は農業者世帯よりは少なく、農業以外の自営業主世帯とはほぼ同じような傾向を示していて、戦前に4.8人であったのが、2.9人に減じた（第4表）。

第4表 昭和32年出産力から計算された職業別推計生涯出生児数とその対戦前比較

職 業	(1) 戦 前	(2) 昭和32年	(3) (1)-(2)	(4) (2)÷(1)×100
総 数	5.2	2.9	2.2	57
事 務 勞 働 者	4.5	2.1	2.4	47
自 営 業 主	4.9	2.8	2.1	58
筋 肉 勞 働 者	4.8	2.9	1.9	60
日 雇 (非 農 林) 派	5.0	3.2	1.8	65
農 業 者	5.7	3.5	2.2	61
漁 業 者	5.7	5.2	0.5	92

資料出所 人口問題審議会「人口白書」（34年）

- 註 1) 人口問題研究所の昭和32年第3次出産力調査による。なお、本表は、妻の結婚年齢30才未満の夫婦のうち、結婚当時と調査時とで夫の職業に異動のなかった21,307組の夫婦について集計された結果である。
- 2) 戦前は今次調査における結婚持続期間25～29年（結婚年昭和13～17年）の夫婦の出産歴による。
- 3) ※印をつけた職業集団は他に比べて少数観察の誤差が大きい。なお総数には表記のものの以外の小集団も含まれる。

なお収入階層別に戦前、戦後の出生児数の傾向をみると、戦前には事務労働者世帯・筋肉労働者世帯ともに月収の多い世帯の方が、少ない世帯よりも出生児数が多かったが、戦後は反対に、収入の少ない世帯の方が出生児数が多くなっている（第5表）。

ロ、世帯構造

世帯構造についてみると、全世帯中に占める「その他の家族」（主として三世帯世帯）の割合が最近数年間に減少してきており、このような傾向も家族規模が縮小する一因としてあげられよう。すなわち、常用勤労者世帯の世帯構造

第5表 同一職業内の上下階層別にみた推計生涯出生児数（戦前との比較）

		戦 前 明治44年～大正8年に結 婚した夫婦の出生児数				戦 後 昭和32年の出生力から計算 された推計生涯出生児数					
自 営 業 主	農 林 業	経 営 規 模				出生児数	経 営 規 模				出生児数
		A	2 町 以 上	}	6.5	A	2 町 以 上	}	3.5		
		B	1.5 ～ 2		5.8	B	1.5 ～ 2		3.5		
		C	1 ～ 1.5		5.3	C	1 ～ 1.5		3.2		
		D	5 反 ～ 1 町		5.2	D	5 反 ～ 1 町		3.6		
	E	5 反 未 満		E	5 反 未 満	4.0					
	非 農 林 業	営 業 収 益 税				出生児数	従 業 員 規 模				出生児数
		A	50 円 以 上	}	4.8	A	30 人 以 上	}	3.2		
		B	25 ～ 50 円		4.8	B	10 ～ 29 人		3.2		
		C	25 ～ 50 円		4.6	C	5 ～ 9 人		2.8		
D		免 税 点 以 下	4.5		D	2 ～ 4 人	2.6				
E				E							
雇 用 者	事 務 勞 働 者	月 収				出生児数	月 収				出生児数
		A	300 円 以 上	}	4.5	A	3(4) 万 円 以 上	}	2.0		
		B	150 ～ 300 円		4.4	B	2(2.5) ～ 3(4) 万 円		2.1		
		C	100 ～ 150 円		4.3	C	1.5 ～ 2(2.5) 万 円		2.3		
		D	50 ～ 100 円		4.0	D	1 ～ 1.5 万 円		2.4		
		E	50 円 未 満		—	E	1 万 円 未 満		2.0		
	筋 肉 勞 働 者	月 収				出生児数	月 収				出生児数
		A	200 円 以 上	}	5.4	A	3 万 円 以 上	}	2.8		
		B	150 ～ 200 円		5.3	B	2 ～ 3 万 円		2.8		
		C	100 ～ 150 円		5.0	C	1.5 ～ 2 万 円		3.0		
		D	50 ～ 100 円		5.0	D	1 ～ 1.5 万 円		3.1		
		E	50 円 未 満			E	1 万 円 未 満		3.3		

資料出所 人口問題審議会「人口白書」（34年）

- 註 1) 人口問題研究所調査、戦後昭和32年の出産力は同年施行の第3次出産力調査による。夫婦の範囲は第4表に同じ。
- 2) 戦前明治44年～大正8年に結婚した夫婦の数字は昭和15年の第1次出産力調査の結果により、昭和15年1月現在で結婚持続期間20～31年（ただし非農林自営業主については20～41年）の夫婦の1夫婦当たり既往出生数をとってある。なお、戦前の事務労働者は銀行会社員と行政官吏とによって代表されている数字である。
- 3) 戦後の事務労働者の月収分類にカッコで示してあるのは夫の年齢が40才未満と40才以上の夫婦を別々の基準で分類したことを示す。

について、昭和29年と33年を比較すると、単独世帯は2.54倍、夫婦・未婚の子だけを構成員とする基本世帯は1.26倍に増加したが、「その他の世帯」（主とし

て三世帯世帯)はもっとも増加率が低く、1.18倍であった(第6表)。33年における常用勤労者世帯の世帯構造別割合をみると、夫婦・未婚の子だけを構成員とする基本世帯が最も多く50.8%、つぎが「その他の世帯」の26.1%、単独世帯23.1%となっている。日雇労働者世帯も常用勤労者世帯とはほぼ同じような傾向であるが基本世帯がいくぶん少なく、単独世帯、「その他の世帯」がわずかに多くなっている。参考までに農家をみると、68.7%が「その他の世帯」とな

第6表 世帯業態別世帯構造別増減率(29年を100とする33年の率)

	総数	農家	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯
総数	123.0	109.0	125.0	140.0	99.7
1)単独世帯	221.9	110.0	148.5	254.0	270.0
2)基本世帯	117.1	106.1	131.5	126.2	86.4
3)その他の世帯	108.4	109.0	117.5	117.9	75.0

資料出所 厚生行政基礎調査

(注) 1) 世帯員が1人だけの世帯をいう。

2) 世帯主とその配偶者のみで構成するか、またはこれに未婚の子の加わった世帯をいう。

2) 上記以外のすべての世帯をいう。

第7表 世帯業態別世帯構造(%)

	総数	農家	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯	その他の世帯
昭和29年							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1)単独世帯	9.0	0.6	2.9	12.7	9.4	9.4	27.4
2)基本世帯	46.4	31.3	49.8	56.2	54.1	46.2	36.7
3)その他の世帯	44.6	68.1	47.3	31.1	36.5	44.4	35.9
昭和33年							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1)単独世帯	16.3	0.6	3.4	23.1	25.5	13.0	38.6
2)基本世帯	44.3	30.7	52.3	50.8	46.9	46.5	32.8
3)その他の世帯	39.4	68.7	44.3	26.1	27.5	40.5	28.6

資料出所 厚生行政基礎調査

(注) 1) 世帯員が1人だけの世帯をいう。

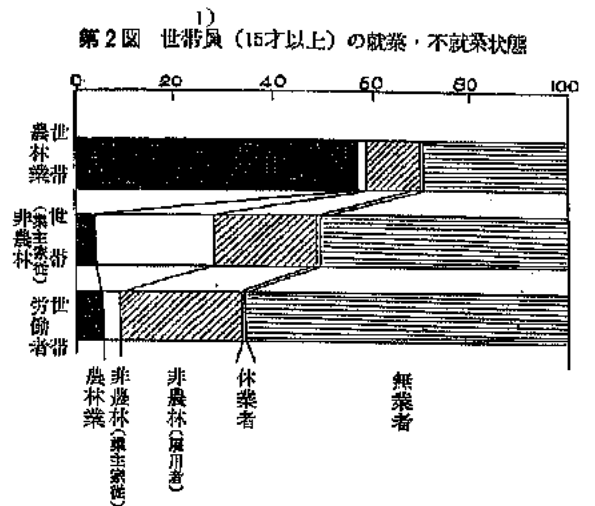
2) 世帯主とその配偶者のみで構成するか、またはこれに未婚の子の加わった世帯をいう。

3) 上記以外のすべての世帯をいう。

っており、夫婦・未婚の子を構成員とする基本世帯が約半数を占めている労働者世帯とは、その家族構成についていちじるしい相異がみられる(第7表)。

(3) 15才以上の世帯員の就業・不就業状態

労働者世帯(一般世帯)の15才以上の世帯員(世帯主を含まない)の就業・不就業状態をみると、家事だけをこなす主婦や、学生などのように全く就業をしていないものが過半数である。すなわち前掲「就業構造基本調査」(34年)によれば1世帯当たり1.81人の世帯員



資料出所 就業構造基本調査(34年)

(15才以上)がいるが

(注) 1) 世帯主を含まない。

このうち1.20人は無業となっている。この点について、無業者は世帯員(15才以上)2.69人のうち0.82人にすぎない農家や、2.26人のうち1.14人である非農林業業主・家族従業者世帯にくらべるとかなりの相異がみられる(第2図・第8表)。

つぎに、労働者世帯における就業している世帯員(15才以上)の従業上の地位をみると、非農林業雇用者が圧倒的に多い(0.62人中0.46人)。しかし世帯員(15才以上)のうち農業に従事しているもの、ならびに非農林業業主・家族従業者が0.62人中それぞれ0.1人、0.09人いることは注目すべきことであろう。

このように労働者世帯の世帯員(15才以上)のなかに農林業等を営んでいるものがある反面、農家や非農林業業主・家族従業者世帯の世帯員のなかに、非

第8表 農・非農世帯主別15才以上の世帯員の就業・不就業状況(一般世帯)

		農 林 業		非農林(業主・家従)		非農林雇用者	
世 帯 数		千	%	千	%	千	%
世 帯 員 総 数		5,114	100	3,598	100	9,133	100
有 業 者	総 数	9,615	187.7	4,012	111.8	5,615	61.5
	農 林 業	7,681	154.0	303	8.4	901	9.9
	業 主	66	1.3	137	3.8	507	5.6
	家 従	7,649	149.5	143	3.9	344	3.8
	雇 用 者	165	3.2	24	0.7	50	0.5
	非 農 林 業	1,698	33.1	3,695	103.0	4,687	51.3
	業 主	168	3.3	176	4.9	436	4.8
休 業 者		35	0.6	13	0.4	26	0.3
無 業 者		4,175	81.6	4,095	114.1	10,934	119.6

資料出所 就業構造基本調査(34年)

(注) 世帯員のなかには世帯主を含まない。

農林業雇用者として働いているものが少なくなき、第8表および第2図に示すように農家では15才以上の就業人員1.88人中0.29人が、非農林事業主・家族従業員世帯では1.12人中0.48人が非農林業雇用者として働いているのである。このようにわが国の現状においては、労働者世帯が農家、商家等から明瞭に分離していない場合が少なく、それが、労働者家族問題の把握を複雑にしているといえよう。

(4) 産業別分布状況

労働者世帯の産業別分布をみると、第9表に示すように製造業がもっとも多く3分の1を占めており、つぎがサービス業(15.3%)卸売小売金融保険不動産業(14.4%)運輸通信その他の公益事業(14.1%)の順になっている。31年にくらべると34年はすべての産業にわたって増加しているが、とくに、製造業・卸売小売業金融保険不動産業はいちじるしく増加したので、総数に占める割合

第9表 労働者世帯の産業別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

	世 帯 数		分 布 %	平均世帯人員		平均有業人員		平均世帯収入	
	31年	34年		31年	34年	31年	34年	31年	34年
総 数	9,296 (132)	11,004 (147)	100 (1.4)	3.9 (5.0)	3.6 (4.7)	1.5 (2.0)	1.5 (1.8)	25.7 (18.2)	33.9 (23.1)
(漁 業 水 産 養 殖 業)	440	471	4.7	4.5	4.2	1.4	1.4	24.6	33.2
鉱 業	847	1,005	9.1	3.9	3.6	1.5	1.6	18.6	25.0
製 造 業	3,102	3,716	33.3	3.7	3.5	1.5	1.5	25.1	33.0
卸売小売業、金融保険不動産業	1,298	1,559	14.0	4.0	3.5	1.7	1.6	30.2	39.7
運輸通信その他の公益事業	1,319	1,541	14.2	4.3	4.0	1.5	1.5	27.4	37.0
サ ー ビ ス 業	1,447	1,683	15.5	3.5	3.4	1.5	1.5	25.6	33.1
公 務	712	852	7.7	4.1	3.9	1.6	1.5	27.8	37.1

資料出所 就業構造基本調査

(注) 1) 単身者世帯(総数の17%)を含み、かつ、世帯人員、有業人員には世帯主をも含む。

もそれぞれ0.4%増加した。これに対し鉱業では世帯数は減少しないが、他の産業よりも増加率が低いために、総数に占める割合は31年の4.7%から34年は4.3%に減少した。

世帯人員の最も多いのは34年においては鉱業の4.2人で、最も少ないのはサービス業の3.4人である。31年に比べると、全産業にわたって減少の傾向がみられ、とくに減少のいちじるしい卸売小売業金融保険不動産業は4.0人から3.5人に減じたが、その他の産業では0.1~0.3人の減少である。

有業人員は世帯人員の減少にともなって減少しておらず、34年は31年に対してほとんど変化がみられなかった。わずかに0.1人減少を示したのは、卸売小売業金融保険不動産業・公務で、反対に0.1人増加したのは建設業である。

34年において平均世帯収入が最も高いのは卸売小売業金融保険不動産業の年額平均387,000円で、つぎが、公務の年額平均371,000円、運輸通信その他の公益事業の年額平均87万円となっている。もっとも平均世帯収入の低いのは建設業で、年額平均25万円である。31年と34年をくらべてもこの順位には全く変化がみられない(第9表)。

(5) 都道府県別分布状況

我が国の労働者世帯(一般世帯)の都道府県別分布をみると、50万世帯以上の労働者世帯数があるのは、東京、大阪、北海道、福岡で、40万世帯以上が神奈川、愛知、兵庫である。これら7都道府県に労働者世帯は集中しており、これらの都道府県の労働者世帯数を合計すると、全国労働者世帯総数の6割となる。これらの都道府県では世帯総数に占める労働者世帯の割合が過半数に達しているが、とくに、神奈川においては県の世帯総数の67.3%は労働者世帯で、都道府県中でその割合がもっとも高い。

世帯総数に占める労働者世帯の割合が4割~5割である府県は、宮城、埼玉、富山、石川、静岡、三重、京都、和歌山、広島、山口、長崎となっている。

労働者世帯の平均世帯人員については、とくに顕著な傾向はみられないが、東京・大阪はそれぞれ4.1人で他にくらべてかなり低い。

労働者世帯の平均世帯収入が高く、年額平均35万円以上の都道府県は、北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡である。世帯収入が低く年額平均が30万円以下の県は、青森、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、大分、宮崎、鹿児島である(第10表)。

第10表 都道府県別一般世帯数、平均世帯人員、有業人員、平均世帯収入

都道府県名	総世帯数				(C) 非農林雇用者世帯				(A)を100とする(B)の割合	(C)の世帯数の増減率 31年=100		
	世帯数		平均世帯人員		世帯数		平均世帯人員					
	31年	(B)34年	31年	(B)34年	31年	(B)34年	31年	(B)34年				
北海道	千	千	人	人	万円	千	千	人	人	万円	%	
	874	1,012	4.9	1.9	33.8	435	564	4.5	1.4	36.2	55.7	129.7
	245	262	5.4	2.2	25.3	70	89	4.6	1.6	28.4	34.0	127.1
	247	261	5.4	2.4	23.0	78	91	4.5	1.6	31.1	34.9	116.7
	295	312	5.5	2.2	27.1	97	127	4.6	1.6	31.7	40.7	130.9
山形県	233	245	5.4	2.3	27.9	73	86	4.7	1.7	31.5	35.1	117.8
	239	248	5.3	2.4	25.8	75	81	4.4	1.8	29.6	32.7	108.0
	362	381	5.4	2.4	25.0	125	143	4.5	1.6	29.3	37.5	114.4
	373	385	5.3	2.4	24.6	100	119	4.6	1.7	32.1	30.9	119.0
	276	285	5.3	2.4	26.7	89	100	4.5	1.8	31.6	35.1	112.4
山梨県	296	309	5.1	2.3	24.6	107	110	4.4	1.8	30.0	35.6	102.8
	419	453	5.1	2.2	31.1	164	205	4.4	1.7	36.7	45.3	126.0
	413	444	5.0	2.3	29.8	146	165	4.4	1.7	37.4	37.2	113.0
	1,794	2,140	4.3	1.7	46.2	1,120	1,420	4.1	1.6	49.2	66.4	126.8
	613	704	4.5	1.7	40.5	383	474	4.3	1.6	43.6	67.3	123.8
新潟県	436	452	5.4	2.5	28.7	144	168	4.6	1.9	34.6	37.2	116.7
	196	203	4.9	2.3	31.0	76	89	4.4	1.8	34.0	43.8	117.1
	190	195	4.8	2.2	31.5	74	88	4.5	1.9	33.9	45.1	118.9
	150	156	4.7	2.3	28.3	55	58	4.3	1.9	31.1	37.2	105.5
	152	152	5.0	2.2	24.6	40	44	4.5	1.8	30.1	28.9	110.0
長野県	387	405	4.8	2.3	23.8	112	135	4.4	1.8	30.4	33.2	111.5
	305	317	4.9	2.3	26.2	102	119	4.4	1.9	31.4	37.5	101.7
	487	524	5.1	2.2	30.5	198	237	4.6	1.7	34.8	45.2	119.7
	737	826	4.7	2.1	35.8	375	457	4.4	1.7	40.5	53.5	121.9
	296	309	4.7	2.2	28.3	107	125	4.3	1.8	32.8	40.5	116.8
岐阜県	170	173	4.8	2.2	27.0	53	62	4.5	1.8	34.3	35.8	116.8
	402	427	4.5	1.9	35.9	195	219	4.2	1.7	40.0	51.3	112.3
	1,015	1,192	4.3	1.7	41.0	583	746	4.1	1.5	42.0	62.6	128.0
	766	821	4.5	1.8	37.2	401	455	4.2	1.6	44.4	55.4	113.5
	152	158	4.8	1.9	29.1	49	54	4.4	1.7	34.9	34.2	110.2
静岡県	212	222	4.4	1.9	27.9	77	90	4.2	1.6	30.9	40.5	116.9
	116	120	5.0	2.3	24.6	38	41	4.5	1.8	29.8	34.2	107.9
	178	178	4.9	2.3	20.9	49	52	4.4	1.8	28.3	29.2	106.1
	337	346	4.6	2.2	25.1	115	130	4.2	1.7	31.3	37.6	113.0
	451	480	4.5	2.0	28.3	196	227	4.2	1.7	34.3	47.3	115.7
愛知県	332	349	4.6	1.9	29.5	145	164	4.4	1.6	34.7	47.0	113.1
	166	171	5.0	2.2	21.9	53	56	4.5	1.7	27.5	32.7	105.7
	189	196	4.7	2.2	26.1	71	74	4.3	1.7	31.5	37.8	104.2
	305	312	4.7	1.9	22.8	113	120	4.4	1.6	28.5	38.5	106.2
	187	196	4.4	2.0	21.8	60	67	4.2	1.7	27.8	34.2	111.7
徳島県	750	842	4.7	1.7	32.7	438	517	4.5	1.5	36.5	61.4	118.0
	179	183	5.2	2.2	26.5	65	72	4.7	1.6	30.5	39.3	110.8
	333	347	4.9	1.9	25.2	144	164	4.6	1.5	31.0	47.3	113.9
	354	367	5.1	2.2	25.2	109	122	4.5	1.5	32.2	33.2	111.9
	245	253	4.9	2.1	23.1	79	89	4.5	1.6	29.6	35.2	112.7
宮崎県	215	230	4.9	2.2	20.6	67	77	4.3	1.6	26.6	33.5	114.9
	424	430	4.6	2.0	18.3	103	123	4.5	1.6	25.4	28.6	119.4
	17,900	19,408	—	—	31.4	7,693	9,133	—	—	37.7	47.0	118.9

資料出所 就業構造基本調査(34年) (注)1) 平均世帯収入は年額である。

2 経済生活

労働者家族は原則として、生産手段をもたず、労働者の勤労収入によって生計を支えている。したがってその家計は、労働者の賃金、俸給の枠によって規定されるが、この賃金、俸給は労働の対価として一定額が支払われるのであって、労働者の家族生活の実態に即応してその額が変動するものではない。このために労働者家族の扶養能力は制限され、家計は非弾力的なものになる。この章では統計的にみた労働者世帯の収入と支出の実態、扶養家族に対する税制上の措置および企業による家族手当等についてみることにする。

(1) 世帯収入額と収入種類

第11表 平均世帯人員、平均世帯収入

就業構造基本調査(34年)による	世帯収入	平均世帯人員		平均世帯収入 (月額千円)
		総数	有業人員	
34年	総数	4.1	1.8	24.0
	農林業	5.4	2.9	17.8
	非農林業	4.4	2.1	27.2
31年	総数	4.4	1.9	18.8
	農林業	5.7	3.0	15.5
	非農林業	4.7	2.1	21.7
34年	総数	4.4	1.9	18.8
	農林業	5.7	3.0	15.5
	非農林業	4.7	2.1	21.7

資料出所 就業構造基本調査

(注)1) 単身世帯を含む世帯員全員の平均

が、有業人員も世帯人員も少ない。

31年に比較すると、34年の労働者世帯の収入は82%増加し、農家(25%)、非農林業業主・家族従業者世帯(15%)よりも増加率がたかい。一方平均世帯人員についてみると、34年は31年よりも0.3人減少した。労働者世帯の平均世帯収入の分布をみると年額30万円未満(月額25,000円未満)が過半数(53.3%)をしめており、このうち、15万円未満(月額12,500円未満)が20%であ

第12表 収入階級別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

収入階級	農 業				非農林業(業主・家従)				非農林業雇用者			
	世帯数		平均世帯収入		世帯数		平均世帯収入		世帯数		平均世帯収入	
	数	% (5,251,000)	人 (年額万円)	人 (年額万円)	数	% (100,000)	人 (年額万円)	人 (年額万円)	数	% (11,004)	人 (年額万円)	人 (年額万円)
総 数	20.8	4.1	2.1	6.2	9.9	2.7	1.3	6.8	9.3	1.8	1.1	7.3
年 額 10万円未満	17.7	4.9	2.5	12.2	12.9	3.5	1.5	12.2	10.7	2.5	1.2	12.3
10万円以上 ~ 15万円未満	16.7	5.2	2.7	17.1	13.7	4.0	1.7	17.1	11.1	3.0	1.3	17.2
15万円 ~ 20万円	13.5	5.6	3.0	22.0	13.1	4.3	1.9	22.1	11.7	3.3	1.3	22.2
20万円 ~ 25万円	9.8	6.0	3.3	27.0	9.6	4.6	2.1	26.8	10.5	3.7	1.4	27.0
25万円 ~ 30万円	11.6	6.3	3.5	33.9	15.7	4.9	2.3	33.8	18.1	4.0	1.5	34.1
30万円 ~ 40万円	5.3	6.7	3.8	43.9	9.2	5.2	2.5	44.1	11.1	4.4	1.7	44.1
40万円 ~ 50万円	2.5	7.1	4.1	53.9	5.4	5.4	2.8	53.3	6.8	4.8	2.0	53.9
50万円 ~ 60万円	1.1	7.4	4.2	63.8	3.6	5.5	2.8	63.0	3.9	5.0	2.1	63.8
60万円 ~ 70万円	0.5	7.5	4.1	73.7	1.9	5.7	3.0	73.5	2.4	5.3	2.4	73.9
70万円 ~ 80万円	0.2	7.6	4.4	83.6	1.3	6.0	3.1	83.3	1.4	5.3	2.4	83.8
80万円 ~ 90万円	0.2	6.9	3.9	94.1	0.8	5.9	3.0	94.0	1.0	5.3	2.5	94.1
90万円 ~ 100万円	0.3	6.9	3.9	143.0	2.9	5.8	3.1	161.3	2.4	5.3	2.4	156.4
100万円以上												

資料出所 就業構造基本調査(34年)

(注) 単身世帯世帯を含み、かつ、平均世帯人員、平均有業人員には世帯主を含む。

る。参考までに農家、非農林業業主家族従業者世帯をみると、平均世帯収入年額30万円未満(月額25,000円未満)のものが、それぞれ78.2%,59.2%である(第12表)。

労働者世帯の収入はいうまでもなく勤労収入に依存するが、勤労収入以外の収入の種類と額をみると、前掲「就業構造基本調査」(34年)によれば、農林業所得のある世帯は労働者世帯総数(一般世帯)の8.2%で、その額は年額平均

第13表 収入の種類別、農・非農別、世帯数、平均世帯収入

(一般世帯) (単位千世帯)

		総 数				農 業 非農林業 非農林業 非農林業			
世 帯 数		単位千	19,408	4,915	3,598	9,133			
仕事からの収入	農林業所得	1)世帯数 4)平均収入 (年額万円)	6,232 4.5	4,908 15.8	307 0.4	746 0.5			
	非農林業所得	2)世帯数 4)平均収入 (年額万円)	4,816 5.9	455 0.7	3,591 28.5	532 0.6			
	勤 労 所 得	3)世帯数 4)平均収入 (年額万円)	12,704 19.5	1,752 4.1	907 3.9	9,133 35.5			
財 産 収 入		世 帯 数 4)平均収入 (年額万円)	1,738 0.59	527 0.33	293 0.52	705 0.6			
生 活 保 護 金		世 帯 数 4)平均収入 (年額万円)	267 0.07	48 0.04	33 0.04	65 0.05			
社 会 保 障 給 付		世 帯 数 4)平均収入 (年額万円)	1,659 0.47	548 0.54	212 0.29	542 0.3			
そ の 他		世 帯 数 4)平均収入 (年額万円)	755 0.37	183 0.20	91 0.16	159 0.12			

資料出所 就業構造基本調査(34年)

- (注)1) 世帯主又はその家族のうち、本業あるいは副業として農林業の自営業主の仕事をしているものが1人以上いる世帯の数
2) 世帯主又はその家族のうち、本業あるいは副業として非農林業の自営業主の仕事をしている者が1人以上いる世帯の数
3) 世帯主又はその家族のうち本業あるいは副業として雇用者の仕事をしている者が1人以上いる世帯の数
4) 平均収入は当該収入の総計額を当該収入のなかった世帯も含めた総世帯数で除して算出した。

第14表 労働者世帯(一般世帯)の収入種類別
平均世帯収入

		31 年		34 年	
総 数		100% (7,693千)		100% (9,133千)	
農 林 業 所 得	1)世帯数	%	4.9	%	8.2
	4)平均収入	(年額万円)	0.3	(年額万円)	0.5
非農林業所得	2)世帯数	%	5.7	%	5.8
	4)平均収入	(年額万円)	0.5	(年額万円)	0.6
勤 労 所 得	3)世帯数	%	100	%	100
	4)平均収入	(年額万円)	27.1	(年額万円)	35.5
財 産 収 入	世帯数	%	6.3	%	7.7
	4)平均収入	(年額万円)	0.4	(年額万円)	0.6
生活保護金	世帯数	%	0.9	%	0.7
	4)平均収入	(年額万円)	0.03	(年額万円)	0.05
社会保障給付	世帯数	%	5.5	%	5.9
	4)平均収入	(年額万円)	0.24	(年額万円)	0.3
そ の 他	世帯数	%	1.9	%	1.7
	4)平均収入	(年額万円)	0.1	(年額万円)	0.12

資料出所 就業構造基本調査

(注) 第13表注参照

それぞれその割合と金額がわずかに増加している。これら3つの収入(農林業所得・非農林業所得・財産収入)を合計した金額は労働者世帯(一般世帯)の平均世帯収入の4.5%に当たっている。

労働者世帯(一般世帯)のうち社会保障給付を受けたものは34年は5.9%その額は3,000円で、31年にくらべると、割合も金額もごくわずかであるが増加した。生活保護金を支給された労働者世帯(一般世帯)は0.7%(34年)で31年にくらべると0.2%減少したが、その金額は、34年は年額平均500円で31年に対し200円の増加を示した(第13表・第14表)。

なお、農家・非農林業業主・家族従業者世帯においても非農林雇用者として働いているものが少なくないことは、前章の「(3)15才以上の世帯員の就業・不就業状態」の項でも述べたが、これについてみると、農家(業主・家族従業者世帯)において勤労所得のある世帯は第15表に見るように34年は35.7%を占めてお

5,000円である。31年に

は農林業所得のある労働

者世帯(一般世帯)は

4.9%で、その額は年額

平均3,000円であるから、

その割合も収入額も増加

したことになる。また34

年において、非農林業所

得のある労働者世帯(一

般世帯)は、5.8%、その

額は年額平均6,000円、

財産収入のあるものは、

7.7%で、その額は年額

平均6,000円となってお

り、31年にくらべるとそ

り、その所得額は年額平均41,000円で、農林業所得に対する率は26%である。

この数字は31年には21.5%29,000円であるから、その割合も所得額も増加し

た。非農林業(業主・家族従業者世帯)で勤労所得のある世帯は34年は25%

で、31年(21.6%)よりもいくぶん増加した。その所得額は年額平均39,000円

で31年にくらべるとわずかに増加している。

第15表 農家等の仕事からの世帯収入

		農林業(業主・家従)		非農林業(業主・家従)	
		31 年	34 年	31 年	34 年
世帯総数		100% (4,874,000)	100% (4,915,000)	100% (3,472,000)	100% (3,598,000)
農 林 業 所 得	1)世帯数	%	99.0	%	3.7
	4)平均収入	(年額万円)	14.8	(年額万円)	0.2
非農林業所得	2)世帯数	%	3.5	%	99.6
	4)平均収入	(年額万円)	0.3	(年額万円)	22.9
勤 労 所 得	3)世帯数	%	21.5	%	21.6
	4)平均収入	(年額万円)	2.9	(年額万円)	3.7

資料出所 就業構造基本調査

(注) 第13表注参照

(2) 家 計

34年の勤労者世帯の消費生活は、雇用状況の好転にともなう就業機会の増大や、賃金水準の上昇に影響されて、かなり改善された。その消費水準についてみると、30年を100とすると

第16表 国民消費水準の推移(30年=100)

年	全 国	都 市 (全都市・ 全世帯)	農 村 (全国農家)	全 都 市 (勤労者世帯)
31年	104.2	105.2	102.8	105.1
32年	108.0	109.8	105.2	110.3
33年	113.3	116.9	107.8	117.9
34年	118.9	123.2	112.4	123.9

イ 実収入の推移

34年における全都市勤労者

世帯の実収入は36,873円で、

前年にくらべると6.4%増加した。実収入の内訳をみると、勤労収入が93.2%

残りは内職収入(1.6%)事業収入(0.4%)その他(4.8%)となっている。

資料出所 経済企画庁

第17表 勤労者世帯年平均1ヵ月間の実収入の推移

(単位 円)

年	項目	世帯人員数	有業人員数	実収入	勤 労 者 世 帯 内 収 入			世帯主収入	妻の収入	その他の世帯員収入	事業収入	内職収入	その他の収入
					合 計	世帯主収入	妻の収入						
昭和28年平均	実	4.79	1.44	26,025	24,237	21,841	290	2,506			516		1,272
	29年	4.80	1.46	28,283	26,305	23,030	359	2,916			514		1,464
	30年	4.71	1.45	29,169	27,080	24,065	395	2,620			610		1,479
	31年	4.47	1.46	30,775	28,567	25,545	602	2,420			635		1,574
	32年	4.44	1.45	32,664	30,418	27,341	542	2,435			669		1,577
昭和29年平均	実	4.46	1.46	34,663	32,262	28,861	583	2,718			112	552	1,737
	29年	4.41	1.50	36,873	34,379	30,608	799	2,972			140	597	1,757
	30年			100.0	93.1	82.0	1.1	10.0			2.0		4.9
	31年			100.0	93.0	81.4	1.3	10.3			1.8		5.2
	32年			100.0	92.8	82.5	1.3	9.0			2.1		5.1
昭和30年平均	実			100.0	92.8	83.0	1.9	7.9			2.1		5.1
	31年			100.0	93.1	83.7	2.0	7.4			2.1		4.8
	32年			100.0	94.9	85.8	2.0	7.1			0.2	1.2	3.7
昭和31年平均	実			100.0	93.2	83.0	2.2	8.0			0.4	1.6	4.8
	32年			100.0	93.2	83.0	2.2	8.0			0.4	1.6	4.8

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」

勤労収入の構成は、世帯主収入が83.0%、妻の収入 2.2%、その他の世帯員収入8.0%である。

最近数年間の実収入の構成についての傾向をみると、世帯主収入の占める割合は少しずつ増加をみていたが、34年は前年に対しいくぶん減少し、83%となった。これを戦前(昭和9～11年平均)の実収入に対する世帯主収入の割合(89%)と比較すると、かなりの開きが見られる。一方妻の勤労収入の割合はごくわずかではあるが、年々増加し、34年における実収入に対する構成比は 2.2%に

第18表 職業別勤労者世帯の有業(注)率 (%)

年	総 数	常用労働者	臨時雇	民間	官公
30年	30.79	32.8	32.9	29.0	29.6
31年	32.66	34.4	36.9	31.2	31.7
32年	32.66	34.6	38.4	31.3	31.8
33年	33.15	35.3	40.3	31.3	31.9
34年	34.00	36.4	43.7	32.4	31.8

資料出所 総理府統計局「家計調査」

② 世帯人員に対する有業者の割合
増加の傾向にあり、34年も前年にひきつづき増加している。このような有業率増加の要因として、「34年労働経済の分析」(労働省労働統計調査部)は、「①人口構成の変化を反映した世帯内での生産年齢人口比率の増加、②好況にともなう労働需要の増大、あるいは③共稼ぎ世帯の増加等、経済的、社会的な影響が考えられる」と述べている。有業率は低所得階層ほど高くなっているが、この点については所得階層別の状況においても述べることにする(第18表)。

□ 可処分所得と非消費支出

34年における勤労者世帯の可処分所得(実収入から非消費支出を差引いたもの)は月額平均 34,122円で、実収入の 92.5%である。前年にくらべると34年4月の減税の影響もあって、可処分所得は0.7%増加した(第19表)。

勤労者世帯の非消費支出の内訳は第20表に示す通りで、実収入に対する非消費支出の割合は30年以後減少の傾向を示しており(30年=11.3%, 34年= 7.5%), これは主として、勤労所得税の減少によるものである。

第19表 実収入と可処分所得

年	実収入 (a)	非消費 支出 (b)	可処分 所得 (a)-(b)
実数	円	円	円
32年	32,664	2,854	29,810
33年	34,663	2,839	31,824
34年	36,873	2,751	34,122
構成比	%	%	%
32年	100%	8.7%	91.3%
33年	100	8.2	91.8
34年	100	7.5	92.5

資料出所 総理府統計局「家計調査」

となる。

第20表 非消費支出の推移

(単位 円)

	実収入	非消費支出					
		合計	勤労所得税	その他の税	社会保険費	その他	
実数							
昭和28年平均	26,025	2,960	1,713	491	631	125	
29年	28,283	3,361	1,906	550	757	148	
30年	29,169	3,273	1,760	605	762	146	
31年	30,776	3,312	1,756	609	808	139	
32年	32,664	2,854	1,243	612	853	146	
33年	34,663	2,839	1,184	623	927	105	
34年	36,873	2,751	1,122	592	969	68	
構成比(%)							
昭和28年平均	100	11.4	6.6	1.9	2.4	0.5	
29年	100	11.8	6.7	1.9	2.7	0.5	
30年	100	11.3	6.1	2.1	2.6	0.5	
31年	100	10.8	5.7	2.0	2.6	0.5	
32年	100	8.7	3.8	1.9	2.6	0.4	
33年	100	8.2	3.4	1.8	2.7	0.3	
34年	100	7.5	3.1	1.6	2.6	0.2	

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」

終戦直後の、収入が多少でもふえればヤミ米購入費にあてた時代、26~27年頃の戦時中消耗した衣服等の補充のために被服費が増加した時代を思い起す時、その変化が目される。

消費支出のなかで最も大きな割合を占めるのは、第22表Aに示したとおり食料費で34年においては総額の39.8%である。このエンゲル係数(消費支出総額

ハ 消費支出の推移

34年における勤労者世帯の消費支出総額は29,375円で、可処分所得の86%である。これを前年にくらべると5.8%上昇したが、一方、消費者物価が34年平均1.1%微騰(第21表)したので、それだけ実質家計費の上昇は下廻ることになる。

最近2、

3年間の勤労者世帯の消費支出のなかで、また家具・購入費のいちじるしい増加であり、また娯楽費も増加していることである。

第21表 消費者物価指数(30年=100)

	総合	食料	(穀類)	(その他の食料)	被服	光熱	住居	雑費
28年	95.0	95.3	94.8	95.7	102.9	97.8	90.9	91.1
29年	101.0	103.1	102.5	103.5	103.9	100.4	96.1	96.9
30年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
31年	100.4	98.8	94.7	101.3	99.7	101.7	108.4	101.7
32年	103.5	102.5	98.8	104.6	100.1	110.7	114.5	103.2
33年	103.0	101.2	101.6	101.0	97.2	107.9	116.6	105.2
34年	104.1	101.8	100.9	102.4	95.3	106.6	121.1	108.5

資料出所 総理府統計局「小売物価統計調査報告」

に対する食料費の割合)は29年以降徐々に減少しており、28年(45%)に比較すると34年は5.2%減少を示した。しかし、戦前(9~11年平均)の35.8%にくらべれば、まだ戦前の生活水準に回復していないのではないかと疑問が生じる。この点について、国民生活白書(34年版)は戦前の都市世帯においては、借家世帯が約8割を占め、「家計調査」の対象世帯も借家世帯のみに限られていたのに対し、戦後は持家世帯が急激に増加し、借家世帯は約3割に減ったので、「家計調査」の家賃支出が大巾に減少したことによることを指摘している。そこで消費支出総額から家賃、地代等を除いたものを100として食費の割合を算出すると、戦前(9~11年平均)41.3%、34年は41.9%となり、大体、戦前の水準に回復したということになる。食料費の内訳をみると、ここ数年間穀類の占める割合が減少の傾向をたどっており、28年に17%を占めていたのが、34年は12.4%に減少した。穀類以外の食料の占める率はあまり変化がみられないが、最近の傾向をみると、その内容が質的に向上してきており、とくに肉乳卵類のような動物性蛋白質、嗜好品の増加が目立っている。

食料費についてその占める割合が高い被服費は28年以降減少の傾向をたどり28年は14.3%であったが、34年は12%となった。これに対して、住居費は28年は5.9%であったのが、34年は9.9%とかなり増加している。既に述べたとおり住居費のなかでもっとも増加しているのは家具・什器(電気洗濯機・テレビを含む)で、28年には消費支出総額の2.2%にすぎなかったものが、32年以後急

第22表A 勤労者世帯年平均1ヵ月間の消費支出金額の推移 (単位 円)

年	世帯 人員	消費 支出 合計	食 料 費			住居費	光熱費	被服費	雑 費
			計	穀類	その他の 食料				
実 昭和9～11年平均	—	80.61	28.90	11.12	17.78	13.43	3.95	9.33	26.00
昭和28年 平均	4.79	21,727	9,774	3,691	6,083	1,292	1,128	3,103	6,430
29年	4.80	23,067	10,501	3,916	6,585	1,345	1,160	2,891	7,170
30年	4.71	23,513	10,465	3,841	6,624	1,434	1,185	2,861	7,568
31年	4.47	24,231	10,399	3,595	6,804	1,748	1,174	3,050	7,860
32年	4.44	26,092	10,937	3,716	7,221	1,993	1,278	3,306	8,578
33年	4.46	27,799	11,444	3,739	7,705	2,489	1,286	3,353	9,227
34年	4.41	29,375	11,686	3,652	8,034	2,901	1,323	3,523	9,942
数									
昭和9～11年平均	—	100	35.8	13.7	22.1	16.7	4.9	11.6	31.0
昭和28年 平均	—	100	45.0	17.0	28.0	5.9	5.2	14.3	29.6
29年	—	100	45.5	17.0	28.5	5.8	5.0	12.6	31.1
30年	—	100	44.5	16.3	28.2	6.1	5.0	12.2	32.2
31年	—	100	42.9	14.8	28.1	7.2	4.9	12.6	32.4
32年	—	100	41.9	14.2	27.7	7.6	4.9	12.7	32.9
33年	—	100	41.1	13.4	27.7	9.0	4.6	12.1	33.2
34年	—	100	39.8	12.4	27.4	9.9	4.5	12.0	33.8

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」

第22表B 住居費の推移

年	住居費	家 地	賃 代	設 修	備 繕	水 道 料	家 具	具 器
実 昭和28年平均	1,292		370		316	74		532
29年	1,345		426		334	84		501
30年	1,434		475		319	89		551
31年	1,748		664		335	103		646
32年	1,993		732		330	111		820
33年	2,489		759		521	128		1,081
34年	2,901		777		538	130		1,456
数								
昭和28年平均	5.9		1.7		1.5	0.3		2.4
29年	5.8		1.8		1.4	0.4		2.2
30年	6.1		2.0		1.4	0.4		2.3
31年	7.2		2.7		1.4	0.4		2.7
32年	7.6		2.8		1.3	0.4		3.1
33年	9.0		2.7		1.9	0.5		3.9
34年	9.9		2.7		1.8	0.4		5.0

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」

激に増加し、34年には5%にのぼった。家賃・地代も家具・什器ほどではないが少しずつ増加しており、28年には1.7%であったが、34年は2.7%に増加した(第22表B)。

第22表 C 勤労者世帯年平均1ヵ月間の雑費の推移

	雑費 合計	保健医 療費	美容衛 生費	交通通 信費	教育費	文房具 費	教養娯 楽費	たばこ	交際費	その他
実 昭和28年平均	6,430	469	711	395	676	1,093	324	1,010	1,752	
29年	7,170	495	779	429	789	1,224	328	1,113	2,013	
30年	7,568	506	833	454	824	1,280	325	1,208	2,138	
31年	7,860	491	866	496	772	1,274	330	1,264	2,367	
32年	8,578	536	889	531	837	1,351	320	1,391	2,723	
33年	9,227	610	867	602	748	1,173	325	1,298	2,929	
34年	9,942	633	903	623	844	1,217	312	1,462	3,278	
数										
昭和28年平均	29.6	2.2	3.3	1.8	3.1	5.0	1.5	4.7	8.0	
29年	31.1	2.2	3.4	1.9	3.4	5.3	1.4	4.8	8.7	
30年	32.2	2.2	3.5	1.9	3.5	5.5	1.4	5.1	9.1	
31年	32.4	2.0	3.6	1.9	3.2	5.3	1.4	5.2	9.8	
32年	32.9	2.0	3.4	2.1	3.2	5.2	1.2	5.4	10.4	
33年	33.2	2.2	3.1	2.2	2.7	0.4	6.2	1.2	4.7	10.2
34年	33.8	2.1	3.1	2.1	2.9	0.4	6.0	1.1	5.0	10.9

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」(33年)

最後に主として文化的出費とみなされる雑費の内容についてみると、第22表Cに示すとおり、教養娯楽費・交際費の占める割合が高い。ここ2、3年間のうごきをみると、教養娯楽費の増加がめだち、32年の5.2%に対し34年は6%に上昇した。34年において前年に対し増加がめだつのは、交際費、教育費である。

＝ 月賦利用状況

勤労者世帯において、家具・什器の支出が増加していることは既に述べたとおりであるが、このような耐久消費財に対する支出の増加は月賦制度の普及とも関係があることが考えられる。34年「家計調査」(総理府統計局)における勤労者世帯の「月賦・掛買払」は第23表に示すとおり、2,337円で実収入の6.8%である。ここ2・3年間、家計費に占める月賦・掛買払は少しずつ増加する

第23表 勤労者世帯における月賦の

実収入に対する割合 (単位: 円)

年	実 数		%	
	実収入	月賦・掛 買払	実収入	月賦・掛 買払
昭和28年平均	26,025	1,232	100	4.7
29年	28,283	1,609	100	5.7
30年	29,169	1,625	100	5.6
31年	30,776	1,804	100	5.9
32年	32,664	2,045	100	6.1
33年	34,663	2,182	100	6.3
34年	36,873	2,337	100	6.3

資料出所 総理府統計局「家計調査年報」

経済企画庁・消費者動向予測調査結果報告(34年2月) 家計費に占める月賦の割合は1割未満の世帯が多く、64.5%で、1割以上1.5割未満、20.0%、1.5割以上は10.8%となっている。

つぎに、勤労者世帯のなかでどの位が月賦を利用しているかをみると、前掲消費者動向予測調査(34年8月)によれば、過半数(53.5%)が月賦を利用し

第24表 職業別月賦利用率

(単位:%世帯)

	調査世帯数	した	しなかつた	わからない
総 数	4,120(100)	49.3	50.6	0.1
勤 労 者	2,585(100)	53.5	46.4	0.1
職 員	1,554(100)	55.1	44.8	0.1
勤 務 者	1,021(100)	51.0	48.9	0.1
個 人 営 業	1,013(100)	43.0	56.7	0.3
会社団体などの役員	162(100)	38.2	61.8	—
自由業者・無職およびその他	360(100)	41.4	58.3	0.3

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査結果報告」(34年8月)

も月賦を利用しているものが多い(第24表)。

所得階層別の月賦利用状況は、第25表に示すとおりで、都市世帯(6割が勤労者世帯)のうち、年額30万円~40万円の中位所得階層のものが最も多く利用しており、55.9%である。所得の低い階層に属する20万円未満の世帯の月賦利用率は39.5%、高所得階層(80万円以上)の利用率は32.8%で中位所得階層よ

傾向がみられる。

では、月賦を利用している世帯について、家計費に占める月賦の割合はどの位になっているであろうか。この点について、勤労者世帯についてだけ調査した資料がないが、都市世帯(うち6割は勤労者世帯)についてみると、(経

ている。個人営業

者や会社団体など

の役員にくらべる

と、勤労者世帯の

月賦利用率はかな

り高い。労働別に

みると、職員世帯

は労働者世帯より

第25表 所得階層別月賦利用率 (単位:%世帯)

利用実況	調査世帯数	した	しなかつた	わからない
所得階層				
総 数	4,120(100)	49.3	50.6	0.1
20万円未満	821(100)	39.5	60.3	0.2
20~30 "	958(100)	52.9	46.8	0.3
30~40 "	878(100)	55.9	44.1	—
40~50 "	547(100)	52.8	47.2	—
50~60 "	340(100)	52.6	47.4	—
60~70 "	194(100)	43.3	56.7	—
70~80 "	125(100)	54.4	45.6	—
80万円以上	177(100)	32.8	67.2	—
わからない	80(100)	38.8	59.9	1.3

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査結果報告」

(34年8月)

12.9%となった。

34年の勤労者世帯の黒字額は4,747円で、このうち7割は貯蓄にむけられ、その貯蓄率(実収入に対する貯蓄の割合)は9.8%である。貯蓄率は前年に対し

第26表 勤労者世帯の
収支過不足状況

年	実収入 —実支出	黒字率
	円	%
26年平均	297	1.8
27年	831	4.0
28年	1,338	5.1
29年	1,855	6.6
30年	2,383	8.2
31年	3,233	10.5
32年	3,718	11.4
33年	4,024	11.6
34年	4,747	12.9

資料出所 総理府統計局

「家計調査」

第27表 勤労者世帯の家計収支バランス

項目	32年平均	33年平均	34年平均
年	円	円	円
可処分所得	29,810	31,824	34,122
消費支出	26,092	27,799	29,375
黒 字	3,718	4,025	4,747
貯 金	1,383	1,454	1,706
保 険	979	1,143	1,290
借 金	202	299	397
掛 買	363	413	310
その他	283	211	342
繰越金	508	505	702
黒 字 率	11.4%	11.6%	12.9%
貯 蓄 率	8.1	8.1	9.8

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) 黒字率は実収入に対する実収支差(黒字額)の割合、貯蓄率は実収入に対する貯金、保険その他の計の割合である。

り利用世帯が少なくなっている。

ホ 家計収支バランス

終戦後数年間赤字がつづ

いた勤労者世帯の家計収支

は、26年にわずかに黒字と

なり(1.8%)それ以後、黒

字率(実収入に対する黒字

の割合)は第26表に示すと

おり少しずつ増加し、31年

には1割をこえ、34年には

1.7%上昇した。

勤労者世帯のなかで貯蓄のあるものはどの位あるかをみると消費者動向予測調査（経済企画庁・34年8月）によれば、88.3%が貯蓄をしている。労働者にみると、職員世帯の方が貯蓄しているものが多く94.1%で、労働者世帯は79.4%である。貯蓄額についてみてみてもかなりの開きがみられ、職員世帯では7万円～30万円のものがほぼ半数近く（44.4%）を占めているが、労働者世帯では5万円未満が約半数（50.6%）である（第28表）。

貯蓄の種類を貯蓄動向調査（総理府統計局・33年2月）によってみると、労働者世帯の多く（82.1%）は生命保険・郵便年金に加入して

第28表 貯蓄保有額別世帯分布

	総数	勤労者世帯			
		小計	職員	労働者	
調査世帯数	4,120 (100.0)	2,585 (100.0)	1,564 (100.0)	1,021 (100.0)	
ない	(9.5)	(8.6)	(3.3)	(16.8)	
無回答	(3.7)	(3.1)	(2.6)	(3.8)	
あ	総数	100.0 (86.8)	100.0 (88.3)	100.0 (94.1)	100.0 (79.4)
1万円未満	7.5	7.8	4.3	14.2	
1万円～2万円未満	6.1	6.7	4.6	10.6	
2万円～3万円	6.8	7.3	4.7	12.0	
3万円～5万円	10.2	10.7	9.0	13.8	
5万円～7万円	9.7	9.9	9.6	10.4	
7万円～10万円	12.1	12.8	13.7	11.4	
10万円～20万円	15.6	16.0	18.2	11.6	
20万円～30万円	10.8	11.2	12.5	8.9	
30万円～50万円	9.7	9.2	11.4	5.2	
50万円以上	11.5	8.4	12.0	1.9	

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」（34年8月）

労働者の賃金格差の大きいことがしばしば指摘されているが、このような傾向はいうまでもなく、労働者世帯の家計費にもあらわれている。「家計調査」（総理府統計局・33年9月）によれば、第30表に示すとおり、500人以上の事業所に

労働者世帯の多く（82.1%）は生命保険・郵便年金に加入しており、預貯金がいかに多い。株式投資をしているものは22.5%あるが、信託は5.5%にすぎない（第29表）。

へ。所得階層別にみた家計の状況
(イ) 一般労働者世帯

最近、大企業に働く労働者の賃金と中小・零細企業に働く

第29表 勤労者世帯の貯蓄種類別貯蓄の保有状況

項目	割合
調査世帯数	100.0%
貯蓄世帯数	92.7
預金（総数）	79.8
貯蓄（定期及び預立）	57.0
金（その他）	54.9
生命保険・郵便年金	82.1
株式投資	22.5
信託	5.5
貯蓄していない世帯数	7.3

資料出所 総理府統計局「貯蓄動向調査」33年2月（労働省昭和33年労働経済の分析第152表）

～4人、22.1%）。第二に零細規模労働者世帯では、可処分所得よりも消費支出が多くなっており、つまり、赤字世帯が多いことになるが、大企業労働者世帯では、消費支出は可処分所得の92%で、かなりの部分が貯蓄にむけられたこ

第30表 勤め先の企業規模別労働者世帯家計収支

	企業規模						官公
	1～4人	5～9人	10～29人	30～99人	100～499人	500人以上	
世帯人員	4.36	4.30	4.38	4.45	4.63	4.51	4.44
世帯員有業率	18.9%	20.3	15.7	17.1	14.6	11.4	13.4
実収入	18,933円	23,562	25,274	26,521	29,050	36,391	31,834
可処分所得	18,469円	22,629	23,973	24,780	26,572	32,716	29,010
実収入中の世帯員収入比率	22.1%	22.4	15.7	21.5	12.3	8.1	12.6
消費支出	18,707円	20,401	21,710	23,533	25,884	27,963	26,749
食料	49.7%	48.8	47.6	45.1	45.3	42.4	41.9
（穀類）	(19.4)%	(17.0)	(17.1)	(15.4)	(14.6)	(12.9)	(13.0)
住宅	7.5%	7.9	10.0	10.8	11.0	8.1	9.3
雑費	29.8%	30.2	29.6	31.5	31.1	34.2	34.2
娯楽費	(5.1)%	(5.2)	(5.9)	(4.9)	(5.1)	(6.3)	(6.6)

資料出所 経済企画庁「経済白書」（昭和34年度）

備考1. 総理府統計局「家計調査」全都市勤労者世帯（33年9月分）

2. 世帯員有業率とは世帯主を除く世帯員の有業者の比率で（平均有業人員－1）／（平均世帯人員－1）により算出。

とになる。第三に、零細企業勤労者世帯のエンゲル係数は大企業勤労者世帯のそれよりも高く（前者49.7%，後者42.4%），なかでも、主食の占める割合が多い。一方、教養娯楽費を含む雑費の割合が零細企業勤労者世帯は大企業勤労者世帯よりも少ない。

つぎに所得階層別の実収入のうごきを見ると、（総理府統計局「家計調査」）32年、33年においては所得の多い階層の方が低所得階層よりも前年に対する増加率が高かったのが、34年には異った傾向がみられ、低所得階層の方が高所得階層より増加率が高くなった（第31表）。労働別にみても同様な傾向がみられ、

第31表 勤労者世帯の実収入

		平均	I	II	III	IV	V
30年	世帯人員数	4.71	4.03	4.41	4.71	5.02	5.39
	有業人員数	1.45	1.29	1.31	1.38	1.49	1.76
	実収入（円）	29,169	11,255	19,533	25,728	33,816	55,516
34年	世帯人員数	4.41	3.79	4.17	4.40	4.68	5.02
	有業人員数	1.50	1.38	1.37	1.44	1.57	1.77
	実収入（円）	36,873	14,178	24,626	32,540	42,322	70,703
増加率	30年を100とした34年の率	126.0%	126.1%	126.2%	126.5%	125.0%	126.9%
	対前年比						
	32年	6.1	3.5	4.7	4.9	5.6	8.1
	33年	6.1	5.3	6.1	6.7	6.8	5.7
率	34年	6.4	7.4	6.7	7.2	6.5	5.6

資料出所 総理府統計局「家計調査」

第32表 職員・労働者世帯別実収入

	実収入 34年	増 加 率			職員に対する 労働者の割合(34年)
		32年	33年	34年	
労働者世帯	29,403円	3.7%	6.0%	6.9%	69.5%
職員世帯	42,379	6.9	6.7	6.3	100

資料出所 総理府統計局「家計調査」

増加率（6.9%）が職員世帯（6.3%）よりも高くなった。しかし34年においても職員世帯と労働者世帯の実収入はまだかなり開きがあり、後者は前者の7割で

32年、33年においては職員世帯の実収入の増加率は、労働者世帯を上廻っていたが、34年には逆に、労働者世帯の前年に対する増

ある（第32表）。

所得階層別の消費支出についてみると、33年は所得の多い層ほど消費支出も増加したが、34年は第三・第四階層の消費支出の伸びがいちじるしく最も所得の多い第五階層の消費支出はあまりのびず、貯蓄等にむけられたのではないかと考えられる（第33表）。すなわち、第34表にみるように34年の黒字率の伸びは第五階層がいちじるしく、所得の多い階層ほど黒字率が高い。赤字になっているのは第一階層だけであるが、34年は前年にくらべて赤字の割合が少なくなっている。

第33表 五分位階層別消費支出

五分位階層	実 数 34年	増 加 率	
		33年	34年
I	16,239円	4.8%	4.3%
II	21,988	5.8	5.4
III	27,372	6.1	6.9
IV	33,580	6.9	7.1
V	47,697	7.5	4.6

資料出所 総理府統計局「家計調査」

第34表 五分位階層別黒字率（%）

五分位階層	32年	33年	34年
I	△ 22.2	△ 21.5	△ 17.9
II	4.5	4.9	6.3
III	9.0	8.9	10.4
IV	13.3	13.5	13.9
V	20.3	20.3	21.9

資料出所 総理府統計局「家計調査」

（注）△印は赤字を示す

(d) 低所得者世帯

労働者世帯のうちで低所得労働者の家計状況を把握するために、日雇労働者世帯と生活保護法の援助を受けている労働者世帯（被保護世帯）の家計についてみることにする。

はじめに、日雇労働者世帯の家計をみると、実収入は東京都労働局調査（34年11月）によれば16,584円で、前年に対し2%上昇したが東京都労働者世帯の実収入の45%にすぎず、前年に対する上昇率も低い。（後者の上昇率は6%）日雇労働者世帯では実収入に占める世帯主収入の割合が低く、63.8%である（東京労働者世帯=82.8%）。30年以後、日雇労働者世帯の実収入に対する世帯主収入の割合は減少傾向を示していたが、34年になってもわずかながら前年よりも増加した。しかし、その世帯主収入額は東京労働者世帯主と比較すると非常に低く3割にすぎない。したがって、世帯員の勤労収入に依存すること

が多く、34年の実収入に占める世帯員収入の割合は31.5%で、これは一般勤労

第35表 日雇労働者世帯の実収入

		世帯人員		実収入		世帯主の勤労収入以外の実収入	
		有業人員	実収入	世帯主の勤労収入	世帯員の勤労収入	世帯主の勤労収入以外の実収入	世帯員の勤労収入以外の実収入
実数	30年	3.07人	1,488円	11,832円	8,805円	2,290円	737円
	33年	3.45	1,80	16,270	10,226	4,800	1,234
	34年	3.4	1,90	16,584	10,589	5,212	783
	東京勤労者世帯(34年)	4.41	1.53	39,472	32,668	3,964	2,840
%	30年			100	74.4	19.4	6.2
	33年			100	62.9	29.5	7.6
	34年			100	63.8	31.5	4.7
	東京勤労者世帯(34年)			100	82.8	10.0	7.2

資料出所 東京都労働局「日雇労働者生活実態調査」各年11月総理府統計局「家計調査」
者世帯にくらべてかなり高くなっているだけでなく、零細企業（1～4人）の勤労者世帯（22.1%・第30表参照）よりも高くなっている（第35表）。

低所得世帯ほど世帯員の有業率（世帯員に対する有業者の割合）が高いことはすでに述べたが、日雇労働者世帯の有業率を算出すると55.9%（34年）で、東京勤労者世帯（34.7%）よりもその割合がいちじるしく高い。

34年における日雇労働者世帯の消費支出は15,594円で、勤労者世帯（東京34年11月）の47%である。日

第36表 日雇労働者世帯の家計収支

	実数		構成比(%)		
	30年	34年	30年	33年	34年
消費支出	11,501円	15,594円	100.0	100.0	100.0
食料費	5,961	7,409	51.8	48.5	47.5
住居費	885	1,360	7.7	9.1	8.7
光熱費	607	739	5.3	5.2	4.7
被服費	581	1,054	5.1	6.9	6.8
雑費	3,467	5,033	30.1	30.3	32.3

資料出所 東京都「日雇労働者生活実態調査」

り、日雇労働者世帯の消費支出の約半分（47.5%）は食費につかわれており、30年以後、その割合は少しずつ減少してきているが、勤労者世帯（東京34年11月）の40.6%にくらべると、まだかなりの開きが見られる。

つぎに、被保護労働者世帯の家計についてみると（厚生省「生活保護実態調査」・34年11月東京都区部）、実収入は13,808円で同年同月の日雇労働者世帯の83.5%である。実収の45.3%は生活保護費で前年にくらべるとその割合が大巾に減少している。実支出に占める飲食費の割合はいちじるしく高く57.5%で、日雇労働者世帯（47.5%）よりもさらに高い（第37表）。

第37表 被保護者世帯の家計

		33年11月	34年11月
		世帯人員	世帯人員
1) 被保護労働者世帯	A 実収入	4.0人	4.3人
	B 生活保護費	12,399円	13,808円
	A/B(%)	7,082	6,250
		(57.1)	(45.3)
2) 東京勤労者世帯	実支出	12,286	13,514
	飲食費	6,921	7,757
	エンゲル係数(%)	(56.5)	(57.5)
3) 東京勤労者世帯	世帯人員	4.46人	4.41人
	実収入	37,386円	39,472円
	実支出	36,492	36,306
	エンゲル係数(%)	(38.4)	(40.6)

資料出所 1) 厚生省「生活保護実態調査」
東京都区部

2) 総理府統計局「家計調査」

も含まれると思われる）も「教育費が出せない」ために児童を長欠させているものが少なくなく、小学校16.7%、中学校15.4%である。児童に「家計を負担させなければならない」ために長欠をさせている世帯は小中学校ともに農林業が多いが、そのつぎに多いのは日雇労働者世帯・無業者世帯である。

ト 参考—子女の教育費

労働者世帯は農家・商家等の自営業者世帯と異り、子女に継承させる生産手段をもたず、また生産活動に必要な技術を家庭のなかで習得させることはできないので、事情の許すかぎり高度の学校教育を受けさせるか、あるいは、特殊な技能を習得させることによって自活の手段をもたせようとする要請が強い。しかし、教育に要する経費の負担は労働者世帯においては必ずしも容易でな

第38表 家計負担等の理由で長欠している児童の保護者の職業

	小 学 校				中 学 校			
	教育費が出せない		家計を負担させなければならない		教育費が出せない		家計を負担させなければならない	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
総数	2,741	100.0	1,438	100.0	3,731	100.0	7,976	100.0
農 林 業	515	18.8	464	32.3	864	23.1	2,327	29.2
水 産 業	92	3.4	61	4.2	124	3.3	639	8.0
鉱 業	77	2.8	31	2.1	76	2.0	70	0.9
運 輸 業	20	0.7	9	0.6	26	0.7	52	0.6
自宅商・自宅工	77	2.8	46	3.2	145	3.9	532	6.7
行商露天商	88	3.2	47	3.3	143	3.8	291	3.6
自由労働者	1,024	37.3	435	30.3	1,110	29.8	1,825	22.9
工 務 員	147	5.4	52	3.6	314	8.4	662	8.3
公 務 員	6	0.2	3	0.2	13	0.4	29	0.4
教 職 員	—	—	—	—	1	—	1	—
公 社 員	26	0.9	11	0.8	30	0.8	47	0.6
その他の職業	213	7.8	90	6.2	311	8.4	520	6.5
無	458	16.7	189	13.2	574	15.4	981	12.3

資料出所 文部省「長期欠席児童生徒調査」昭和33年

例 長期欠席者とは1年間に通算50日以上を休んだものをいう。

く、また、企業の多くは定年制を実施しているので、労働者は一定の年令に達すれば退職を余儀なくされることをも合わせ考慮するとき、子女の教育費負担は大きな問題となっている。子女の教育費の額と、家計費に占める割合についての実情を知るために文部省「父兄が負担する教育費」（33年）より、小・中学校・高等学校（全日制・定時制）別に保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費を掲載することにした。この調査の保護者の分類は従業上の地位によらず、職業によっているので、自営業世帯と労働者世帯とを明確に区分することは困難である。しかし、鉱業従事者・工業・運輸関係従事者、単純労働者、事務従事者などの多くは労働者世帯とみなされる。

この調査によると、単純労働者世帯における教育費の家計費に占める割合は、農林業世帯・その他の自営業世帯や労働者世帯にくらべてかなり高くなっている。

第39表 保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費
A 小 学 校

	家庭の年間平均収入	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実 額	指 数	収入に対する比率	実 額	指 数	収入に対する比率
		円		%	円		%
平 均	438,629	8,021	100	1.83	4,561	100	1.04
農・林業従事者	326,705	5,984	75	1.83	1,395	31	0.42
漁・水産業従事者	363,249	5,329	66	1.47	2,162	47	0.60
鉱業従事者	329,883	4,987	62	1.51	2,247	49	0.68
工業・運輸関係従事者	397,640	8,784	110	2.21	4,363	96	1.10
単純労働者	220,645	7,314	91	3.31	2,926	64	1.33
専門・技術者	526,007	8,835	110	1.68	6,056	133	1.15
管理・経営者	670,638	9,718	121	1.45	7,773	170	1.16
事務従事者	418,830	8,667	108	2.07	5,387	118	1.29
販売従事者	493,338	9,140	114	1.85	6,338	139	1.28
サービス職業	469,877	9,358	117	1.99	5,606	123	1.19
無	201,045	7,667	96	3.81	3,078	67	1.53
その他の職業	510,249	8,578	107	1.68	3,401	75	0.67

資料出所 文部省調査「父兄が負担する教育費」（昭和33年度）

（注）学校教育費は直接支出金（教科書費その他の図書費、学用品、教科外活動費、保健衛生費、交通費）等間接支出金（授業料、入学金、給食費、学級費、旅行費、PTA会費寄付金等）を合計したものである。家庭教育費は補助学習費、教養費、体育費、団体会費である。

第39表 保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費
B 中 学 校

	家庭の年間平均収入	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実 額	指 数	収入に対する比率	実 額	指 数	収入に対する比率
		円		%	円		%
平 均	397,473	9,476	100	2.38	3,138	100	0.79
農・林業従事者	294,058	8,548	90	2.91	1,658	53	0.56
漁・水産業従事者	329,760	8,008	85	2.43	1,959	62	0.59
鉱業従事者	295,888	8,197	87	2.77	1,573	50	0.53
工業・運輸関係従事者	398,356	9,748	103	2.45	3,375	108	0.85
単純労働者	178,098	7,139	75	4.01	1,489	47	0.84
専門・技術者	491,104	9,997	106	2.04	4,305	137	0.88
管理・経営者	643,314	11,691	123	1.82	5,563	177	0.86
事務従事者	425,312	9,880	104	2.32	3,688	118	0.87
販売従事者	435,260	9,898	104	2.27	3,453	110	0.79
サービス職業	402,422	9,942	105	2.47	3,570	114	0.89
無	195,418	10,120	107	5.18	2,420	77	1.24
その他の職業	241,691	8,156	86	3.37	2,819	90	1.17

資料出所 文部省調査「父兄が負担する教育費」（昭和33年度）

（注）第39表A注参照

第39表 保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費

C 全日制高等学校

	家庭の年 間平均収 入	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実 額	指 数	収入に対 する比率	実 額	指 数	収入に対 する比率
	円	円		%	円		%
平均	434,147	28,893	100	6.66	4,358	100	1.00
農・林業従事者	391,798	30,060	104	7.67	2,907	67	0.74
漁・水産業従事者	280,078	24,885	86	8.89	2,451	56	0.88
工業・運輸関係従事者	405,000	25,608	89	6.32	1,493	34	0.37
工業・運輸関係従事者	428,308	28,804	100	6.73	4,757	109	1.11
単純労働者	272,914	23,329	81	8.55	5,741	132	2.10
専門技術者	558,641	29,995	104	5.37	5,690	131	1.02
管理・経営者	656,674	28,773	100	4.38	6,136	141	0.93
販売・事務従事者	392,538	26,397	91	6.72	4,010	92	1.02
販売・事務従事者	428,601	28,693	99	6.69	4,839	111	1.13
サービス職業	358,181	30,512	106	8.52	7,542	173	2.11
無職	305,120	26,069	90	8.54	7,139	164	2.34
その他の職業	409,237	29,774	103	7.28	3,364	77	0.82

資料出所 文部省調査「父兄が負担する教育費」(昭和33年度)

(注) 第39表A注参照

第39表 保護者の職業別にみた家庭の年収入と父兄負担の教育費

D 定時制高等学校

	家庭の年 間平均収 入	学 校 教 育 費			家 庭 教 育 費		
		実 額	指 数	収入に対 する比率	実 額	指 数	収入に対 する比率
	円	円		%	円		%
平均	323,990	16,697	100	5.12	2,414	100	0.75
農・林業従事者	340,999	18,560	112	5.44	1,681	70	0.49
漁・水産業従事者	216,500	18,565	112	8.58	2,082	86	0.96
工業・運輸関係従事者	349,072	14,828	89	4.25	3,209	133	0.92
工業・運輸関係従事者	204,893	15,459	93	7.54	2,386	99	1.16
単純労働者	430,720	16,444	99	3.82	3,942	163	0.92
専門技術者	284,708	14,915	90	5.24	2,722	113	0.96
管理・経営者	338,964	15,355	93	4.53	3,166	131	0.93
販売・事務従事者	280,479	14,725	89	5.25	2,481	103	0.88
販売・事務従事者	125,333	14,844	89	11.84	3,193	132	2.55
サービス職業							
無職							
その他の職業	261,749	15,437	93	5.90	2,399	99	0.92

資料出所 文部省調査「父兄が負担する教育費」(昭和33年度)

(注) 第39表A注参照

(3) 扶 養

まえにもふれたように、労働者の賃金・俸給は、家族生活の実態に即応してその額が変動するものではないので、労働者世帯においては、扶養家族の多少によって生活水準が影響をうけることが大きいと考えられる。その意味で、扶養の問題は、とくに労働者家族の経済生活において大きな意味を持つといえよう。

イ、扶養家族の範囲

現行民法における扶養義務者の範囲は、ヨーロッパ・アメリカ等の諸国にくらべて広く、民法(第877条)は、直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養する義務があるとしているが、さらに、特別の事情がある時は、家庭裁判所は上記のほかに、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができることになっている。参考までに扶養義務の範囲について、諸外国の例をみるとイギリス・アメリカでは夫婦・子となっており、この二国より若干その範囲が広がっているフランス・西ドイツは直系血族に対する扶養義務はあるが、兄弟姉妹については法律上の義務はない(付録「2 扶養義務者の範囲」参照)。

わが国の場合、民法上の扶養義務は、上記のように広範囲にわたっているが、実生活の上では、前章にみるように労働者世帯の家族構成は単純なものが多く、常用労働者世帯では、夫婦・未婚の子以外の家族員をふくむ世帯は26.1%で、そのうちの多くは三世代世帯であり、三親等の親族が同居して扶養をうける例は少ない。

なお昭和34年に、法制審議会民法部会身分法小委員会において、親族法改正の問題点の一つとして、民法における扶養義務範囲を縮小することが提案された。その内容は社会保障制度の充実にとまない親族間の扶養義務を軽減し、未成年の子に対する親の扶養義務と夫婦間の扶養義務は重くみるが、それ以外の親族間の扶養義務は生活保護法による生活扶助など公的な保障に出来るだけ肩がわりさせるということである。

ロ、所得税における扶養控除

わが国では、家族数と収入を調整するための国家の施策として、諸外国に例をみる家族手当制度は実施されていないが、所得税における扶養控除によって若干の調整が行なわれている。

この扶養控除は、納税者の扶養親族の数に応じて以下の金額により計算される。

扶養親族が1人である場合 70,000円
 〃 1人をこえる場合 70,000円に1人当り30,000円を加算
 但、配偶者に5万円以上の所得があるときは、
 扶養親族が1人である場合 50,000円
 〃 1人をこえる場合 50,000円に1人当り30,000円を加算
 となっている。

ここでいう親族は、民法第725条の親族の範囲と同じく、配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族であるが、そのうち年令の如何を問わず、同居して生計をとにもする年間所得5万円以下のものが扶養親族として扱われる。配偶者は届出のなされているものを対象とし、いわゆる内縁の妻などは、たとえ家族手当を支給されていても、税法上の扶養親族には含まれず、したがって扶養控除はうけられない。

実際に扶養家族のあるものと、ないものとの勤労所得税の差額がどの程度であるかを事例的にみると次のようになる。まず、結婚当時妻1人分だけが扶養控除をうける場合についてみると、我が国男子の平均結婚年令は厚生省人口動態統計によれば27才(33年)で、この層の男子労働者の平均賃金は月額18,276円(25才～30才未満のもの平均一労働省賃金構造基本調査・34年)である。勤労所得税は勤労収入から社会保険料控除後の金額に税率を乗じることになっている。したがって18,276円から健康保険 $\frac{30}{1000}$ ・厚生年金保険 $\frac{17.5}{1000}$ ・失業保険 $\frac{7}{1000}$ の保険料合計額を引いた金額に対する税額をみると、扶養家族のないものは630円であるが、扶養家族が1人あるものは50円となっている。同様に、男子労働者の賃金が最高になる40才以上～50才未満の層をみると平均賃金は29,969円

(前掲賃金構造基本調査)で、その勤労所得税は扶養家族のないものは1,870円であるが、1人あるものは990円、2人あるものは690円、3人あるものは440円、4人あるものは190円、5人あるものは全く課税されていない。

第40表 扶養家族数別勤労所得税額(月額)事例

1) 勤労収入	0人	1人	2人	3人	4人	5人
16,300～16,699	570円	0円	0円	0円	0円	0円
17,100～17,499	630	50	0	0	0	0
18,300～18,699	730	150	0	0	0	0
20,300～20,699	920	310	60	0	0	0
22,200～22,699	1,160	470	220	0	0	0
24,300～24,699	1,400	630	380	130	0	0
26,300～26,699	1,640	790	540	290	40	0
28,100～28,699	1,870	990	690	440	190	0
31,700～32,299	2,370	1,420	1,050	730	480	230
37,700～38,299	3,420	2,260	1,840	1,460	1,090	750

資料出所 所得税源泉徴収額表とその見方(配偶者に5万円以上の収入のないもの)

(注) 1) 社会保険料控除後の給与の金額

わが国の税制は累進課税となっているので、労働者の収入によって勤労所得税額は異なるが、男子労働者の93%を占める月収4万円以下のもの(34年賃金構造基本調査)について、扶養家族数別の勤労所得税額を収入階層別にみると第40表に示す通りである。

現在の税制においては、すでに述べたとおり妻や子供の区別なく、扶養親族1人目を7万円、2人目以降3万円を差引いた残りの金額に課税されることになっているが、最近このような妻の位置づけについて問題が提起されている。昭和35年5月20日に開催された税制調査会において、妻の家事労働を正しく評価することが必要で、「配偶者控除」を新設せよとの意見が提出されており、36年度の減税内容の一つとして実現可能な気運になっている。

ハ 家族手当

まえにも述べたように、わが国では、公的な家族手当制度は設けられていない。これに代るものとして、わが国特有の企業による家族手当等の支給がある

が、その支給状況についてみると、家族手当を支給している事業所は、労働省「給与構成調査結果」によれば、33年9月現在で62.8%となっている。最近数年間のうごきを見ると、戦後の生活給中心の賃金から職階給本位へときりかえられる傾向を反映して、家族手当を支給する事業所は徐々に少なくなっており、29年9月の75.5%にくらべると、33年9月は12.7%減少した。規模別にみると、大規模事業場ほど家族手当を支給しているものが多く、33年9月における500人以上の事業所の支給率は95.8%であるが「100人～499人」では75.7%、「30人～99人」では49.9%で、かなりの開きが見られる。29年に比較すると、すべての規模にわたって、家族手当の支給率は減少しているが、規模が大きいものほど減少傾向が少なく、「500人以上」では、2.4%減に対し、「100人～499人」8.6%、「30人～99人」では13.2%とかなり大巾に減少している。

この他に、生活補助給として単身者と世帯主とで区別して支給される単身者・世帯主別給があり、33年9月における支給事業所は5.5%であるが、この単身者・世帯主別給も家族手当と同じように29年以後減少の傾向を示している（第41表）。

第41表 家族手当等の支給事業所の総事業所に対する割合（%）

	1) 家族手当				2) 単身者世帯主別給			
	総数	500人以上	100人～499人	30人～99人	総数	500人以上	100人～499人	30人～99人
29年9月	75.5	98.2	84.3	63.1	8.4	4.9	8.1	6.0
30年9月	68.3	97.2	84.1	55.9	7.2	7.8	6.9	4.8
31年9月	68.7	97.0	84.0	56.3	6.1	5.5	5.9	5.1
32年9月	68.4	96.6	82.0	57.0	6.5	4.2	5.9	5.3
33年9月	62.8	95.8	75.7	49.9	5.5	3.4	5.6	4.4

資料出所 労働省「給与構成調査結果報告」

(注) 1) 扶養家族の数に応じて定められる給与

2) 単身者と世帯主とで区別して支給される給与

実際に家族手当等を支給されている労働者は、前掲「給与構成調査結果報告」によれば、33年9月現在では33.2%で、29年9月（40.7%）よりも7.5%その割合が減少した。労働別にみると、家族手当を支給されているものの割合は職

員の方が労働者よりも多く、33年9月において職員は40.2%であるが、労働者

第42表 家族手当等支給労働者数の総労働者に対する割合（%）

	1) 家族手当			2) 単身者世帯主別給		
	3) 総数	3) 労働者	3) 職員	3) 総数	3) 労働者	3) 職員
29年9月	40.7	37.2	49.6	3.0	2.3	3.3
30年9月	38.9	33.2	48.0	2.8	1.9	2.9
31年9月	38.1	32.0	47.5	2.0	1.6	2.0
32年9月	36.2	29.8	45.8	1.8	1.4	1.9
33年9月	33.2	27.9	40.2	1.9	1.2	1.8

資料出所 労働省「給与構成調査結果報告」（33年9月）

(注) 1) 扶養家族の数に応じて定められる給与

2) 単身者と世帯主とで区別して支給される給与

3) 総数は全産業・労働者・職員は製造業

は27.9%にすぎない。単身者・世帯主別給を支給されているものは、1.9%で、この割合も労働者の方が職員よりも少なくなっている（第42表）。

家族手当を支給された労働者について家族手当の平均額をみると33年9月で、総数では1,681円、労働者1,620円、職員1,831円である（第43表）。29年以後の家族手当額は、現金額としてはほとんど横ばいの傾向といえるが、この間の物価は若干上昇しているので（総理府統計局調査・消費者物価指数は、昭和30年＝100として、33年＝103）実質的にはいくぶん低下したといえよう。

第43表 家族手当支給労働者1人
当り平均月額支給額

	総数	労働者	職員
29年9月	1,695円	1,646円	1,826円
30年9月	1,686	1,624	1,848
31年9月	1,695	1,632	1,849
32年9月	1,719	1,661	1,861
33年9月	1,681	1,620	1,831

資料出所 労働省「給与構成調査結果報告」

参考までに家族手当について諸外国の例をみると、社会保障としての家族手当制度を実施している国が少なくない。「世界各国における社会保障制度」（昭和31年労働省国際労働課編）によれば、子供をもつ家族に現金支給を行なう家族手当制度は、最近にいたって著しく発展してきたもので、昭和28年1月現在28カ国がこの制度を実施

している。その内容を概観すると、

第一子以下の子供全部について手当を支給する国	20カ国
第二子以下の子供全部について手当を支給する国	4カ国
三人以上の子供を有する場合のみに手当を支給する国	4カ国

となっている。手当の支給条件としては、その家族の長が原則として雇用者であること、又は、国内居住者であることの二通りがあり前者の場合は通常国がその経費を負担し、後者の場合は一般に使用者のみが支払給与の一定率の掛金を賦出して負担することとなっている。（付録「1家族手当制度」参照）

＝ 参考—残業に対する考え方

扶養家族の多少によって、労働者の残業に対する考え方に相違がみられる。この点についての参考になる資料として、総同盟総合調査委員会が34年7月末日に調査した「生活・賃金・労働条件アンケート調査結果報告」がある。この調査の対象となった人員は4,216人（若干の独身男女を含む）で、その手取収入は、15,000円以下のものが30.2%、15,001円～20,000円までのもの33.1%、20,001円以上のもの36.7%である。これらの労働者のうち調査した月において全く残業をしないものは、わずか9.9%にすぎず、毎日、1日平均1分～1時間12分以内ずつ残業しているものが約半分（48.9%）それ以上残業しているものが41.2%となっている。

第44表 扶養家族数別残業時間についての労働者の意識

	総 数	0 人	1 人	2～3人	4人以上
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(回 答 人 員)	(3,509人)	(534人)	(276人)	(1,205人)	(1,295人)
もっとふやせ	30.8	18.3	27.9	32.4	36.1
このままでよい	52.8	59.0	52.2	51.5	52.1
へ ら せ	16.4	22.7	19.9	16.1	11.8

資料出所 総同盟総合調査委員会「生活・賃金・労働条件アンケート調査結果報告」
(34.7.31)

(注) 調査対象人員4,216人

このように残業をしている労働者が多く、しかも、この程度の残業時間数についてこのままでよいと思っているものが約半分以上を占めているのであるが、扶養

家族数別にみると、扶養家族数が多くなるほど、「もっと残業時間をふやせ」と答えているものが増えている。すなわち、「もっとふやせ」と答えているものは、扶養家族のないものでは18.3%であるが、「扶養家族1人」では27.9%、「扶養家族2～3人」では32.4%、「扶養家族4人以上」では36.1%というようにその割合が増加している。

3 住 宅

(1) 住宅難

最近国民生活はいちじるしく回復し、衣食の面においてはすでに戦前の水準を上廻ったのに対して、住生活の面の回復は甚だしく遅れており、老朽住宅などに居住する世帯や、一家5人が6畳1間に起居するというような過密居住世帯、あるいは同居世帯などが少なくない。このような住宅難世帯は労働者世帯に多く、とくに低所得階層の労働者世帯には住宅困窮者が非常に多い。

総理府統計局「住宅統計調査」によると、昭和33年10月1日現在の全国の住宅難世帯数は、全普通世帯数の12.5%、227万世帯と推計されるが、民間の常用雇用者世帯では17.9%、官公の雇用者世帯では11.5%となっており、これは業主世帯の7.1%にくらべるとその割合がかなり高くなっている。臨時日雇世帯は、常用雇用者世帯よりも住宅難の割合がいちじるしく高く、世帯数の3分

第45表 世帯主の従業上の地位別住宅難世帯数

	総世帯数	住宅難世帯数	住宅難の割合 %
総 数	18,172,900	2,268,100	12.48
業 主	8,942,400	633,900	7.09
民間の常用雇用者	6,222,700	1,113,100	17.89
会社団体の役員	242,400	6,400	2.72
専門的技術的および事務従業者	1,955,600	224,000	11.46
鉄工建設作業従業者	2,779,200	593,300	21.35
運輸サービス従業者	438,800	104,100	23.73
販売サービスの労働者	657,100	156,200	23.78
その他の賃金労働者	149,700	29,000	19.34
官公の常用雇用者	1,544,800	178,000	11.52
技術的および事務的公務従業者	1,140,400	96,700	8.48
その他の公務従業者	404,300	81,300	20.12
臨時日雇者	684,800	221,600	32.35
無職	776,000	120,500	15.53

資料出所 総理府統計局「昭和33年住宅統計調査」

(注) 四捨五入のため末尾の数字は内訳の合計と一致しないことがある。

の1を占めている。雇用者世帯の中で住宅難の割合がとくに高いものは、販売サービス従業者(23.8%)運輸従業者(23.7%)鉄工建設作業従業者(21.4%)その他の公務従業者(20.1%)の世帯である(第45表)。

また、労働者世帯の収入階層別に住宅難の割合をみると、第46表に示すとおり10,000円未満の階層では30.7%、10,000円から15,000円未満では24.8%、15,000円から20,000円未満では20.4%となっており、収入の低い階層ほど住宅

第46表 労働者世帯の収入階層別住宅難世帯数

収入階層	総世帯数	住宅難世帯数	住宅難の割合 %
総 数	8,452,300	1,512,700	18.0
1万円未満	1,090,400	335,100	30.7
1万円以上1.5万円未満	1,691,000	418,500	24.8
1.5万円〓2万円	1,869,900	382,200	20.4
2万円〓2.5万円	1,456,200	219,900	15.1
2.5万円〓3万円未満	807,100	84,400	10.5
3万円台	759,000	49,200	6.5
4万円台	356,400	13,400	3.8
5万円台	183,900	4,700	2.6
6万円台、7万円台	109,300	1,800	1.7
8万円以上	88,800	1,000	1.1
不明	40,300	2,600	6.0

資料出所 総理府統計局「昭和33年住宅統計調査」

第47表 世帯主の従業上の地位別住宅難世帯の要因別割合

(単位 %)

	狭小過密1) 居住世帯	同居世帯2)	老朽住宅3) 居住世帯	非住宅4) 居住世帯
総世帯主数	54.7	29.2	11.7	4.4
民間の常用雇用者	59.6	18.8	13.7	2.4
会社団体の常用雇用者	55.9	33.6	17.3	4.3
官公の時日業	39.5	42.3	5.4	12.7
無職	52.4	24.3	19.1	4.2
臨時日雇者	44.6	32.9	18.2	4.2

資料出所 総理府統計局「昭和33年住宅統計調査」

- (注) 1) 居住室の畳数が9畳未満でかつ1人当り畳数が2.5畳未満の住宅に居住している世帯
 2) 同居でかつ1)、3)の要因を合せもつ世帯をふくむ。
 3) 腐朽破損の程度が「危険・修理不能」の住宅に居住している世帯、老朽でかつ1)の要因を合せもつ世帯をふくむ。
 4) 住宅以外の建物または、ごう舎・仮小舎に居住している世帯。

難の割合が高くなっている。

次に住宅難に直面しているものの状態をみると、一般に狭小過密居住世帯（居住室の畳数が9畳未満でその上、1人当り畳数が2.5畳未満の住宅に居住している世帯）がもっとも多く、次が同居世帯、老朽住宅居住世帯（危険または修理不能なまでに腐朽破損した住宅に居住している世帯）の順になっている。労働者世帯は業主世帯よりも同居世帯の割合がかなり高く、とくに官公の常用雇用者世帯では、同居世帯が住宅難要因の第1位を占めている。また、非住宅居住世帯の割合も官公の常用雇用者世帯ではかなり高くなっている（第47表）。

(2) 住宅の所有関係

「昭和33年住宅統計調査」によれば、民間の常用雇用者世帯で持家に住んでいるものは48.9%、民営・公営の借家に住んでいるものは34.5%、会社等の給与住宅に住んでいるものは16.5%となっており、業主世帯の約9割が持家に住んでいるのにくらべると、持家に住むものは約40%も少ない。官公の雇用者世帯も民間の雇用者世帯とほぼ同じような傾向であるが、臨時日雇世帯では、持家の割合が常用雇用者世帯より多く、給与住宅の割合が少ない（第48表）。

第48表 従業上の地位別普通世帯の住宅所有関係（%）

	総数	持家	民営借家	公営借家	給与住宅
総数	100.0	71.3	18.5	3.5	6.6
（実数）	(17,411,000)	(12,419,000)	(3,225,000)	(613,000)	(1,154,000)
業主	100.0	89.8	9.5	0.6	0.1
民間の常用雇用者	100.0	48.9	29.4	5.1	16.5
官公の常用雇用者	100.0	55.1	19.7	13.5	11.7
臨時日雇	100.0	61.3	31.2	5.9	1.6

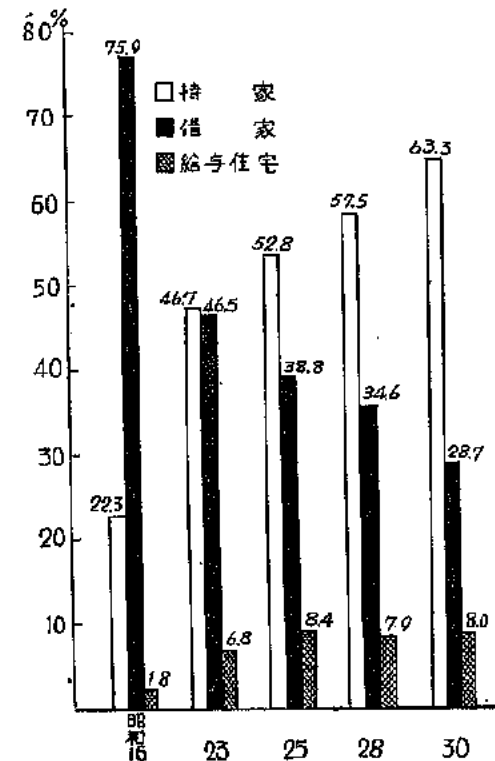
資料出所 総理府統計局「昭和33年住宅統計調査」

（注）住宅以外の建物に居住する世帯および同居世帯を除く。

参考までに住宅の所有関係について戦前と戦後の推移をみると、建設省発行「住宅の現況1957」によれば労働者世帯の数は不明であるが、第3図のように戦前（昭和16年）に人口20万以上の都市では、借家が75.9%と圧倒的に多かっ

たのに対して、23年には借家は46.5%で持家とほぼ同率になり、25年になると

第3図 住宅所有関係の推移（市部）



資料出所 建設省住宅局「住宅の現況」1957

ずれも業主等の世帯より狭くなっている。また、住宅の所有関係別に1人当り畳数をみると、民間の雇用者世帯では持家に住むものが8.77畳で一番広く、給与住宅3.13畳、借家2.7畳の順になっている（第49表）。

労働者世帯の1戸当り畳数は不明であるが、全世帯の平均をみると（昭和33年住宅統計調査）専用住宅で1戸当り3.3室、17.6畳となっている（第50表）。

次に戦後建設された住宅の規模をみると、昭和34年度の政府施策住宅の平均規模は、第1種公営住宅11.7坪、第2種公営住宅9坪、公庫住宅14.1坪、公団

持家の割合の方がふえ、30年には持家63.3%、借家28.7%と持家と借家の割合が逆転し、一方、給与住宅の割合も増加した。

なお、同じく「住宅の現況1957」によれば、戦後に建設された住宅の7割は持家で、2割が貸家、1割が給与住宅となっており、貸家のほとんどは公営住宅等の公的資金によるものである。

(3) 住宅の規模

労働者世帯の住宅の規模を1人当り畳数でみると（昭和30年国勢調査）雇用者世帯では民間3.39畳、官公3.92畳となっており、い

第49表 世帯主の従業上の地位別普通世帯の1人当り畳数

		総 数	持 家	借 家	給与住宅
1人当り畳数	総 数	3.82	4.09	2.80	3.23
	業主および家族従業者	4.05	4.17	2.76	3.75
	民間の雇用者	3.39	3.77	2.75	3.13
	官公の雇用者	3.92	4.36	3.04	3.70
1世帯員当り	総 数	5.21人	5.55人	4.26人	4.43人
	業主および家族従業者	5.68	5.81	4.58	4.78
	民間の雇用者	4.69	5.05	4.17	4.53
	官公の雇用者	4.54	4.98	4.01	3.98

資料出所 昭和30年国勢調査

(注) 世帯主が15才以上の就業者である普通世帯(同居世帯を除く)

第50表 住宅の種類別1戸当り居住室数および1戸当り畳数

	1戸当り室数	1戸当り畳数
総 数	3.6室	20.7畳
専 用 住 宅	3.3	17.6
農 漁 業 併 用 住 宅	4.5	28.5
商 工 業 併 用 住 宅	3.8	21.2
その他の併用住宅	4.0	23.1

資料出所 総理府統計局「昭和33年住宅統計調査」

第51表 公営、公庫、公団住宅の平均規模

	34年度	33年度
平 均	13.0坪	12.1坪
公営住宅 (除災害分)	10.2	9.2
第1種	11.7	10.5
第2種	9.0	8.3
公庫住宅 (除増築)	14.1	13.4
公団住宅	14.7	14.0

資料出所 日本住宅協会「住宅旬報」No165

民間自力建設住宅の中で、もっとも多いのが9坪から15坪までの規模のもので(全体の3分の1)、15坪から21坪までのものがそれに続いている。しかし筋肉労働者は70.6%が15坪未満の小住宅を建設しており、このうち9坪未満のものが約2割を占め、小規模住宅建設の割合がかなり高い(第52表)。同調査によって、民間で建設した住宅の規模が十分な広さを持っているかどうかをみると、第53表に見るように中小経営者、サラリーマンでは「必要または十分な

第52表 職業別、床面積別民間自力住宅建設の割合

(単位 %)

		9坪未満	9~15坪未満	15~21坪未満	21坪をこえるもの	不 明
総 数	100.0	10.7	32.5	28.3	26.6	1.9
管 理 職	100.0	2.5	20.0	37.5	37.5	2.5
サラリーマン	100.0	7.9	36.0	30.5	24.1	1.5
筋肉労働者	100.0	22.1	48.5	17.6	10.3	1.5
中小経営者	100.0	6.1	23.2	28.3	38.4	4.0
そ の 他	100.0	21.1	26.3	25.3	26.3	0

資料出所 日本住宅協会「民間自力建設による住宅実態とその将来に関する研究」

(注) 東京23区において昭和31年(1月~12月)確認申請を行なった住宅のうち、専用・持家・建売分譲住宅で住宅政策によらないもののみである。

けの広さ」を持つものが78%であるのに、筋肉労働者では39%にすぎず、6割以上が「必要または十分なだけの広さ」に達していない。

日雇労働者についてみると、その20%は長屋、15%はバラックや壕舎に住ん

第53表 世帯主の職業別民間自力建設住宅の規模

(単位 %)

	9坪未満 3坪/人未満 ¹⁾	9坪以上 3坪/人未満 ²⁾	21坪以下 3坪/人未満 ³⁾	21坪をこえ 3坪/人以上 ⁴⁾
管 理 職	0	9.0	50.0	41.0
サ ラ リー マン	6.1	15.7	54.5	23.7
筋 肉 労 働 者	22.7	37.9	33.3	6.1
中 小 経 営 者	6.7	15.6	45.6	32.2
そ の 他	10.5	13.1	56.6	19.7

資料出所 日本住宅協会「民間自力建設による住宅実態とその将来に関する研究」

(注) 1) 必要又は十分なだけの広さを持たず、床面積も小さいもの。

2) 必要又は十分なだけの広さを持たないが、床面積は公庫住宅なみのもの

3) 必要又は十分なだけの広さを持ち、床面積はあまり大きくないもの。

4) 必要又は十分なだけの広さを持ち、床面積も大きなもの。

でおり(第54表、日雇労働者生活実態調査33年10月)住宅の水準がかなり低くなっている。

1人当り畳数の推移をみると、第55表のように戦前(昭和16年)の人口20万以上の都市では、1人当りの畳数は3.8畳であったが、戦後23年には3.2畳に縮

少した。30年には3.4畳と次第に回復して来たが、まだ戦前には及ばない（建

第54表 日雇労働者の種類別
家屋構成

総 数	100.0
普 通 家 屋	53.3
長 屋	20.2
パ ラ ッ タ	14.8
寮	4.9
ア パ ー ト	5.4
寮 舎	0.2
そ の 他	1.2

資料出所 労働省職業安定局
「日雇労働者生活実態調
査 (33.10)」

(注1)
て、第56表程度のものが必要とされている。一方、住まい方の法則性とそれに
基づく平面計画についての研究の結果、食事室と寝室を分離すること、夫婦・
こどもの隔離就寝ができるようにすること、食事室と台所の機能を能率的、快

第55表 1人当り畳数の推移
(市部)

	畳 数
昭 和 16 年	3.8
23	3.2
25	3.2
30	3.4

資料出所 建設省住宅局「住宅の現
況」1957

設省住宅
局「住宅
の現況」
1957)。
住宅の
最小限規
模を数字
的に定め

ることは困難であるが、現在のところでは、一般の住宅事情や経済事情を考慮し

第56表 世帯人員別住宅最小限規模

世帯人員	住宅総面積	居住室	押 入	台 所	物 置	便 所	その他
2人	10.00(11.0)	5.5	0.75	1.00	1.00	0.5	1.25
3	12.25(12.5)	6.25	1.25	1.25	1.25	0.5	1.75
4	14.25(15.0)	7.5	1.50	1.25	1.25	0.5	2.25
5	16.00(17.0)	8.5	1.75	1.25	1.5	0.5	2.5
6	18.25(21.0)	10.5	1.75	1.5	1.5	0.5	2.5
7	19.00(22.0)	11.0	2.00	1.5	1.5	0.5	2.5
8	20.00(24.0)	12.0	2.00	1.5	1.5	0.5	3.0
9	21.00(24.5)	12.5	2.25	2.0	1.5	0.5	3.0
10	23.25(27.0)	13.5	2.25	2.0	2.0	0.5	3.0

資料出所 建設省住宅局「住宅総覧」
(注) 1)単位は坪 ()内は畳数。

適にするためにダイニングキッチン的手法を採用すること等を勧告して、4人世帯で少なくとも14.25坪(1人当たり3.8畳)は必要とされている。

参考までにヨーロッパ諸国の住宅規模をみると、我が国より居住水準が高い

ので1室当り2.0人以上(台所を除く)の居住状態にあるものを過密居住としているのが普通であり、このような水準に基づき住宅対策がなされている。一例をあげると、イギリスでは1936年住居法第57条～第66条等に過密状態の緩和に関する規定がある。この過密状態とは、性別を異にする、夫婦でない10才以上の者2名以上が、同一室内に就寝しなければならないような状態、あるいは室数に対する許容人員の基準(1室2人)や、室の面積に対する許容人員数の基準(3.1坪以上に2人)に達していない状態をいうのである。

(注1) 建設省住宅局勤務上野洋著「日本の住宅政策」(建築文庫・38)による。

(4) 住居賃料

家計費に占める住居費(家具什器・ガス水道代も含む)については、家計の項で述べたのでここでは省略し、家賃についてみると、総理府統計局の家計調査によれば、勤労者世帯の家計費に占める家賃の割合は2.7%で、一般世帯の2.1%にくらべるとわずかに高くなっている(家賃を払っていない世帯も含めた平均である第57表)。

家賃の支払額をみると、全世帯の平均では、借間が一番高く2,429円、借家

第57表 家賃の家計費に占める割合

	勤労者世帯	一般世帯
消費支出総額	100.0	100.0
住 居 費	8.3	6.7
家 賃 地 代	2.7	2.1
その他住居費	5.6	4.6

資料出所 総理府統計局「家計調査」
33年10月

第58表 住宅の所有関係別家賃(月額)

	持 家	借 家	借 間	給与住宅
家 賃	948円	2,024円	2,429円	846円

資料出所 総理府統計局「家計調査年報33年」

(注) 持家は地代を示す。

が2,024円であるが、給与住宅では846円で借間の3分の1にすぎない(第58表)。

次に労働者世帯はどの程度の家賃の住居に住んでいるかを「昭和33年住宅統計調査」によってみると、民間・官公の常用雇用者世帯では、1円から1,199円までの家賃のものがほぼ3分の1強であり、臨時日雇では6割以上を占めて

いる。3,000円以上の家賃のものは、業主世帯では3割近くあるが、民間雇用者世帯では17%である。家賃を支払っていないものが民間雇用者世帯では2割あり、業主世帯にくらべるとかなりその割合が多い(第59表)。

(注)
第59表 従業上の地位および家賃階級別主世帯数(%)

	業 主	民間の常用 雇 用 者	官公の常用 雇 用 者	臨時日雇	無 職
総 数 (実 数)	100% (895,000)	100% (2,963,000)	100% (650,000)	100% (240,000)	100% (243,000)
0 円	5.0	20.0	15.5	11.3	12.3
1 ~ 599	13.9	17.9	15.7	33.8	21.0
600 ~ 1,199	21.0	17.7	22.8	27.9	19.8
1,200 ~ 1,799	14.6	11.8	16.9	12.9	12.3
1,800 ~ 2,399	10.8	9.3	11.2	6.7	9.0
2,400 ~ 2,999	6.0	6.1	6.0	3.2	6.0
3,000円以上	28.7	17.2	12.0	4.3	19.6

資料出所 総理府統計局「昭和33年住宅統計調査」

(注) 同居世帯でない世帯。1つの住宅に2以上の世帯があるときは、その主な方を主世帯といい、従の方を同居世帯という。

労働者世帯では、社宅に住むものがかなりあることはすでに述べたが、一般

第60表 一般社宅の家賃

産 業	1カ月家賃
総 数	577円
鉄 業	94
製 造 業	531
卸売および小売業	1,318
金融および保険業	1,227
不 動 産 業	1,181
運輸通信およびその他の公益事業	695

資料出所 労働省労働統計調査部

「32年企業直営福利施設調査」

次に34年度の政府施策住宅の家賃をみると、第61表のように公営住宅の家賃は2,000円前後であるが、公庫・公団住宅は5,000~6,000円とかなり高額にな

社宅の家賃を「企業直営福利施設調査」

(32年一労働省統計調査部)によって産業別にみると、第60表に示すとおり、鉄業がわずか94円でいちじるしく低く、製造業531円、運輸通信およびその他の公益事業695円も低額であるが、卸売および小売業は、1,318円、金融および保険業は1,227円、不動産業は1,181円と高くなっており、産業によって社宅の家賃にかなりの差がみられる。

っている。同時に公団住宅の入居申込者の資格は、月収約25,000円以上(公庫

第61表 昭和34年度政府施策住宅平均家賃 ・ 住宅は25,000円~30,000円)とされ(要求)

		坪 数	家 賃
公 営 第1種	木 造	10.5坪	1,995円
	簡易耐火(平)	10.5	1,998
	〃 (2階)	12.5	2,585
	耐 火	12.5	2,811
公 営 第2種	木 造	8.5	1,184
	簡易耐火(平)	8.5	1,274
	耐 火 甲	10.5	1,989
	〃 乙	10.5	916
公 庫	一 般 賃 貸	14.0	5,348
	簡 易 耐 火	13.0	4,362
公 団	甲 種 団 地	15.0	5,886
	甲 種 市 街 地	15.5	6,512
	乙 種	14.0	4,691

資料出所 建設省住宅局

住宅には家賃の統制はなく、公庫・公団などの政府施策住宅の家賃もかなり高額であるが、民間の賃貸家屋の家賃はより高額であり、とくに都市の場合はそれが甚だしい。労働者世帯が支出できる家賃の割合は収入の10%前後といわれるので、高額な家賃の支出は労働者の生活を圧迫し、同居や狭小過密居住の原因ともなるであろう。なお、政府の産業労働者住宅資金の融通を受けて建設する給与住宅の家賃は、労働者の収入の10%以内に抑えられている。

参考までにヨーロッパ諸国をみると、イギリス、フランス、イタリア、オランダ、デンマーク、スウェーデン等では、多数家族・低所得階層者のために国が家賃補助(住宅手当)を行なっている。

(注1) 家賃の支出限界線については多くの研究が行なわれているが、東京都立大学谷重雄教授の「住居費の基準額とその限界について」によれば、月収2万円前後で約10%、月収1万円以下では約8%と推定される(労働省統計調査部「労働統計調査月報132号、労働者生活と住宅問題」より)

(注2) 昭和33年度産業労働者住宅資金貸付準備業務取扱方針抜粋。

入居者より徴収する使用料または家賃は、原則として、当該事業者に使用されている産業労働者の世帯主または単身者ごとの平均給与ベースの10%以内とする。

(5) 住宅対策

労働者世帯への住宅対策は、政府、企業、労働組合等によってそれぞれの立場から行なわれているが、住宅の建設と住宅資金の融通がその主なものである。

イ 政府等の対策

政府の一般の住宅対策としては、建設費の補助や、政府資金の低金利貸付、民間自力住宅建設を促進するための住宅融資保険制度の制定、住宅に対する租税の軽減等がある。はじめに建設費の補助や資金の低金利貸付による政府施策住宅の建設戸数をみると、建設省の調査によれば、戦後昭和20年から33年までに全国で建設された574万戸の住宅のうち、約3分の1の179万戸となっており、その種類は公営住宅、公庫住宅、公団住宅、厚生年金融資住宅等である(第62表)。34年度の政府施策住宅は、第63表のように公営住宅、公庫住宅をそれぞれ33年度より増加し、公団住宅その他を合わせて22万戸が建設された。

第62表 戦後の住宅建設戸数

	総 数	政 府 施 策 住 宅					民間自力
		計	公営住宅	公庫住宅	公団住宅	厚生年金融資住宅その他	建設住宅
昭和20～33 年 累 計	5,743,000 (100%)	1,791,000 (31.2%)	638,000 —	566,000 —	108,000 —	480,000 —	3,952,000 (68.8%)
昭和31 年	446,000	166,000	47,000	73,000	23,000	24,000	280,000
32	470,000	190,000	47,000	83,000	35,000	25,000	280,000
33	503,000	194,000	47,000	92,000	30,000	25,000	309,000

資料出所 建設省住宅局

(注) 昭和27年以降の住宅事情の緩和に役立つと思われる増築を含めた数である。

公営住宅は、国と地方公共団体が協力して住宅を建設し、住宅に困っている低額所得者に安い家賃で賃貸するもので、第1種公営住宅に対しては国が建設費の3分の1を、第2種公営住宅に対しては3分の2を補助しており、また入

第63表 政府施策住宅建設戸数

	34年度	33年度
総数	217,000	194,000
公営住宅	53,000	47,000
第1種	21,000	20,000
第2種	33,000	27,000
公庫住宅	104,000	92,000
公団住宅	30,000	30,000
厚生年金住宅その他	30,000	25,000

資料出所 建設省住宅局

(注) 100位以下4捨5入

居者の収入に最高額の制限を設けている。34年度は53,000戸が建設され(第64表)、とくに都市の低額所得者のために第2種公営住宅のうち、中層耐火構造の住宅の一部については建設費補助率を8割

第64表 34年度公営住宅建設戸数

			1戸当り 坪数	戸数
一般住宅	第1種	木造	10	8,478
		簡易耐火(平)	10	5,255
		〃(2)	12	3,686
		中層耐火	12	3,235
	計		20,654	
	第2種	木造	8	14,791
		簡易耐火(平)	8	7,476
		〃(2)	10	1,855
中層耐火		10	3,282	
計		27,404		
災害住宅 (第2種)	木造	8	3,846	
	簡易耐火(平)	8	995	
	〃(2)	10	487	
	計		5,328	
合 計				53,386

資料出所 建設省住宅局

第65表 世帯主の職業別、住宅困窮世帯の公営住宅申込希望の割合

	総数	個人業主	会社 役員 団体	事務 技術 販売 サービス	従事者	筋肉労働 従事者	無職および職業不詳
1)住宅困窮世帯(実数)	100% (2,753,300)	100% (1,042,500)	100% (124,200)	100% (675,400)	100% (662,200)	100% (246,000)	
2)公営住宅申込希望世帯(実数)	24.5 (674,900)	8.4 (87,100)	26.2 (32,500)	39.1 (263,900)	33.5 (221,900)	28.2 (69,400)	

資料出所 建設省住宅局「昭和30年住宅事情調査結果報告」

(注) 1) 「おたくではさしあたって住宅の必要に迫られておいでですか」との問に対して「必要に迫られている」と答えた世帯でいけば主観的な住宅難を示す世帯である。

2) 「住宅困窮世帯」のうち住宅対策として「公営住宅に申込む」と答えた世帯である。

表66表 5大都市における公営住宅申込倍率

	東 京	横 浜	名 古 屋	大 阪	神 戸
第1種	26.1	45.5	25.0	42.5	33.3
第2種	28.4	13.3	18.2	11.4	44.0

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」(33年版)建設省住宅局31年調査による。

に引上げて、家賃を1,000円以下に止める方針である。公営住宅の申込希望者を職業別にみると、労働者世帯がもっとも多い(第65表)。とくに大都市においては第66表に示すとおり、公営住宅申込者数が住宅建設数をはるかに上回っている。労働者世帯の公営住宅への入居は容易ではない。このほか、労働者世帯の利用し得るものとして、「勤労者」であることを申込者の資格条件とする日本住宅公団の賃貸住宅をはじめ、住宅金融公庫の賃貸住宅などがあるが、これらは入居者の資格が収入の最低額によって制限されるため、低所得階

第67表 住宅公団申込倍率

4-2DK(4階建2部屋、食堂兼台所)

地 名	年度	国地名	月額家賃	申込者倍率
東 京	31	幸 礼	4,700	13.7
〃	32	大 島	4,800	28.4
関 東	31	清水カ丘	4,500	4.0
〃	32	日 吉	5,700	9.4
大 阪	32	関目第二	5,700	3.1
〃	33	旭カ丘	—	4.2
福 岡	32	鳴 水	4,600	2.2

資料出所 経済企画庁「国民生活の地域別分析」

年度までの建設戸数は、賃貸住宅86,000戸分譲住宅52,000戸である(第68表)。

第68表 日本住宅公団の住宅建設計画

	30~33年	34 年
賃貸住宅	66,000戸	20,000戸
分譲住宅	42,000	10,000

資料出所 建設省住宅局

層には利用できないうらみがあり、また申込倍率も公営住宅にくらべれば低いが、かなり高率を示しており、東京都ではとくに高くなっている(第67表)。

日本住宅公団の住宅には、賃貸住宅のほかに分譲住宅もあり、これは従業員5人以上の会社などに20~30年で割賦分譲され、給与住宅として勤労者に利用される。34

住宅金融公庫の事業のうち、労働者世帯の利用し得るものをあげると、さきに述べた賃貸住宅のほか、個人住宅・分譲住宅・産業労働者住宅等に対する建設資

金の貸付がある。このうち産業労働者住宅に対する貸付制度は、日本住宅公団による分譲住宅建設や、厚生年金保険積立金の還元融資とともに、給与住宅対策の主なもの、貸付条件は第69表に示すとおりである。産業労働者住宅の33年度までの建設戸数は51,000戸で、34年度は11,000戸が建設され、厚生年金融資住宅(世帯向)は33年度までに27,000戸、34年度に3,500戸が建設された(第70表・第71表)。

第69表 産労、公団分譲、厚生年金住宅の貸付条件

	資 格	条 件				
		構 造	融資対象面積	融資率	償還期間	年利率
産 業 労 働 者 住 宅	1. 常時5人以上の従業員を使用する事業主	耐火構造	1戸当り13坪	60%	35年	6分5厘
	2. 事業者がその事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸付させる目的で出資又は融資する会社その他の法人	耐火構造	共同宿舎は1戸当り4坪	55%	18年	
公 団 分 譲	1. 事業を営む個人又は会社その他の法人で常時5人以上の従業員を使用し、又は常時7人以上の構成員を有すること。	耐火又は簡易耐火構造	1戸当り14坪	建設費全額	20年(30年とする可)	7 分
	2. 特別の事情がある場合には譲受人の資格を別に定める。					
厚 生 年 金 住 宅	1. 常時300人以上の被保険者を使用する事業主で、おおむね100人以上の被保険者がいる事業所において住宅を建設するもの、またはこれらの事業所で組織された住宅組合(組合員の全員が被保険者であること)	木 造 又は耐火構造	1戸当り15坪(積雪寒冷地は17坪まで)	住宅の建設費及び土地の取得費の80%	25 年	6分5厘
	2. 都道府県及び市		1人当り5坪	都道府県及び市は100%		

資料出所 建設省住宅局

次に民間自力建設住宅の促進対策の一つに、住宅金融公庫による住宅融資保険制度がある。これは、金融機関が住宅の建設等に必要な資金を貸付ける場合に住宅金融公庫が、その貸付について保険を行ない貸付金のこげつきを防止し

第70表 住宅金融公庫の事業計画

	25～33年	34 年
個人組合住宅	346,893戸	43,100戸
分譲住宅	43,500	9,300
賃貸住宅	40,850	4,100
産労住宅	51,328	11,040
中高層建築物	11,000	6,700
増築	72,085	30,000
計	565,656	104,240
宅地造成	2,130,000坪	760,000坪

資料出所 建設省住宅局

第72表 住宅融資保険制度利用者の職業別の金額の割合

職 業 別	%
勤 労 者	19
会社等の役員	17
個人経営者	42
貸家営業者(個人)	11
法人その他	20

資料出所 建設省住宅局「住宅の現況」1957

とは、わが国に多くみられる慣行として戦前から行なわれていたが、戦後の労働者世帯の住宅難の解決に、これも一つの役わりを果たしているといえよう。労働省「企業直営福利施設調査」(32年)によれば、単身者用社宅および寄宿舎を含めた住居施設を持つ事業所の割合は総数の63%である(第73表)。企業の労働者総数のうち、社宅を利用しているものの割合を前掲「企業直営福利施設調査」(32年)でみると13%となっている。規模の大きい事業場ほど社宅を利用しているものが多く、「500人以上」では20.2%であるが、「30～99人」では5.8%である。産業別にみると鉱業では64.3%の労働者が社宅に住んでいるが、金

第71表 厚生年金融資住宅建設計画

	27～33年	34 年
世帯向	27,318戸	3,458戸
単身者向	5,893人分	2,564人分

資料出所 厚生省保険局

て金融機関の融資を円滑にし、住宅の建設を促進しようとするもので、昭和30年から始められた。建設省の調査によると31年度において、この制度を利用して金融機関が貸付けた

金額のうち勤労者住宅分は19%である(第72表)。

また、住宅に対する租税を軽減することによって住宅の建設を促進するために、昭和37年1月1日までに新築された20坪以下の住宅に対する(注5)固定資産税の減額や、(注6)不動産取得税の減額等の措置がとられている。

ロ 企業の対策

企業がその従業員のために社宅を建設すること

第73表 産業および規模別住居施設の設置率

	住居施設をもつ事業所数の割合
総 数	63.0%
鉱 業	89.4
製 造 業	61.5
卸売及び小売業	56.2
金融及び保険業	75.4
不動産業	48.0
運輸通信及びその他の公益事業	61.5
500人以上	94.7
100～499人	77.4
30～99人	56.6

資料出所 労働省統計調査部「企業直営福利施設調査」

(注) 一般社宅、単身者用社宅、寄宿舎をふくむ。

融保険業・運輸通信その他の公益事業では1割前後が社宅に住んでいるにすぎない(第74表)。社宅の建設にはさきに述べた産業労働者住宅、公団分譲住宅、あるいは厚生年金還元融資による(注7)ものも少なくない。また住宅協会を設立して、いくつかの事業所が集まり、共同のアパート等を建設するものもある。建設省「建築動態統計」によれば、民間資金のみによる社宅も年々約2万戸建設されている(第75表)。

しかし、最近の企業の住宅対策は、住宅積立預金、住宅融資制度等により、労働者自身の持家を確保する方向に向かっているようである(付録、1「ロ、労働者家族福祉に関係のある経営者団体の方針」参照)。前掲「企業直営福利

第74表 産業および規模別社宅の利用状況

	総労働者数に対する利用労働者数の割合
総 数	13.1%
鉱 業	64.3
製 造 業	9.0
卸売小売業	4.6
金融保険業	10.7
運輸通信その他の公益事業	10.4
500人以上	21.2
100～499人	10.3
30～99人	5.8

資料出所 労働省統計調査部「企業直営福利施設調査」(32年)

第75表 民間資金による給与住宅建設戸数

	建設戸数
昭和 25 ～ 30 年	104,209戸
31	20,509
32	21,223
33	20,474
34	22,569

資料出所 建設省「建築動態統計」

(注) 国の融資による住宅(公庫・公団住宅)はふくまない。

施設調査（32年）によれば、全事業所数の13%が住宅資金の貸付制度を持っている（第76表）。その1事業所当りの年間延貸付件数は10件で、1件当りの平均貸付金額は155,000円となっている。産業別にみると、金融および保険業で

第76表 産業および規模別住宅資金貸付状況

	貸付制度をもつ事業所数の全事業所数に対する割合	年平均利率	1事業所当り年間延貸付件数	1件当り平均貸付金額
総 数	12.7% (4,293)	45.8厘	10	154.7千円
鉱 業	10.2	20.6	5	360.4
製 造 業	6.5	48.4	15	151.1
卸売および小売業	12.8	56.3	6	185.5
金融および保険業	40.0	40.0	6	143.0
不動産業	13.3	40.4	6	410.9
運輸通信その他の公益事業	24.0	48.0	10	146.2
500人以上	47.2	42.8	33	155.2
100~499人	17.5	49.0	10	152.9
30~99人	9.3	44.6	2	157.5

資料出所 労働省労働統計調査部「企業直営福利施設調査」（32年）

は40%が住宅の貸付制度を持っており、運輸通信その他の公益事業がこれに続き、製造業は6.5%でもっとも低い。規模別にみると規模500人以上の事業所では47%が貸付制度を持っているが、30~99人では9%にすぎない。

ハ 労働組合の対策

労働組合の住宅対策としては、労働金庫の住宅資金貸付がある。昭和33年度の全国労働金庫の新規貸出金のうち、住宅費への貸出は194,000件68億円で総貸出額中の16%を占めている（第77表）。これには住宅補修のための小額貸付もあるが、最近では住宅建設あるいは住宅を購入するための資金として30万、50万、という高額の資金の貸付も多くなっている。しかし、金利の面で住宅金融公庫の年5分5厘にくらべて約2倍も高く（33年度の労働金庫の平均貸出利廻りは年1割1分9厘一日歩3銭3厘である）、利用者の負担は軽くない。そ

のため、県によっては労働者住宅対策として地方公共団体の財政負担によって

第77表 全国労働金庫昭和33年度中使途別貸出累計

使 途	金 額	構 成 比
総 数	41,921,255千円	100.0
医 療 費	1,931,449	4.61
生 活 費	4,437,225	10.58
住 宅 費	6,808,539	16.24
冠 婚 葬 祭 費	1,118,617	2.67
高 利 返 済 費	2,127,962	5.08
納 税 資 金	23,514	0.05
教 育 費	607,643	1.45
そ の 他	1,368,629	3.27
計	18,423,578	43.94
団 体	23,497,677	56.05

資料出所 労働省労政局「労働金庫報」

(34年9月)

住宅建設のためには、労働金庫が中心になって昭和33年に日本労働者住宅協会が設立され、住宅金融公庫の計画建売住宅を建設して労働者に譲渡している。^(注8)33年度は住宅金融公庫より500戸の融資枠を受け、34年度は490戸が建設された。

以上述べてきたように労働者世帯の住宅について種々の対策がなされているが、低所得階層への対策がとりのこされているようである。すでに述べたように労働者世帯の住宅難は、低所得階層においてとくにいちじるしく、とくに、最近の借家等の高い家賃はその家計を圧迫することになろう。政府施策の公団・公庫住宅も家賃や入居資格の制限によって低所得階層は入居機会を得ることが困難である。比較的賃貸料の低廉な公営住宅も、建設戸数にくらべて申込希望者が圧倒的に多く、入居が困難なため、日雇労働者の中には、いまだに壕舎やバラックに居住しているものがかなりあることは、前にみた通りである。

一方、持家を建設するものでも筋肉労働者の場合は、「必要な広さを持たな

第78表 労働金庫の住宅融資についての利子補給を行なう地方公共団体

県 別	補 給 利 子
静 岡	日歩 1銭
群 馬	5厘
長 野	1銭5厘
岡 山	1銭
高 知	3厘
香 川	1銭1厘

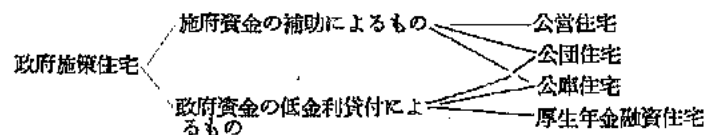
資料出所 労働省労政局「労働金庫報」（33年3月）

労働金庫の住宅融資についての

利子の一部を補助するところができている（第78表）。また、

い」小さな住宅を建設しているものが多く、狭小過密居住の状態から脱けだせないでいる。この点もわが国の居住水準を高めるために、今後の大きな住宅問題となるであろう。

(注1)



(注2) 公営住宅法第1条

この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(注3)

公営住宅（公営住宅法第17条「入居者資格」による）

入居者は少なくとも次の各号の条件を具備する者でなければならない。

① 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁、婚約者も含む）があること。

② 政令で定める基準の収入があること。

政令で定める「収入の基準」（公営住宅法施行令第5条）は

(イ) 第1種公営住宅については、入居の申込をした日において16,000円（当該公営住宅の家賃の6倍が16,000円未満である場合においては、その額）をこえ32,000円以下であること。

(ロ) 第2種公営住宅については、入居の申込をした日において、16,000円（災害公営住宅に入居する当該災害により住宅を失った者については、当該災害発生後3年間は32,000円）以下であること。

（収入は、入居者の過去1年間に於ける所得金額を12で除した額の合計から、扶養親族1人につき1,000円を控除した額をいう）。

③ 現に住宅に困窮していることが明らかなものであること。

(注4)

公庫住宅（住宅金融公庫法施行規則第4条「貸借人の資格」による）

(a) 貸借人は次の各号に該当する者でなければならない。

① 現に住宅に困窮している者

② 家賃の支払が出来る者

③ 家賃の支払につき確実な保証人のある者

(b) 上記の他に、次の各号の一に該当する者に限ることができる。

① 同居しようとする親族を有する者

③ 貸借人が地方公共団体から出資又は融資を受けている場合は自己及びその保証人がその地方公共団体の区域内に現に居住し又は勤務する場所を有すること。

(c) 貸借人は、特別な事情がある場合においては、前2項各号に定める外、主務大臣の承認を得て、貸借人の資格を定めることができる。

以上に基づき、各住宅協会・公社において入居者の収入の最低を定めており、その額は家賃（4～5,000円）の6倍程度としているところが多い。東京都住宅公社では月収3万円（2人以上の収入を合算するときは世帯主の収入が18,000円）以上のものと定めている。（建設省調）。

b 公庫住宅（日本住宅公庫貸付住宅入居者募集業務取扱暫定規程——昭和31.2.17住宅公庫規程第5号——第3条「申込者の資格」による）申込者は少なくとも次の各号に掲げる条件を具備する勤務者とする。

① 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁、婚約者も含む）があること。

② 住宅に困窮している者であること。

③ 申込者の世帯全員の毎月の平均収入の合計額が25,000円以上であること。但しこの額は支所長は給付の承認を得て別に定めることができる。

④ 家賃の支払につき確実な連帯保証人があること。

同規程9条によれば連帯保証人は、当該支所の近傍又は当該入居者の入居する賃貸住宅の近傍に居住し、かつ入居者と同等以上の資力がある者でなければならない。

⑤ 入居者の世帯全員が円満な共同生活を営み得る者であること。

(注5) 昭和33年1月2日から37年1月1日までの間に新築された20年以下の住宅に対する固定資産税のうち、15坪までに当る税額の2分の1を3年間軽減される。

(注6) 住宅を新築したり新築住宅を購入した場合は、1戸当り1,000,000円が課税標準の価格から控除され、また住宅用地を取得してそこに1年以内に住宅を新築した場合は、600,000円に税率をかけた額が税額から控除される。

(注7) たとえば社団法人産業住宅協会では産業労働者住宅資金融通法に基づき、住宅金融公庫からの融資と数事業所からの出資とを合わせてアパートを建設し、出資事業所の労働者に賃貸している。

(注8) 公庫の認定を受けた事業主体（住宅協会等）が公庫から建設戸数の割当を受けて公庫住宅の建設基準により住宅を集团的に建設し、公庫の住宅資金の借入資格のある購入希望者を公募してその住宅を譲渡し、公庫は購入者に対して購入資金を貸付け、購入者は公庫貸付金と自己負担金とをもって事業主体に対し住宅購入代金の即時支払をするという仕組みによって建設する分譲用の住宅。

4 家庭管理

いうまでもなく家庭は、世帯成員の心身の安定、労働力の再生産、次代の育成、文化的活動の遂行等の機能を持つものであるが、これらの諸機能を十分に発揮できるような状態を実現するためには、経済面の安定、家族関係の調整等とともに、日常の衣食住生活の仕方をととのえることが肝要であり、したがって、その目標に沿って家庭管理が行なわれることが必要になってくる。家庭管理の面は、家族関係の面とともに、労働者家族の近代的な性格が強くあらわれまた現在も変化が進行している分野であると考えられるが、この面についての推移や、他の階層の家族との比較等についてみるための適確な資料を得ることは困難であるので、入手可能な資料の範囲内で、管理の態勢、生活様式、家事作業、文化面等について述べることにする。

(1) 管理の態勢

イ 計画性

家庭生活の計画性をみる尺度として家計簿の記入状況をみると、貯蓄増強中

第79表 家計簿記入状況

調査事項	総数	商業	工業	農業	林業	貸金業	自由業	職無	職不	業明
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
29年										
1.つけている	50.5	52.8	49.6	44.2	57.8	49.0	45.6	44.3		
2.つけていない	49.5	47.2	50.4	55.8	42.2	51.0	54.4	55.7		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
34年										
1.つけている	48.0	51.2	45.8	44.5	52.4	43.2	36.7	43.7		
2.つけたたりつけなかったり	24.3	19.9	24.8	27.3	22.9	26.3	24.6	27.2		
3.つけていない	27.7	28.9	29.4	28.2	24.7	30.5	38.7	29.1		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

資料出所 貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」

(注) この調査の調査方法は日本銀行本店、事務所を通して、調査表を1都道府県当り1000枚(但、北海道は6000枚)を、その管内の小・中学校を通じて一般家庭に配布した。調査配布枚数51000枚に対し回答率86.2%である。

中央委員会「貯蓄に関する世論調査」(34年)によれば、第79表に示すとおり、労働者世帯において家計簿をつけているものは52.4%、つけたたりつけなかったりしているものが22.9%、全くつけていないものが24.7%で、商業・工業・農林業世帯等にくらべて、家計簿をつけているものの割合が最も多い。29年と34年と比較すると、労働者世帯において、全く家計簿をつけていない世帯は42.2%から24.7%に減少した。このように労働者世帯においては、他の階層の世帯にくらべて、家計簿をつけているものが多く、この意味で家庭管理の計画性が高いと見られるが、しかし約4分の1の世帯では、家計簿の記入は行なわれていない(第79表)。

ロ 主たる管理者

労働者世帯における家庭の

第80表 家計の担当者

	主婦	主婦以外	無回答	計
東京都区部	90	10	0	100
神奈川県横浜市	83	17	—	100
山梨県田富	55	43	2	100
茨城県平磯	75	25	—	100

管理は、その大部分が主婦に
よつてなされているものと考えられるが、それを裏付ける全国的な調査資料は見当たらない。参考として、労働省婦人少年局が行なった「主婦の生活と意見」(31年)

少年局が行なった「主婦の生活と意見」についての調査結果から、いわゆる「財布のヒモ」をにぎる家計の担当者は誰かをみると、第80表のように、東京では90%が主婦となっている。この調査は、都市化の程度による主婦の生活と意見の相違をみるために行なった調査で、山梨県田富は農村、茨城県平磯は漁業地帯である。労働者家族が対象者の過半数を占める東京の場合は、家計担当者の90%が主婦であるのに対して、過半数が農林業世帯である田富においては、主婦が担当者である世帯は55%で、主婦以外のものが担当している世帯が43%ある。

同様の参考として、家庭における電化製品の購入に際しての主婦の主導性をみると、第81表に示すように、主婦が主唱者である場合がかなり多く、とくに低額の器具購入についての主唱者は、約6割が主婦である。

第81表 電気器具購入者・主唱者

			電 気 器 具			その他の 耐久財
			～5,000円	5,000～ 20,000円	20,000円～	5,000～ 20,000円
主唱者	主 主 子 の 主 唱 者	人 婦 供 他	29.8%	45.5%	26.1%	40.4%
			58.0	27.3	34.8	25.0
			7.0	22.7	39.1	30.8
			5.2	4.5	—	3.8
購入者	主 主 子 の 回 の 主 唱 者	人 婦 供 他 客	61.5	63.7	56.5	50.0
			17.5	9.1	13.0	21.2
			10.5	22.7	21.8	17.3
			10.5	—	8.7	9.6
			—	4.5	—	1.9

資料出所 日本機械工業連合会「耐久消費財の需要動向調査」—昭和33年度パネル調査—

(注) 調査対象 東京都(区部)一労働者世帯の占める割合 63%—

家計の運営に主婦の意見がどの程度反映しているかを、さらに前掲貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」によってみると、労働者世帯においては貯蓄の種類や方法を夫婦相談の上きめているものが最も多く46.9%で、商業・農林業等の世帯にくらべてその割合が多い。主人だけで貯蓄のやり方をきめている世帯は24%で、商業・農林業等の世帯にくらべてその割合が少なくなっており(第82表)、家庭における主婦の役割が相対的に認識されているといえよう。

第82表 おたくでは貯蓄の種類や方法は主にどなたがおきめになりますか

			イ. 主 人	ロ. 主 婦	ハ. 夫婦相 談の上	ニ. 家族全 員で	計
総 合			30.2%	17.5%	39.7%	12.6%	100.0%
職 業 別	イ. 商 工 農 林 漁 業 者 他 職 業 不 明	ロ. 工 農 林 漁 業 者 他 職 業 不 明	36.0	17.5	37.9	8.6	100.0
			28.4	17.8	43.1	10.7	100.0
			35.7	9.5	35.0	19.8	100.0
			24.0	22.3	46.9	6.8	100.0
			26.7	22.2	36.2	14.9	100.0
			22.5	32.6	23.0	21.9	100.0
			26.8	19.9	36.3	17.0	100.0
			イ. 20万円未満	28.7	19.1	36.0	16.2
ロ. 20万円～30万円未満	29.7	16.7	41.2	12.4	100.0		
ハ. 30万円～50万円未満	30.4	16.7	42.9	10.0	100.0		
ニ. 50万円～80万円未満	32.9	16.0	40.9	10.2	100.0		
ホ. 80万円以上	39.5	13.8	36.7	10.0	100.0		
所得階層別	イ. 20万円未満	28.6	19.3	37.9	14.2	100.0	

資料出所 貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」(34年)

(注) 第79表参照

(2) 生活様式

最近、公団・公営住宅などに例をみるようなダイニングキッチンや洋間の普及にとともなって、労働者家庭の生活様式も変化してきており、少しずつ洋式化しまた耐久物資の蓄積が増加し、いわゆる高級化する傾向がみえてきた(第83表)。このような変化は労働者世帯のなかでも職員層にいちじるしく、労働者層とはかなりの開きがある。

注 東京の場合、昭和28年より30年までの間に新築された住宅の約50%が洋間をもっているが、東京都全体では洋間をもっている家庭は、8.9%にすぎない(通産省発行「通商産業研究」神一氏「耐久消費財産業の好調と消費構造の近代化」)。

第83表 労働者世帯における洋式家具テレビ等の普及状況の推移

		応接セット	洋服ダンス	ミシン	カメラ	テレビ	オルガン
34年 8月	総 数	12.9	57.2	68.6	44.2	29.8	5.5
	職 員	18.2	68.2	78.1	56.9	39.2	8.1
	労務者	4.5	40.4	54.1	24.8	15.6	1.6
33年 2月	総 数	8.9	53.2	65.7	39.3	7.3	4.3
	職 員	12.5	63.6	75.3	50.2	9.8	6.3
	労務者	3.3	37.7	51.8	23.1	3.6	1.2

資料出所 経済企画庁調査局「消費者動向予測調査結果報告書」

はじめに、洋式家具についてみると、労働者世帯のなかで応接セットのあるものは、昭和34年8月、経済企画庁「消費者動向予測調査」によれば、その1割強である。労働者にみれば、職員層は18.2%が応接セットを所有しているのに対し、労働者層では4.5%が所有しているにすぎない。同調査の分類に従ってみると、会社団体などの役員、自由業者・無職およびその他・個人営業世帯にくらべれば、労働者世帯の応接セット所有率は低くなっている。

洋服ダンスのある世帯は、労働者世帯の57.2%で、会社・団体などの役員、個人営業の世帯にくらべればその所有率は低いが、自由業者・無職およびその他の世帯よりは高くなっている。

ミシンは労働者世帯の約7割が所有している。職員層では78%、労働者層は54%でかなりの差が見られる。労働者世帯のミシン所有率は会社・団体などの

役員の世帯にくらべれば低い、個人営業、自由業者・無職およびその他の世帯よりも高い。

最近ではカメラ、テレビ、電蓄、などの家庭娯楽用品がかなり普及した。勤労者世帯のカメラの所有率は、44.2%で、会社・団体などの役員世帯のそれよりは低い、個人営業世帯とはほぼ同じ水準である。労働別にみると職員層の57%がカメラを所有しているが、労務者層では25%にすぎない。

テレビも急激に普及しており、勤労者世帯の3割が所有している。職員層の39%、労務者層の16%がテレビを所有しているが、これも会社・団体などの役員世帯の所有率77%にくらべると職員世帯でもかなり低くなっている。

電蓄は勤労者世帯の3分の1が所有しており、職員層で38%、労務者層は24%で、テレビほど階層別の開きは甚だしくない(第84表)。

第84表 職業・所得階層別応接セット・テレビ等の所有世帯(都市) 単位(%)

職業	所得階層	数	応接セット	洋服ダンス	ミシン	カメラ	テレビ	電蓄	オルガン
			14.7	57.6	68.1	44.3	33.5	33.9	5.3
勤労者	役員	12.9	57.2	68.6	44.2	29.8	32.7	5.5	
	職員	18.2	68.2	78.1	56.9	39.2	38.3	8.1	
	個人営業	4.5	40.4	54.1	24.8	15.6	24.1	1.6	
	自由業者・無職	14.6	58.9	67.7	44.3	40.8	36.4	4.7	
	その他	43.9	80.9	82.7	76.5	72.3	56.1	10.5	
所得階層	20万円未満	4.5	32.4	41.2	15.0	7.4	18.5	1.0	
	20万円～30万円	7.7	48.4	63.2	31.8	17.3	27.6	2.2	
	30万円～40万円	13.5	63.9	73.5	47.7	33.1	32.9	5.2	
	40万円～50万円	17.9	66.5	83.0	60.7	48.0	39.5	9.9	
	50万円～60万円	22.3	76.2	84.7	66.2	57.1	50.0	10.9	
所得階層	60万円～70万円	30.4	82.5	85.1	74.3	69.6	47.4	8.8	
	70万円～80万円	35.0	84.0	88.8	75.2	66.4	52.8	11.2	
	80万円～90万円	49.1	82.5	81.3	85.3	84.7	65.0	10.2	
	90万円以上	13.8	58.8	65.0	38.8	46.3	37.6	3.8	

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査結果報告書」(昭和34年8月)

以上述べたような家具、家庭娯楽用品に変化がみられると同時に、食生活にも洋式化の傾向が強くなってきている。この点について、勤労者世帯だけについての調査資料は見当たらないが、昭和33年3月に通産省・実践女子短期大学が行なった調査(総理府統計局C・F・S東京都23区内居住約400世帯、このう

ち63%は勤労者世帯)によるとハム・レバー・ベーコン・パン・コーヒーの消費状況はつぎの通りである。

1週間のうち、ハムを消費した世帯は56%で、所得が高くなるにしたがってハムの消費世帯も多くなっている。同じく、レバーを消費した世帯は、20%、ベーコン19%である。

つぎに、毎日の主食の形態についてみると、三食とも米飯をとっている世帯は26%にすぎず、一食パンが39%、一食パン又は麺類が35%となっており、二食は米を食べるが、残り一食はパン又は麺類を食べている世帯が圧倒的に多くなっている。

家庭における嗜好品としてのコーヒーの消費状況は、毎日飲んでいる世帯が25%、たまにのんでいる世帯が43%、米客のとき飲む世帯が3%となっておりほとんど飲まない世帯は28%である。所得が高くなるにしたがって、コーヒーを毎日飲む世帯が多くなり、ほとんど飲まない世帯は低額所得層に多い(以上第85表)。

第85表 東京都内の家庭におけるハムなどの加工食品・パン・コーヒーの消費状況 (所得階層別世帯100に付)

	一週間の消費率			毎日の主食の形態			コ ー ヒ ー			
	ハム	レバー	ベーコン	3食米	1食パン	1食パン又は麺類	毎日飲む	たまに飲む	米客のとき飲む	ほとんど飲まない
総 数	56.3	20.1	18.6	26.2	38.9	34.9	25.1	43.4	3.3	28.0
未回答・不明	58.9	29.5	0	29.4	47.1	23.5	17.6	58.8	5.9	17.6
8,000円未満	25.0	0	0	—	50.0	50.0	—	2.5	—	75.0
16,000円	47.8	2.2	15.2	30.4	41.3	28.3	10.9	41.3	2.2	45.7
24,000円	50.6	24.6	24.1	25.3	42.5	32.2	18.4	36.8	3.4	41.4
32,000円	59.0	18.2	17.3	23.6	36.4	40.0	24.5	47.3	5.5	22.7
48,000円	61.4	21.4	14.3	28.6	32.9	38.6	32.9	41.4	2.9	22.9
64,000円	72.4	37.9	31.0	24.1	34.5	41.4	55.2	41.4	—	3.4
64,000円以上	46.7	26.7	20.0	33.3	53.3	13.3	33.0	60.0	—	6.7

資料出所 家政学雑誌1959年10巻1号「消費者の購買動機に関する研究」

このような食生活の洋式化は、調理用具にも影響しており、この調査の対象

となった世帯についてみると、天火の普及率13%、トースター33%、ミキサー14%、秤32%である。

(8) 家事作業

イ 担当者

家事作業は、家族の衣食住の世話等、日常の家庭生活を維持するために欠くことができないが、家族構成が単純な労働者世帯においては、その担当者は家庭管理における同様主婦であることが多いと想定される。労働省婦人少年局の「主婦の病氣・出産時の静養に関する調査」（4事業場の男子既婚労働者各1,200名の妻に対する調査）結果によれば、労働者の家庭における家事の主な担当者は8～9割までが主婦本人で、そのうちの約半数が、誰も手伝い手がなく1人で家事を処理している。手伝い手のある場合の手伝い手は、子供が最も多く、つぎは夫の母であり、使用人を使っている家庭はまれである（第86表、第87表）。主たる家事の担当者である主婦の病氣・出産等の場合、多くの

第86表 日常の家事担当者

	総 数		主 婦	夫の母	主婦の母	その他の家族	使用人	不 明
	実 数	%						
A(神奈川)	973	100%	87%	3%	1%	2%	—%	6%
B(新潟)	825	100	80	8	2	4	0	6
C(広島)	774	100	87	5	1	2	—	5
D(大分)	981	100	79	4	2	5	—	10

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の病氣・出産時の静養に関する調査」（34年）

第87表 手 伝 い 人

	(主婦が家事を主に なっているもの 総 数)		手 伝 い 人 なし	手 伝 い 人 あり										不 明
	実 数	%		計	夫 の 母	主 婦 の 母	夫 の 姉 妹	主 婦 の 姉 妹	夫	子 供	そ の 他			
A (神奈川)	848	100	%	53	38	9	2	1	1	8	14	3	10	%
B (新 潟)	661	100	%	39	52	11	1	2	0	11	23	3	10	%
C (広 島)	677	100	%	54	36	11	3	1	1	6	14	0	11	%
D (大 分)	779	100	%	41	43	14	5	1	0	4	16	2	16	%

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の病氣・出産時の静養に関する調査」（34年11月）

家庭が家事処理の上で不便を来すことになるが、とくに手伝い手のない家庭ではそれが甚だしく、主婦自身も十分に静養がとれないという事態に直面する場合が少なくない。

ロ 家事作業の合理化

第88表 主要地域別水道普及率（32年）
（単位%）

前項でのべた住居や食生活の洋式化は、家庭生活の簡素化合理化をもたらし要因となっているが、水道・ガス等の普及および家庭用電化器具類の普及も、生活の合理化ひいては家事作業の軽減に役立っていると考えられる。

	総 数	水 道	簡易水道	その他
全 国	44.7	35.5	6.3	2.9
東 京	75.0	74.5	0.4	0.1
神 奈 川	68.3	64.5	3.4	0.4
愛 知	56.4	39.1	14.6	2.7
大 阪	83.9	81.2	1.5	1.2
兵 庫	60.3	53.4	4.6	2.3
福 岡	56.9	38.6	1.7	16.6

資料出所 経済企画庁「国民生活白書」34年版（厚生省調）

（備考）戦前の最高時（16年頃）の普及率は約2割である（厚生省調）

水道の普及状況を厚生省調

査（32年）によってみると、全国の普及率は44.7%であるが、労働者世帯の多い六大都府県は全国水準をはるかに上廻っている。すなわち、大阪が83.9%の普及率でもっとも高く東京の75%がこれについている。六大都府県のうち最も普及率の低い愛知でも56.4%である（第88表）。

第89表 主要地区別有ガス都市のガス普及状況（33年12月末）

	普 及 率
全 国	43.6%
東 京 地 区	77.7
横 浜 地 区	40.6
名 古 屋 地 区	64.3
京 阪 神 地 区	67.9
広 島 地 区	17.4
福 岡 地 区	33.8
そ の 他	20.5

資料出所 経済企画庁「国民生活の地域別分析」

つぎに、ガスについてみると、通産省調査（32年12月）によれば、全国普及率は16%にすぎないが、戦前と比較すれば、昭和16年の最高時より3割増加しており、労働者世帯の多い六大都市は水道と同様に普及率が高い。ガスのある都市（216）のなかで、ガス設備のある世帯は43.6%であるが、東京の普及率は最も高く77.7%で、つぎが大阪の

（備考）ガスのあるのは216都市にすぎず、無ガス市町村を含めた全国普及率は16%である。しかし戦前最高時（16年）より3割増加している（通産省調）。

67.9%となっている（第89表）。

ガスの普及の結果、家庭用燃料の種類も変化してきている。国民一人当たり家庭用燃料使用量をみると、ガス・電気・石油が戦前にくらべていじりしく増加しているのに対し、石炭・木炭・まきはかなり減少している。このような効率のよい燃料の使用量増加の傾向は、当然都市居住者の多い勤労者世帯に顕著であることが考えられる（第90表）。

第90表 国民1人当たり家庭用燃料使用量の推移

	単位	昭9～11年	28年	32年	33年
ガス	1人当り立方メートル	9.3	12.0	18.9	20.5
電気	1人当りkwh	40.4	79.8	100.0	109.5
石油	1人当りリットル	—	1.3	3.58	5.12
石炭	1人当りkg	29.8	14.1	19.8	19.5
木炭	1人当りkg	32.6	22.3	17.9	18.3
まき	1人当り層積立方メートル	—	0.22	0.21	0.20

資料出所 国民生活白書（33,34年版）付表より作成

第91表 職業・所得階層別、家庭用器具の普及率（都市）（単位%）

	電 気 洗濯機	台 所 用 品			暖 房 器 具	
		電 気 が ま	電 気 冷 蔵 庫	氷 冷 蔵 庫	電 気 ス ト ー プ	ガ ス ス ト ー プ
総 数	33.0	20.7	5.7	21.0	8.0	10.9
職 業	勤 務 者	29.7	20.0	3.4	17.5	6.0
	職 員	40.2	26.8	5.4	22.1	8.7
	労働者	14.4	10.1	0.5	10.9	2.1
	会社員	41.6	22.4	8.3	30.6	10.4
	自由業者・無職およびその他	67.6	41.2	29.1	34.8	29.7
所得階層	20万円未満	19.4	12.9	5.3	13.7	7.0
	20～30万円	5.2	4.9	0.1	8.5	1.3
	30～40万円	15.8	15.3	0.9	13.5	2.6
	40～50万円	35.4	23.0	3.3	21.8	5.3
	50～60万円	43.6	23.0	3.8	24.9	9.5
	60～70万円	52.6	28.3	8.5	30.0	13.6
	70～80万円	61.0	36.8	14.3	34.2	20.3
	80～90万円	64.9	41.8	19.4	35.1	22.4
	90万円以上	75.9	38.0	34.2	39.2	26.7
	不詳	40.5	16.7	7.1	35.8	11.9

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」（34年2月）

電気洗濯機・電気釜などの家庭用電化器具の普及も婦人の家事作業の軽減に役立っている。

勤労者家庭の電気洗濯機の普及率は29.7%で、農家(6.8%)より高いが、個人営業(41.6%)・会社団体などの役員(67.7%)よりも低い。労働別に見ると、職員層は40.2%、労働者層14.4%でかなりの開きが見られる。電気釜も電気洗濯機と同様の普及傾向となっており、勤労者世帯の普及率20%に対し、農家は4.7%にすぎないが、個人営業者は22.4%、会社団体などの役員は41.7%である。労働別に見ると、職員層は26.8%であるが、労働者は10%にすぎない。

勤労者世帯の電気冷蔵庫の普及率は3%にすぎないが、氷冷蔵庫は17.5%である。室内暖房のための電気ストーブを使用する勤労者世帯は6%、ガスストーブは9.7%で、職員層の普及率はほぼ個人営業者の水準にあるが、労働者のそれはかなり低い（第91表）。

前項で食生活の変化についての傾向を述べたが、最近の生活の簡素化・合理化のうごきや、共稼ぎ世帯の増加などによって、缶詰・調理製品のような加工食品の需要が増大した。昭和34年度の「戦後国民生活の構造的変化」（経済企画庁）によれば、33年の缶詰の1人当り年間消費量は12.7缶で、戦前の6倍強である。種類別にみると、蔬菜及び畜産物の伸びがいじりしく、水産物缶詰のなかでは、いわし、さんまのような大衆的なものの消費が増大している。

市場販売の調理品について、全国的に勤労者世帯の実情を調査した資料は見当たらないが、参考までに前掲通産省・実践女子短期大学の東京都内23区400世帯（うち63%は勤労者世帯）の調査結果によってみると、フライは39.7%の世帯が調理されたものを購入しており、いつも家で作る世帯（38.9%）よりもわずかではあるが、多くなっている。つぎに、サラダについてみると、いつも家で作る世帯が52.9%であるが、調理したものを買っているものも少なくなく46%を占めている。なお調理された食品を買う世帯は比較的所得層に多く、その反面、いつも家で作る世帯は高所得者に多くなる傾向が見られる（第92表）。

生活の合理化の傾向は衣生活にもあらわれており、既製服を購入する世帯が

多くなってきた。この点に関して、労働者世帯についての調査資料は見当たらないが、総理府統計局「家計調査」による全都市全世帯の被服費に占める既製品の金額をみると、第93表に示す通り、33年は30年に比べ、和服類は2倍に、洋服類は1.2倍に増加した。これは既製品の価格が注文服より低廉であること、既製品の品質が向上したことなどに起因していると考えられるが、このような既製品の普及は、前にのべたミシンの普及と相まって、衣生活の面における主婦の家事作業の合理化に役立っているといえよう。

第92表 フライ・サラダを家で作るものの割合
(所得階層別世帯100に付)

	フ ラ イ				サ ラ ダ			
	いつも家で作る	時々家で作る	買 入	未回答	いつも家で作る	時々家で作る	買 入	未回答
総 数	38.9	20.6	39.7	8.0	52.9	46.0	1.1	
未 回 答 不 明	58.8	17.6	23.9	—	52.9	47.1	—	
8,000 円 未 満	—	—	100.0	—	—	100.0	—	
16,000 円 〃	30.4	13.1	54.3	2.2	32.6	65.2	2.2	
24,000 円 〃	27.6	19.5	51.7	1.1	46.0	52.9	1.1	
32,000 円 〃	39.0	23.6	37.4	—	55.5	42.7	1.8	
48,000 円 〃	44.3	20.0	34.3	1.4	61.4	38.6	—	
64,000 円 〃	69.0	17.2	13.8	—	75.9	24.1	—	
64,000 円 以 上	33.3	46.7	20.9	—	66.7	33.7	—	

資料出所 家政学雑誌 1959年10巻1号「消費者の購買動機に関する研究」

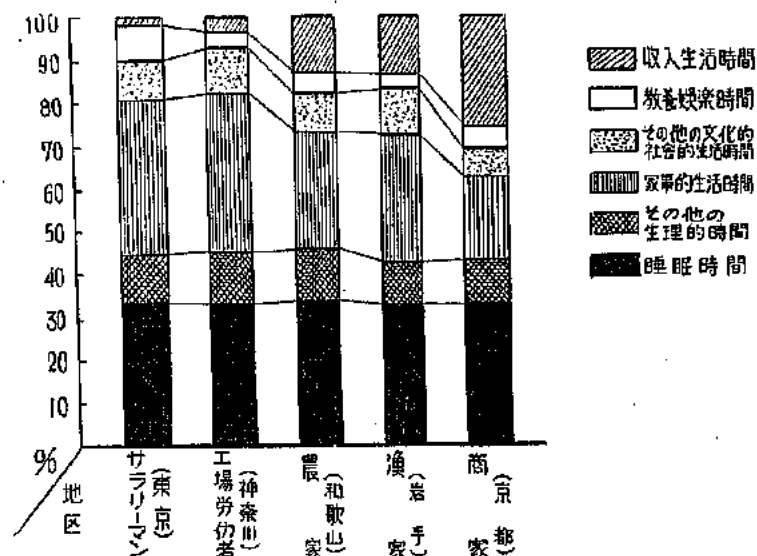
第93表 被服費に占める既製品の金額および構成比

		28年	29年	30年	31年	32年	33年
支出金額(円)	和 服 (既製品)	77	74	87	114	145	177
	洋 服 (既製品)	595	602	603	677	782	724
	計	2,881	2,729	2,821	3,059	3,314	3,282
構成比(%)	和 服 (既製品)	2.6	2.7	3.1	3.7	4.4	5.4
	洋 服 (既製品)	20.7	22.1	21.4	22.1	23.6	22.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所 総理府統計局「家計調査」による全都市、全世帯の品目分類による1世帯当り1ヵ月平均支出金額

なお、主婦が家事作業についてやす時間についての全国的調査資料はないが、34年2月に労働省婦人少年局が「主婦の自由時間に関する意識調査」の付帯調

第4図 階層別主婦の生活時間



資料出所 労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(昭和34年2月)

第94表 主婦の生活時間

	サラリーマン (東京)	工場労働者 (神奈川)	商家 (京都)	農家 (和歌山)	漁家 (岩手)
計	24時間 100%	24時間 100%	24時間 100%	24時間 100%	24時間 100%
生理的生活時間	10時間15分 43%	10時間19分 43%	10時間00分 42%	10時間31分 44%	10時間00分 42%
収入生活時間	12分 1%	42分 3%	6時間16分 26%	3時間13分 13%	3時間20分 14%
家事的生活時間	9時間02分 38%	9時間14分 39%	5時間07分 21%	6時間56分 29%	7時間11分 30%
文化的・社会的な生活時間	4時間31分 19%	3時間45分 16%	2時間37分 11%	3時間20分 14%	3時間29分 15%

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(昭和34年2月)

査として実施した階層別生活

時間調査結果によれば、第94

表に示すとおり、サラリーマ

ン世帯の主婦は9時間02分、

工場労働者世帯の主婦は9時

間14分が家事的生活時間であ

る。対象者は異なるが、参考

までに、同じく婦人少年局が

26年に京浜地区で行なった工

場労働者家族の生活実態調査

結果をみると、第95表に示す

ように、主婦の家事的生活時

間は10時間50分で、34年の調

査にくらべてかなり長い。

(4) 文化面

社会の近代化にともなう必然的な傾向として、教養・娯楽等の文化面についての欲求が高まり、生活を合理化して余暇を楽しむという生活態度が一般的になってきている。とくに家族構成が単純であり、かつおおむね都市居住者である労働者世帯においては、近代的生活意識の浸透が早く、文化・レクリエーションを家族がともに享受しようとする傾向が強まってきているとみられる。この点についての適確な資料を得ることは困難であるが、たとえば、文部省が33年9月に調査したテレビ購入動機をみると、「一家だんらんのため」に購入している世帯が多く、とくに事務、専門技術、公務等に従事する労働者世帯にその割合が多くなっている（第96表）。また労働者世帯においては、主婦は家事のみに従事する場合が多く、自営業世帯の主婦のように家業に従事することがほとんどないために、商家・農漁家等に比べて、労働者世帯の主婦は、文化的社会的に活用できる自由時間に恵まれていると考えられる。

第95表 家庭婦人の生活時間（平日）

内 職	実 数	%
生理的 { 睡 眠 事 業 食 身 廻 り 計 医 小 療 計	446 79 61 6 592 (9時間52分)	31.0 5.5 4.2 0.4 41.1
家事的 { 家 事 作 業 育 小 児 計	554 96 650 (10時間50分)	48.5 6.7 45.2
学 校 校 校 運 動 動 動 交 交 交 渉 渉 渉 休 休 休 休 休 休 小 小 小 の 他 計	1 — 75 27 27 30 7 167 (2時間47分)	0.1 0.0 5.1 1.9 1.9 2.1 0.5 11.6
合 計	1,440 247人	100.0

資料出所 労働省婦人少年局「工場労働者家族の生活」
(26年11月)

第96表 テレビの購入動機

	一家だんらんのため	年寄を楽せしめるため	子供にせがまれて	職業上必要であるため	その他	スポーツや舞臺演劇が好きだから	知り合いに電気屋があり購入できたから	無記名	計
自営(農林業商工業等)	58	9	9	9	4	4	4	3	100
事務専門技術公務員等	65	7	9	3	4	4	3	5	100
労働者その他	53	13	5	5	8	5	5	6	100
合 計	62	9	9	5	4	4	3	4	100

資料出所 文部省社会教育局「テレビジョン影響調査」(33年9月)

第97表 文化的社会的な生活時間

	サラリーマン	工場労働者	商家	農家	漁家
計 (%)	時間分 (4.31) 271 (100)	時間分 (3.45) 225 (100)	時間分 (2.37) 157 (100)	時間分 (3.20) 200 (100)	時間分 (3.29) 209 (100)
小 計 (%)	(2.13) 133 (49)	(1.10) 54 (24)	(1.10) 70 (45)	(1.03) 63 (32)	(1.03) 63 (32)
読 書	43	7	11	8	6
新聞	30	16	18	20	14
雑誌	3	—	—	1	1
ラジオ	6	8	5	24	11
テレビ	19	13	25	5	—
みる 娯 楽	3	6	8	2	8
自分でする娯楽	1	—	—	—	—
趣味	6	0	1	3	—
勉強	10	—	—	—	—
その他	12	4	2	—	—
交 小 計 (%)	(1.12) 32 (12)	(1.15) 34 (15)	(1.19) 30 (19)	(1.26) 52 (26)	(1.29) 61 (29)
訪 問	12	17	4	29	22
来 客	18	15	18	23	39
際 そ の 他	2	2	8	—	—
休 息 (%)	(1.19) 50 (19)	(1.22) 50 (22)	(1.12) 18 (12)	(1.35) 35 (18)	(1.48) 48 (23)
雑 談 (%)	(1.18) 18 (7)	(1.32) 32 (14)	(1.21) 21 (13)	(1.30) 30 (15)	(1.31) 31 (15)
そ の 他 (%)	(1.38) 38 (14)	(1.55) 55 (24)	(1.19) 19 (13)	(1.20) 20 (10)	(1.29) 29 (14)

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」(34年2月)

この点についても全国的な調査資料はないが、前掲の婦人少年局の調査（第97表）によれば、主婦の自由時間は、サラリーマン世帯（東京）が4時間31分で最も長く、工場労働者世帯（神奈川）は3時間45分となっており、漁家の3時間29分、農家の3時間20分、商家の2時間37分に比べて、労働者世帯の主婦の自由時間は長くなっている。

自由時間の内容をみると、サラリーマン世帯、工場労働者世帯ともに、`休息`についてやす時間が最も長くそれぞれ50分となっているが、工場労働者世帯では、つぎに多くを占めているのが`雑談`の32分であるのに対して、サラリーマン世帯では`読書`43分、`新聞よみ`30分が`休息`について自由時間の主な部分となっている（第97表）。

今後ますます生活の合理化が進められ、自由時間が増大することが考えられるが、生活を高めるために自由時間をどのように活用するかということが今後の課題であろう。

5 保 健

家族全員が健康を保つことは、すべての家族にとって生活安定の大きな要因であることはいうまでもないが、とくに労働者家族の場合は、労働者あるいは他の家族員の疾病、災害は、個々の家庭の経済生活を脅かすばかりでなく、労働者の欠勤あるいは不安等によって社会的にも労働損失を招くことになり、この面からも労働者家族の健康管理の問題が重要視される。この章では、健康を保つための栄養の状況、および他の階層と比較して労働者家族に率の高い結核の有病状況と家族計画の実施状況、ならびに主婦の病気等の際の静養についてみることにする。

(1) 栄 養

最近、常用労働者世帯では、^(注1)農家よりも栄養のバランスが比較的良好とされており、^(注2)事業経営者世帯のそれとはほぼ同じ水準にある。しかし、低所得階層とみなされる日雇・家内労働者世帯の食糧構成は極めて悪く、そのため栄養素の欠乏によって起る種々の病気が、他の世帯よりもかなり多くなっている。

厚生省「昭和33年国民栄養調査」によって、労働者世帯の食品の入手状況をみると、労働者世帯は農家世帯と異って、自家生産の食品が少なく、食品の大部分を購入している（第98表）。1人1日当りの食材料費は、常用労働者世帯では118円を要しており、事業経営者世帯の116円とはほぼ同額であるが、日雇・

第98表 業態別、食品の購入・自家生産の割合（33年5月）

	1) 農家世帯	事業経営者 世帯	常用労働 者世帯	日雇・家内 労働者世帯
摂取食品総量 (実数)	100.0% (1,156.5g)	100.0% (1,062.6g)	100.0% (1,054.4g)	100.0% (981.1g)
購入物	25.2	94.9	94.1	87.7
自家生産・その他	74.8	5.1	5.9	12.3

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養の現状」（昭和33年度国民栄養調査成績）

(注) 1) 農家世帯は33年平均の数値である。

家内労働者世帯では89円にすぎず農家世帯よりも少ない（第99表）。

第99表 業態別、1人1日当り食材料費（33年5月）

（単位 円）

	農家世帯	事業経営者世帯	常用労働者世帯	日雇・家内労働者世帯
総 額	97.80	115.65	112.68	89.24
穀 類・い も 類	53.45	39.89	38.08	41.24
魚 介 類	9.58	16.28	15.77	11.98
肉 ・ 卵 ・ 乳	6.61	16.51	17.38	7.83
野 菜 類	8.05	9.84	7.51	5.57
果 実 類	1.52	5.27	5.15	2.25
そ の 他	18.59	27.85	28.79	20.39

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養の現状」（昭和33年度国民栄養調査成績）

（注）摂取した全食品量について、購入、自家生産、もらい物等の別を問わず、すべて市場価格に換算した1人1日当りの平均である。

次に栄養摂取量をみると、常用労働者世帯の熱量の摂取量は2,055カロリーで農家世帯より少なく、かつ、カルシウム・ビタミンA・B₂・Cもわずかに少ないが、蛋白質・脂肪は農家よりも多くとっているばかりでなく、事業経営者世帯よりも多い。ところが、日雇・家内労働者世帯の栄養水準は他の世帯に

第100表 業態別、1人1日当り栄養摂取量（33年5月）

	農家世帯	事業経営者世帯	常用労働者世帯	日雇・家内労働者世帯
熱 量 (cal)	2,221	2,049	2,055	1,966
蛋白質 { 総 量 (g)	70.2	71.1	72.0	64.8
{ 動物性 (g)	20.0	26.5	27.8	20.5
脂 肪 (g)	20.8	24.6	26.7	19.0
含 水 炭 素 (g)	438.2	386.1	381.9	384.0
カルシウム (mg)	408	389	378	376
磷 (mg)	1,405	1,318	1,361	1,291
鉄 (mg)	16	14	14	14
ビタミン { A (I.U.)	1,946	1,514	1,644	1,587
{ B ₁ (mg)	1.06	1.05	1.06	0.98
{ B ₂ (mg)	0.92	0.77	0.78	0.71
{ C (mg)	75	69	70	63

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養の現状」（昭和33年度国民栄養調査成績）

くらべて低く、熱量・蛋白質・脂肪・ビタミン・ミネラルなどすべてにわたりその摂取量が少ない（第100表）。蛋白質のうち動物性蛋白質の占める割合をみ

第101表 総蛋白質に対する動物蛋白質の摂取比率（33年5月）

（単位 %）

	農家世帯	事業経営者世帯	常用労働者世帯	日雇・家内労働者世帯
昭和32年	28.5	35.9	36.2	31.9
昭和33年	28.2	37.3	38.6	31.6

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養の現状」（昭和33年度国民栄養調査成績）

ると、常用労働者世帯は38.6%でもっとも高いが、日雇・家内労働者世帯は31.6%で農家世帯に次いで低くなっている（第101表）。

また、熱量の食品群別

第102表 業態別、熱量の食品群別摂取比率（33年5月）

	1) 農家世帯	事業経営者世帯	常用労働者世帯	日雇・家内労働者世帯
総 量	100.0	100.0	100.0	100.0
穀類・いも類	77.5	72.5	71.0	77.7
砂糖類	2.2	2.5	2.3	2.1
油脂類	1.9	2.5	3.1	1.6
豆 類	5.5	5.0	5.2	5.2
動物性食品	6.5	10.1	10.4	7.7
野菜・果実	4.1	3.0	3.0	2.4
そ の 他	2.3	4.4	5.0	3.3

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養の現状」（昭和33年度国民栄養調査成績）

（注）1）農家世帯は33年平均の数字である。

るが、日雇・家内労働者世帯では77.7%が澱粉性食品からで、動物性食品からは7.7%にすぎない。

戦後の労働者世帯の栄養摂取量の推移をみると、第103表のとおりで、33年においては常用労働者世帯、日雇・家内労働者世帯ともに、動物性蛋白質、脂肪、カルシウム等の摂取量が24年の全国平均より増加しており、とくに常用労働者世帯にいちじるしいが、昭和29年に総理府資源調査会から示された「日本人の栄養基準量」にくらべると、ビタミンCを除いてその他の栄養素の摂取量はすべて基準を下回っている。

第103表 1人当り栄養摂取量の推移

	24 年	32 年	33 年			2) 基 準	
			全 國	1) 常用労働者世帯	1) 日雇・家内労働者世帯		
熱 量 (cal)	2,097	2,089	2,118	2,055	1,966	2,180	
蛋白質	総 量 (g)	65	70.1	72.0	64.8	73.0	
	動物性 (g)	14	23.8	27.8	20.5	—	
脂 肪 (g)	16	21.9	23.7	26.7	19.0	30.0	
カルシウム (mg)	0.20g	384	388	378	376	1,000	
ビタミン	A (I.U.)	2,416	1,783 (3,374)	1,750 (3,281)	1,644 (2,973)	1,587 (3,008)	3,700
	B ₁ (mg)	1.60	1.09	1.07	1.06	0.98	1.20
	B ₂ (mg)	0.70	0.71	0.73	0.78	0.71	1.20
	C (mg)	115	77	77	70	63	60

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養の現状」(昭和33年度国民栄養調査成績)

(注) 1) 33年5月の数字である。

2) 総理府資源調査会より昭和29年に日本人の栄養基準として示された数字である。

第104表 業態別、身体症候発現率(33年5月)
(単位: %)

症 候 別	1) 農家世帯	2) 事業経営者世帯	常用労働者世帯	日雇・家内労働者世帯
健 康 者	70.5	76.9	79.5	73.6
有 症 者	29.5	23.1	20.5	26.4
貧 血	2.9	2.5	2.3	4.4
口 角 炎	9.0	3.4	3.3	6.2
毛孔性角化症	4.4	3.0	2.8	4.5
けん反射消失	11.8	10.0	9.7	10.5
はい腸筋圧痛	6.3	5.0	4.4	5.5
浮 腫	3.3	2.8	2.4	2.7

資料出所 厚生省公衆衛生局「国民栄養の現状」(昭和33年度国民栄養調査成績)

(注) 1) 現に農耕栽培を行なっている耕地(田、畑、園地など)の面積が3反(北海道では5反)以上ある世帯をいう。

(注) 2) 耕地を全く有しない世帯のうち、最多収入者が商品の採取・製造・加工・販売またはサービスの提供、あるいはこれらの仲介などの事業経営を個人または共同で行なっている世帯で、その経営上の資産総額5万円以上であるか、または事業経営のための雇人が1人でもいる場合をいう。

戦後、次第に労働者世帯の栄養状態は改善されたとい

ってもまだ十分でなく、とくに日雇・家内労働者世帯では栄養欠陥による身体症候の発現率が、農家世帯に次いで高く、栄養水準が極めて低いことを示している(第104表)。

(2) 結核の有病状況

わが国の保健衛生状態は、ここ数年来改善され、戦前は国民病といわれていた結核の死亡率もいちじるしく低下してきた。しかし、労働者世帯の結核有病率は、他の世帯にくらべてかなり高くなっている。

第105表 世帯業態別にみた有病率

		総 数	農家世帯	事業経営者世帯	常用労働者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯
1世帯当り平均世帯人員		4.3	6.0	4.9	3.4	3.5	3.7
一、傷病人員数	総 数	34.7	37.2	27.5	28.6	43.2	47.5
	結 核	5.7	3.7	4.7	6.3	7.2	15.4
	在 宅 入 院	4.0	2.6	3.6	4.3	4.3	11.9
	そ 他	1.7	1.1	1.1	1.9	2.9	3.4
二、〇〇〇人対	総 数	28.9	33.5	22.8	22.3	36.0	32.2
	結 核	26.9	31.5	21.2	20.2	33.6	29.7
	在 宅 入 院	2.0	1.9	1.6	2.1	2.5	2.5
	そ 他	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生省統計調査部「昭和33年厚生行政基礎調査報告」

厚生行政基礎調査によって、労働者世帯の結核の有病率をみると、常用労働者世帯では人口1,000人に対して6.3、日雇労働者世帯では7.2となっており、農家世帯、事業経営者世帯よりかなり高い。これらの結核患者の療養の場所をみると、常用労働者世帯、日雇労働者世帯では約3分の1が入院し、3分の2は自宅です療養している(第105表)。

次に収入階層別に労働者世帯の結核の有病率をみると、第106

第106表 収入階層別、労働者世帯の有病率

	千人対傷病人員数		
	総 数	結 核	そ 他
総 数	35.2	7.5	27.7
1,999円以下	87.9	15.2	72.7
2,000～3,999	107.1	19.1	88.0
4,000～5,999	71.6	14.1	57.4
6,000～7,999	55.0	13.2	41.8
8,000～9,999	44.9	9.8	35.1
10,000～14,999	38.7	8.3	30.4
15,000～19,999	31.1	6.9	24.2
20,000～24,999	26.4	5.3	21.1
25,000～29,999	25.3	5.3	20.0
30,000～39,999	25.6	5.6	20.0
40,000円以上	22.9	5.3	17.6

資料出所 厚生省統計調査部「昭和33年厚生行政基礎調査報告」

のように勤労その他の世帯（常用勤労者世帯・日雇労働者世帯・家内労働者世帯）の平均では人口1,000人対7.5であるが、月収7,999円以下の世帯では10以上になっており、収入が増えるに従って結核の有病率は低くなっている。結核ばかりでなく、その他の傷病の有病率も同様で、低所得階層ほど病人の多いことを示している。

表107表 各国の結核死亡率
(人口10万対)

	死亡率	
	1956年	1957年
日 本	48.6	46.9
ア メ リ カ	8.4	7.8
カ ナ ダ	7.8	7.1
デンマーク	5.1	4.9
イギリス	12.0	10.7
西ドイツ	19.5	18.7
イタリア	22.2	20.6
フランス	28.5	27.0
ポルトガル	63.3	58.4

資料出所 厚生省「厚生白書」
(34年版)

1) Epidemiological and
Vital Statistics Report
Vol. II No. 10, 1958

参考までに諸外国の結核罹患率をみると、アメリカ・カナダ・デンマークでは日本の10分の1程度であり、死亡率も人口10万に対して10以下である（第107表）。前に述べたように、日本の結核死亡率は戦後いちじるしく低下し、厚生白書（34年度版）によれば、昭和18年に人口10万対235.3であったのが、昭和33年には39.3となった。しかし以上の諸外国にくらべるとまだはるかに高い。

結核対策としては、まず、定期的な健康診断による結核の早期発見が必要であるが、昭和33年の結核予防法による健康診断実施状況をみると（厚生省調）、労働基準法適用事業場に働く労働者の受診率は80.8%である。こ

第108表 実施義務者別定期健康診断実施状況

	対象者数		受診者数		受診率	
	32年	33年	32年	33年	32年	33年
総 数	千人 88,982	千人 90,648	千人 32,155	千人 35,553	% 36.1	% 39.2
使 用 者	13,318	14,119	3,876	4,343	29.1	30.8
学 校 長	22,025	22,639	18,967	19,349	86.1	85.8
施 設 の 長	1,443	1,279	559	526	38.7	41.1
市町村長（一般住民）	52,196	52,611	8,753	11,335	16.8	21.5

資料出所 厚生省「厚生白書」(33, 34年版)

れは、学校生徒の85.8%にくらべていちじるしく低い。労働者世帯の主婦等は、市町村の一般住民を対象とする健康診断によるものが多いと思われるが、その受診率は21.5%で、前年よりいくらか増加してはいるが、前二者に対してかなりの差がみられる（第108表）。

(3) 家族計画

戦後、経済的あるいは文化的欲求から小家族への要求が高まってきて、出産を抑制し、家族計画を実施しようとする傾向が強まり、それが労働者家族に強くあらわれていることはすでに述べたとおりであるが、出産抑制の手段として最も合理的なものは受胎調節とされている。この受胎調節、避妊を行なっているものは、農家に比べて、労働者世帯に多い。すなわち、第109表に示すように、毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第5回世論調査」によれば、給料生活者世帯では50.7%、筋肉労働者世帯では40.1%が避妊を行なっており、農家の34.9%よりその割合が高くなっている。昭和25年の第1回調査にくらべると、避妊の実行率は各層とも大巾に増加している。

第109表 避妊の実行率の推移（%）

	第1回 (1950年)	第2回 (1952年)	第3回 (1955年)	第4回 (1957年)	第5回 (1959年)
総 数	19.5	26.3	33.6	39.2	42.5
農 漁 業 者	11.5	17.0	25.4	30.5	34.9
筋 肉 労 働 者		23.9	35.8	37.6	40.1
商 工 業 者	25.9	24.7	37.4	39.0	40.4
給 料 生 活 者		36.9	39.7	49.1	50.7
自 由 業 者*		35.2	41.0	47.0	—

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第5回世論調査」(34年4月)

- (注) 1. この票は夫の回収票による数字である。
2. 第5回は「給料生活者」中に自由業者も含まれている。
3. *印は少数観察の誤差の大きいことを示す。

労働者世帯の避妊をはじめた理由をみると、前掲毎日新聞社人口問題調査会32年第4回調査によれば、第110表に示すとおり、経済的理由をあげたものももっとも多く、次が母体の健康となっている。

以上述べたような受胎調節の普及は、保健所あるいは受胎調節指導員の啓発活動や指導によるところが大きい。また近年福祉施策を重視する企業のなかにも家族計画の指導を行なうところが増加してきている。

このように受胎調節はめざましく普及してきたが、一方、人工妊娠中絶に頼るものも少なくない。前掲「産児調節に関する第5回世論調査」では、34年において妻の35%が人工妊娠中

絶の経験があると答え
ており、これは2年前
の30%をさらに上廻っ
た(第111表)。夫の職
業別にみると、官公庁
・大会社の事務員の妻
は、人工妊娠中絶の経
験があると答えたもの
(38.7%)が多いが、

中小企業の従業員や単
純労働者には、少なく

なっている。しかし、この調査では無回答のものがかなり多いので、決定的な数字とみることは早計であろう。

(注1) 産児調節に関する世論調査は、昭和25年に第1回の調査が行なわれ、以後2年ま

第110表 避妊実行理由(%)

	経済的理由	母体の健康	生活の事象
総 数	56.9	44.9	29.8
農 漁 業 者	56.4	43.9	26.0
労働者	68.2	38.5	22.3
商工業者	49.7	45.2	28.6
給料生活者	57.7	47.9	34.8

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第4回世論調査」(32年5月)

- (注) 1. 本表の数字は妻の返答による。また1問多答式の質問に対し各理由にチェックされた返答数の返答者総数に対する百分比を示す。
2. 本表の3大理由以外の理由については社会階級別に特記すべき傾向は少ないが、たゞ子供に分ける財産が少なくなるからという理由が農業者に高かった。

第111表 夫の職業別にみた妻の人工妊娠中絶の有無(%)

	計	有	無	無回答
総 数	100.0	35.1	42.2	22.7
官公庁大会社の幹部	100.0	45.8	45.8	8.4
同上 事務員	100.0	38.7	45.4	15.9
中小企業の業主	100.0	41.0	38.9	20.1
同上 従業員	100.0	33.3	42.1	24.6
農 漁 業 者	100.0	27.6	45.3	27.1
工員、職人、運転手	100.0	37.4	35.0	27.6
単純労働者	100.0	16.7	38.9	44.4
その他	100.0	31.2	37.3	31.5

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第5回世論調査」(34年4月)

(注) 本表は妻の側からの回答による。

たは3年ごとに引きつづいて実施され、第5回は昭和34年4月に行なわれた。対象は妻の年齢が50才未満の全夫婦から、約3,000組の夫婦が標本として無作為に抽出された。

(注2) 人口問題研究会による家族計画の指導を受けているものは、会社数にして60社、工場数にして300工場あり、家族計画の実績をあげている。たとえば日本鋼管では、昭和29年に着手し、1年後には、出生数は前年の53%に、人工妊娠中絶は前年の21%に減少した(厚生省監修「厚生」34年10月号「企業体を通じての家族計画普及」より)。

(4) 主婦の病気等の際の静養

労働者世帯では、家族数が少なく主婦の手代りがないので、主婦が病気や出産などの際に十分な静養をとれないことが少なくない。

労働省婦人少年局「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」によれば、昭和34年1月から11月までの間に病気のために3日以上床についたことのある主婦の割合は20~26%である。1回の平均就床日数は15日ないし18日となっている。その際「静養できたか」という問に対して、20%前後が「静養できなかった」と答えている(第112表)。十分に静養できなかった理由としては、「家事をする人がないから」「子供がいるから」というのが大部分である。また、20%ないし27%の主婦が、体の工合がわるく床につきたいのに、無理をして起きていたことがあり、その日数は10日前後となっている。床につけなかった理由は、静養できなかった理由と同様に「家事手代りがないため」「子供があるため」というのが大部分である(第113表)。

第112表 主婦が病気の際、静養できたか

	総(3日以上床についたことのあるもの)		思うように静養ができた	まあ静養ができた	思うように静養ができなかった	不 明
	実 数	%				
A(神奈川県)	194	100%	24%	52	22%	5%
B(新潟県)	171	100	29	49	19	3
C(広島県)	200	100	25	51	22	4
D(大分県)	252	100	34	37	18	12

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」

(注) この調査は男子既婚労働者が1,200人を超える全国各地の事業場のうちから4事業をえらび、その労働者の主婦を対象に昭和34年1月から11月までの間のことについて調査した。

第113表 主婦が体の工合がわるいのが無理をしておきていたことの有無

	総 数		あ っ た		なかった
	実 数	%	計	平均日数	
A (神 奈 川)	973	100%	24%	9.8日	77%
B (新 潟)	825	100	22	10.1	78
C (広 島)	774	100	27	13.5	73
D (大 分)	981	100	20	14.0	80

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」

(注) 第112表に同じ

なお、主婦が病気で3日以上床についたときは、静養できた与否にかかわらず、その60%~70%の世帯が家事や育児の人手に困っている(第114表)。その間の家事や育児を誰が担当しているかをみると、第115表のように、夫が担

第114表 主婦の病気の際に人手に困ったか

	総(3日以上床についたことのあるもの)		困らなかつた	少し困った	非常に困った	不 明
	実 数	%				
A (神 奈 川)	194	100%	29%	46%	22%	4%
B (新 潟)	171	100	35	38	26	5
C (広 島)	200	100	32	48	20	—
D (大 分)	252	100	31	35	23	16

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」

(注) 第112表に同じ

第115表 主婦の病気の際の家事担当者

	総(3日以上床についたことのあるもの)		夫がした	子供がした	その他の同居家族がした	近所の人(がしてくれ)た	親類の人(がきてく)れた	人をやとった	その他
	実 数	%							
A(神奈川)	194	100%	57%	24%	11%	12%	15	5%	8%
B(新 潟)	171	100	53	33	21	4	19	2	7
C(広 島)	200	100	42	22	21	3	27	5	10
D(大 分)	252	100	47	20	21	6	21	3	12

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」

(注) 第112表に同じ

当しているものがもっとも多く、次に子供・その他の同居家族(夫の母など)又は親類の人(妻の実家の母など)となっている。なお半数近くの夫が、主婦の病気のために4日~7日程出勤を休んでいる(第116表)。

第116表 妻が病気の際の夫の欠勤

	総(3日以上床についたことのあるもの)		休 ん だ		休まない	不 明
	実 数	%	計	平均日数		
A (神 奈 川)	194	100%	46%	4.2日	50%	4%
B (新 潟)	171	100	42	4.6	53	5
C (広 島)	200	100	40	3.4	52	9
D (大 分)	252	100	41	6.5	41	19

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」

(注) 第112表に同じ

このように労働者世帯では、主婦が病気になると多くの家庭が、家事や育児のための人手に困り、そのために主婦自身の静養も十分とれず、また、夫が欠勤するなど、夫の勤務に及ぼす影響も少なくない。一方、「わずかの負担で借用のできる家事援助者がたのめるような制度があるとしたら、たのむか」という問に対して、「たのみたい」と答えたものが、病気の場合は30~50%、出産の場合は40~70%あり、低廉な費用で家事援助者をたのめるような制度の実施がのぞまれている(第117表)。

第117表 家事援助者をたのむか

		総 数		た の む	たのまない	わからない	無 回 答
		実 数	%				
病 気	A (神奈川)	973	100%	48%	23%	13%	16%
	B (新 潟)	825	100	30	33	17	21
	C (広 島)	774	100	46	25	15	14
	D (大 分)	981	100	29	29	12	30
出 産	A (神奈川)	80	100	58	32	10	
	B (新 潟)	79	100	38	47	15	
	C (広 島)	77	100	71	26	3	
	D (大 分)	80	100	49	41	10	

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の病気・出産時の静養に関する調査」

(注) 第112表に同じ

(注1) 労働者の主婦が病気や出産の際に、家事の処理をどうしているか、主婦の介護は十分とられているか、の実情を把握するため、男子既婚労働者が1,200人を超える全国各地の事業場のうちから4事業場をえらび、その労働者の主婦を対象に昭和34年11月に実施した調査である。主婦の病気の際についての調査をA調査として34年1月～11月までの間のことをたずね、出産の際についての調査をB調査として33年以降の出産についてたずねた。

6 社会保険(老令年金を除く)

あらためていうまでもなく、原則として労働者世帯は生産手段を所有せず、労働者である世帯主の賃金、俸給によって生活を維持するものであるから、失業、疾病、災害などにより世帯主の勤労収入が得られなくなった場合に、世帯主ならびにその家族の経済生活は挫折をまねく。このような労働者世帯の弱点を補うために、各種の社会保険が大きな役わりを果している。

ここでは、各種社会保険のうち、民間企業に雇用される労働者を対象としたものについて述べることにする。

(1) 失業保険

失業保険の「当然被保険者」^(注)としては5人以上の事業場に働く労働者を対象とするが、日雇労働者及び5人未満の事業場に働く労働者にも適用されるような特例がもうけられている。昭和34年12月末の一般失業保険被保険者数は労働省職業安定局調査によると、11,477,072人(うち世帯主数不明)で、これはこの時期の総理府統計局労働力人口調査の常用雇用労働者数(公務を除外)の67%である。つぎに日雇失業保険被保険者数をみると、34年12月末において過去6カ月の日雇労働被保険者手帳交付数は578,401となっている。

(注) 失業保険法第6条による。

失業保険の保険料率は、賃金(手当をふくむ)の1,000分の14で、労使の折半負担となっている。保険金額は賃金日額の60%を基準とするが、最高は590円を限度としている。この保険金額は独身者も被扶養者のあるものも同率で、家族員のための配慮は払われていない。(付録「主要国の社会保険における扶養家族に対する追加給付」の「イ失業保険」参照)。保険金の給付日数は、受給資格のある被保険者(離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6カ月以上である場合)が、離職の日の翌日から起算した1年間以内において、通算して180日分を基準とするが、その雇用期間の長短に応じ、最高270日分から最低

90日分までの段階別給付日数が定められている。

つぎに、日雇失業保険についてみると、保険料は第1級は1日につき10円、第2級は1日につき6円となっている。保険金額は1日につき第1級200円、第2級140円で、その支給日数は、保険料を納付した日数、すなわち失業保険印紙の貼付枚数に応じて、1月につき13日分以上17日分までとなっている。

実際に支給された一般失業保険金の受給人員をみると、職業安定局調査によれば、34年平均404,133人（うち世帯主数不明）で、その平均保険金受給月額とは同年12月末男子8,408円、女子5,054円（世帯主・独身者別不明）である。同資料により日雇失業保険の受給者実人員をみると、34年12月末50,409人（うち女子の占める割合58%）で、その平均保険金受給月額は、男子793円（平均受給日数4.1日）女子951円（平均受給日数5.5日）となっている。

失業保険制度は失業保険金の支給以外に、保険福祉施設を設置し、被保険者の福祉の増進にも寄与することになっている。その福祉施設は総合職業訓練所、簡易宿泊所、労働福祉館、労働者住宅、共同作業所等である。このうち労働者の家族に直接に関係のある労働福祉館と労働者住宅について、その概略を述べることにする。

労働福祉館は、日雇労働者のなかに相当数を占める幼児をもつ労働者の就労を容易にするために作られたものである。その施設は延坪約80坪、託児施設、簡易食堂、理髪室、日用品等の売店を併設している。31年～33年において全国で10カ所設置され、その地域は東京、大阪（2カ所）岡山、山口、福岡（4カ所）、鹿児島である。

労働者住宅は、被保険者又は被保険者であったもので、住宅に困窮している労働者のうち、扶養家族のあるものの住宅対策の一環として、33年から実施された。33年に初めて大阪市に建設された労働者住宅は、近代的な高層建築で、80世帯（一世帯あたり延約9坪）が収容できる。今後この労働者住宅は、国家の住宅対策に呼応して増設されることになっている。

(2) 医療保険

労働者世帯が利用しうる医療保険としては健康保険・日雇労働者健康保険・船員保険・国民健康保険・各種共済制度があるが、ここでは、民間企業労働者世帯を対象とし、適用人員も最も多い健康保険と日雇労働者健康保険を中心にその実情をみることにする。

労働者世帯の医療保険加入状況は、厚生行政基礎調査（33年）によれば、常用動労者世帯では、80.7%が健康保険などに加入しており、国民健康保険加入のものが、6.6%、残り12.7%は全く保険に加入していない世帯である。常用動労者世帯のなかで健康保険に加入していないものが2割近くあるのは、その被保険者を常時5人以上の従業員を使用する事業場に働く労働者と規定しているためと考えられる。つぎに、日雇労働者世帯についてみると、43%が日雇労働者健康保険に、30.7%が国民健康保険に加入しているが、全く医療保険に加入していないものが26.3%で、これは農家の保険未加入世帯よりもその割合が多くなっている（第118表）。

健康保険・日雇労働者健康保険の被保険者に対しては、つぎのような医療給付が行なわれている。

第118表 医療保険加入状況

	総 数	農 家	常用動労者世帯	日雇労働者世帯
33 年	100% (21,310千世帯)	100% (5,177千世帯)	100% (9,870千世帯)	100% (1,234千世帯)
総 数	27.8	57.8	6.6	30.7
国保加入世帯	48.9	21.7	80.7	43.0
医療保険加入世帯	23.3	20.5	12.7	26.3
その他の世帯				
32 年	100% (20,704千世帯)	100% (5,359千世帯)	100% (9,469千世帯)	100% (1,057千世帯)
総 数	25.8	52.9	5.5	34.8
国保加入世帯	46.3	20.5	79.6	26.2
医療保険加入世帯	28.4	26.6	14.9	39.0
その他の世帯				

資料出所 厚生省「厚生行政基礎調査」

被保険者である労働者が業務外の事由による疾病、負傷、死亡の場合あるいは分娩に際して保険給付がなされるほか、その被扶養者の疾病、負傷、死亡、分娩についても保険給付が行なわれている。

健康保険の被扶養者は、被保険者の直系尊族、配偶者（いわゆる内縁関係を含む）、子、三親等内の親族、いわゆる内縁関係にある配偶者の父母・子などで、被保険者により生計を維持するものをいう。日雇労働者健康保険の被扶養者は健康保険よりもせまく、直系尊族、配偶者（いわゆる内縁関係を含む）子三親等内の親族で生計をとともにするものとし、いわゆる内縁関係にある配偶者の父母・子などは含まれていない。健康保険と日雇労働者健康保険の給付の内容については、第119表に示すとおりである。日雇労働者健康保険の給付の内

第119表 医療保険給付の種類と内容

	健 康 保 険	日雇労働者健康保険
療養に関する費用・期間	- 被保険者 初診料100円等を除き全額 - 被扶養者 半額 - 期間 3年間	- 被保険者 初診料50円以下を除き全額 - 被扶養者 半額 - 期間 1年間
傷病手当金額・期間	被保険者が療養のため労働につけない場合 6ヵ月間 標準報酬日額の60% 但、入院の場合被扶養者のないものは40%	被保険者が療養のため労働につけない場合、14日以内、第一級200円、第二級140円、但入院の場合、被扶養者のないものは第一級130円、第二級90円
埋葬料	- 被保険者の場合、本人により生計を維持したもので埋葬を行うものに対し標準報酬月額分 - 被扶養者の場合、被保険者に対して2,000円	- 被保険者の場合、被扶養者で埋葬を行うものに対して4,000円 - 被扶養者の場合、被保険者に対して2,000円
分娩費	- 被保険者の場合、標準報酬月額額の50%、但入院の場合は25% - 配偶者の場合、被保険者に対して1,000円	- 被保険者の場合 2,000円 - 配偶者の場合、被保険者に対して1,000円
出産手当金	産前産後42日労働につかない場合1日につき標準報酬日額の60%、但入院の場合被扶養者のない者は40%	産後20日以内労働につかない場合、1日につき第一級200円、第二級140円、但入院の場合被扶養者のないものは第一級130円、第二級90円
哺育手当金	- 被保険者の場合6ヵ月間1月当たり200円 - 配偶者も同じ	なし

資料出所 健康保険法・日雇労働者健康保険法より作成。

容は健康保険よりも下廻っているが、国民健康保険の療養費は半額自己負担（日雇労働者健康保険は全額国庫負担）で、かつ、傷病手当金制度が実施されていない（日雇労働者健康保険は14日分）ことにくらべれば、それだけ上廻っていることになる。

保険料率は政府の管掌する健康保険の場合は標準報酬月額額の $\frac{60}{1000}$ （原則として労使折半負担）健康保険組合（常時300人以上の被保険者を使用する事業主は政府の認可を得て組合をつくることができる。また2以上の事業主が、共同して組合をつくることもできる）の管掌によるものは $\frac{30}{1000} \sim \frac{80}{1000}$ の範囲内、および日雇労働者健康保険は、被保険者の賃金日額が280円以上の場合は第1級、280円未満の場合は第2級とし、その額は1日につき、第1級は22円、第2級18円（日雇労働者健康保険法第30条）となっている。

第120表 被用者保険1人当り医療給付費

	32年度	33年度
政府管掌健康保険	円	円
被 保 険 者	5,856	6,250
被 扶 養 者	1,288	1,370
組合管掌健康保険		
被 保 険 者	5,640	5,912
被 扶 養 者	1,460	1,575
日雇労働者健康保険		
被 保 険 者	3,931	4,414
被 扶 養 者	748	855
船 員 保 険		
被 保 険 者	6,707	7,359
被 扶 養 者	1,330	1,466
(参考) 国民健康保険	1,678	1,852

厚生省保険局調

- (注) 1) 被扶養者一人当り医療給付費については本人負担が含まれていない。
2) 国民健康保険の一人当り医療給付費については、一部負担金が含まれている。

医療保険の利用状況をみると、保険給付費の大部分を占める医療給付費は、厚生省保険局調（33年度）によれば被保険者については、政府管掌健康保険が最も高く6,250円、つぎが、組合管掌健康保険5,912円、日雇労働者健康保険、4,414円である。被扶養者の場合は組合管掌健康保険の1,575円が最も高く、政府管掌健康保険1,370円、日雇労働者健康保険、855円の順になっている。健康保険の医療給付費は日雇労働者健康保険よりかなり高いが、船員保険のそれより低い。日雇労働者健康保険の医療給付費は被用者保険のなかでは最も低い国民健康保険に比べれば

(3) 労働者災害補償保険

種 類	内 容																					
療養補償費	- 療養費が1,000円をこえる場合は、その全額を支給 1,000円以下の場合は雇主が負担 - 給付期間は原則として3年																					
休業補償費	- 療養のため8日以上休業し、賃金をうけていないものに対し、1日につき平均賃金の60%支給、7日以内は雇主が負担 - 給付期間は原則として3年																					
障害補償費	傷病がなおった時に身体に障害が残った場合は、その程度に応じて、 <table border="0"> <tr> <td>第1種</td> <td>(1級～3級) 次の額の年金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事例</td> <td>1級 障害が存する期間1年につき平均賃金の</td> <td>240日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td> <td>188日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>(4級～14級) 次の額の一時金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事例</td> <td>4級 平均賃金の</td> <td>920日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14級</td> <td>50日分</td> </tr> </table>	第1種	(1級～3級) 次の額の年金		事例	1級 障害が存する期間1年につき平均賃金の	240日分		2級	188日分		3級	〃	第2種	(4級～14級) 次の額の一時金		事例	4級 平均賃金の	920日分		14級	50日分
第1種	(1級～3級) 次の額の年金																					
事例	1級 障害が存する期間1年につき平均賃金の	240日分																				
	2級	188日分																				
	3級	〃																				
第2種	(4級～14級) 次の額の一時金																					
事例	4級 平均賃金の	920日分																				
	14級	50日分																				
遺族補償費	死亡した場合、遺族又は死亡当時その収入で生計を維持していたものに平均賃金の1000日分を支給																					
葬 祭 料	死亡した場合、葬祭を行うものに対して、平均賃金の60日分を支給																					
総括説明	療養開始後3年を経過してもその傷病がなおらない場合に、上記の療養・休業・障害・遺族の各補償費及び葬祭料の給付を行わず以下の四種類の給付を行う。																					
長期傷病者	療養が必要な場合に、 第1種(病院、診療所入院(所)しない場合) 1年につき平均賃金の240日分 第2種(入院療養の場合) 〃 200日分 及び必要な療養又は療養の費用																					
病者	傷病給付をうける労働者の傷病が治った場合に、身体に障害が残った時に支給される。その給付の内容は障害補償費と同様である。																					
補償	長期傷病者補償をうける労働者が、当該傷病により死亡した場合に行なう <table border="0"> <tr> <td>事例</td> <td>長期傷病者補償の開始後1年以内に死亡した場合平均賃金の1000日分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃</td> <td>6年を経過して 〃 140日分</td> </tr> </table>	事例	長期傷病者補償の開始後1年以内に死亡した場合平均賃金の1000日分			〃	6年を経過して 〃 140日分															
事例	長期傷病者補償の開始後1年以内に死亡した場合平均賃金の1000日分																					
	〃	6年を経過して 〃 140日分																				
	長期傷病者補償をうける労働者が、当該傷病により死亡した場合平均賃金の60日分支給																					

2) 労働者の配偶者（いわゆる内縁関係を含む）とする。配偶者のいない場合は労働者の子、父母、孫及び父母の順位（労働基準法施行規則第42条）

以上述べた給付の対象となる労働者は、労働者災害補償保険適用事業場に働く労働者であるが、適用事業場は強制適用事業と、任意適用事業の二つに区分され、前者の範囲は大略下記の通りである。

- 1 製造業・鉱業・運輸交通業のうち常時5人以上の労働者を使用する事業場
- 2 土木建築業・貨物取扱業・林業については一年間に常時延労働者数300人以上を使用する事業場
- 3 総トン数5トン以上の漁船による漁業

4 その他命令で指定する事業

このように強制適用事業の範囲は広範囲にわたっているため、災害の発生する可能性の高いと思われる事業場に働く労働者の大部分は、第121表に示す給付の対象になるとみてよいであろう。

参考までに労働者災害補償保険適用労働者数をみると、13,677,887人—世帯主数不明—（34年12月労働省労働基準局調）である。同じく労働基準局調査によると、33年1年間の業務上災害者数は706,599人（うち世帯主数不明）で、

第122表 業務上災害者数

	32 年	33 年	前年対比
災害者総数	709,483	706,599	0.4%減
死亡者	5,821	5,301	8.9%減
障害を残した者	75,657	75,935	0.4%減
その他	628,005	625,360	0.4%減

資料出所 労働省労働基準局調

注 1) 災害者数には独身者をも含む。このうち約6割は世帯主と推計される。

2) 各年度中に労災保険の請求のあったものの数である。

第123表 業務上災害各補償費平均支払状況

種 別	支払金額
1日当り療養補償費	255円
〃 休業補償費	330円
1件当り療養日数	18.3日
〃 休業日数	24.2日
〃 障害補償費	94,918円
〃 遺族葬料	565,375円
平均賃金	544円
1日当り療養費の平均賃金に対する比	46.9%

資料出所 労働省労働基準局「労災保険事業月報」（34年12月分）

このうち死亡者数は5,301人、障害の残ったものは75,935人である（第122表）。

実際に業務の災害のために支払われた各補償費の1件（1日）当り平均金額は第123表に掲げるとおりである。

上記のような災害補償のほかに保険施設がある。この保険施設は災害補償の範囲ではないが、業務上災害を受けた労働者の福祉を図るために次のようなものを行なっている。

- 1 外科後処置診療
- 2 労災病院
- 3 義肢、義眼、眼鏡の支給

4 温泉保養

5 傷痍者訓練所

6 保険施設旅費の支給

保険施設に要する経費は、保険給付に要する経費と同様に、事業主の納める保険料でまかなわれている。上にあげた施設のうち、療養施設、職業再教育施設等の設置と運営は労働福祉事業団が行ない、その他は政府（都道府県労働基準局）が行なっている。

(4) 年金制度（老令年金を除く）

イ 厚生年金保険

労働者の老令、廃疾、死亡などの場合に、労働者あるいはその遺族に対し、保険方式によって毎年一定額の給付を長期にわたって行ない、経済生活の安定に資することを目的として、各種の年金制度が実施されているが、その適用を受ける労働者のうち72%は厚生年金保険の対象者である。

ここでは、厚生年金保険の障害年金と遺族年金の保険給付について概略を述べることとし、老令年金については、つぎの「老後の生活」の章にゆずる。

第124表 障害年金・遺族年金等の保険給付

	保 険 給 付 内 容
障害年金	1) 第一級 基本年金額[(24,000円+(平均給料月額× $\frac{6}{1,000}$ ×被保険者期間…月数)]+12,000円。被扶養者のあるものについては1人当り4,800円加算
	第二級 基本年金額+被扶養者1人当り4,800円
	第三級 基本年金額×70%+被扶養者1人当り4,800円
障害手当金	廃疾の状態にあるが、障害年金をうけるほどのものでない時に支給される。その額は基本年金額×140%
遺族年金	妻又は子の場合、基本年金額×50%+被扶養者1人当り4,800円 その他の場合 基本年金額×50%

資料出所 厚生年金保険法

(注) 1) 35.3月に改正されるまでは $\frac{5}{1,000}$ であった。

厚生年金保険の被保険者は、常時5人以上の従業員を使用する事業所に働く労働者となっている。保険料率は男子、女子、炭坑労働者で異なるが、一般男子労働者は標準報酬月額 $\frac{35}{1,000}$ (35年3月改正前は $\frac{35}{1,000}$)で、労使の折半負担となっている。

障害年金は被保険者(第四種被保険者を除く)が業務外の原因で疾病にかかり又は負傷し、医師にかかって3年目(又はなおったとき)の状態が一定の廃疾の状態にあるとき支給される。その年金額は一級～三級までに分れており、算定方法は第124表に掲げたとおりである。なお、廃疾の状態が、障害年金を受けるほどには至っていないものに対しては、障害手当金が支給される。

遺族年金は被保険者又は被保険者であった者が以下の各号に該当する場合に、その遺族に支給される。

- ① 老令年金の受給資格をもつものが死亡したとき。
- ② 被保険者期間が6ヵ月以上である被保険者が死亡したとき。
- ③ 被保険者期間が6ヵ月以上であるものが、その間に発した傷病等により医師等の診療を受けた日から3年を経過する日の前に、その傷病によって死亡したとき。
- ④ 障害年金(一級・二級)の受給権者が死亡したとき。

その年金額は第124表に示すとおりである。ここでいう遺族というのは、被保険者又は被保険者であった者の配偶者(いわゆる内縁関係も含む)、子、父母、孫又は祖父母で被保険者又は被保険者であった者の死亡当時本人によって生計を維持していたもので、かつ一定の要件に該当するものとなっている。参考までに妻の該当要件についてみると、40才以上であるか、保険受給資格者の死亡当時その者によって生計を維持していたもので、18才未満又は、一定の廃疾状態にある子と生計を同じくすること。あるいは、妻自身が一定の廃疾状態であることとされており、以上のような条件と該当しないものには遺族年金は支給されない。しかし、40才以上の妻であっても、前述のような子がいなかったり、あるいは妻自身が一定の廃疾の状態になれば、55才になるまでは遺族年

金は支給されない。

このような寡婦の年金受給についての年令制限は、諸外国にも例をみるが、年若く子のいない寡婦は再婚あるいは就職などによって生活を維持できるであろうとの観点から規定されたものと考えられる。しかし長年にわたって家事にのみたずさわってきたものの場合は、就職は容易ではないであろうし、再婚も簡単に行なわれるとは考えられない。このような点を考慮して、例えばイギリスのように妻の年令にかかわらず寡婦手当(18週分)を支給している国もある。この点に関して、我が国においても社会保障制度審議会「年金制度の整備改革に関する勧告」(昭和28.12.10)に「寡婦一時金」の構想があげられており、「寡婦・遺児年金の受給資格がない寡婦に対しては、寡婦一時金(寡婦年金の1年分程度に相当する額)を支給する。」と述べられてあるが、現段階においては実施されていない。

障害年金・遺族年金の支給金額を厚生省保険局調査によってみると、33年度末1件当たり平均金額は障害年金32,014円、障害手当金48,894円、遺族年金22,670円となっている。

なお厚生年金保険の積立金の一部は、被保険者に対する福祉施設の建設用資金に利用されている。その福祉施設は、住宅、病院、レクリエーション施設、体育施設等である。これらの施設のなかで、労働者の家族に直接に関係があるものは住宅であるが、この点については「住宅」の章で述べたとおりである。

ロ その他の年金制度

厚生年金保険の対象にならない常時従業員5人未満の事業場に働く労働者に対しては、34年11月から発足した国民年金制度が適用される。この制度の拠出制年金には、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金、老令年金の5種がある。

障害年金は、一定期間保険料を納めたものが二級以上の障害、すなわち片手あるいは片足を失った程度以上の障害をうけたときに、保険料を納めた期間に応じて、24,000円～42,000円まで給される。なお、一級障害、たとえば両手、

あるいは両足を失った程度の障害を受けた場合には、前述の額にさらに6,000円加算される。

同じく母子年金は、妻が一定期間保険料を納めたのち、一家の生計の中心である夫に死別し、18才未満の子を扶養している場合に支給される。年金額は保険料の納付期間に応じて19,200円～25,800円までで、子が2人以上あるときは、第二子以降の子1人につき4,800円が加算される。

遺児年金は、両親に死別した18才未満の子に支給されるもので、この場合にも父または母が死亡前一定期間保険料を納めていることが必要である。年金額は、保険料を納めた期間に応じて7,200円～10,500円とされ、この額も、子が2人以上あるときは、第二子以降の子1人につき4,800円が支給される。

また寡婦年金は、婚姻関係が10年以上継続した妻が、老令年金を受けるに必要な期間保険料を納めた64才未満の夫と死別したときに、60才から65才になるまでの間支給され、その額は、夫が受けるべきであった老令年金の半額とされている。

なお、老令年金については、つぎの「老後の生活」の項で求べるので、ここでは省略する。

つぎに無拠出制の国民年金の障害福祉年金と母子福祉年金についてみると、障害福祉年金は、両手あるいは両足を失った程度の廃疾の状態（一級の障害）になり、しかも、拠出制の障害年金をうけるのに必要な保険料を納めることができなかった者、および20才未満で上述のような廃疾の状態になった者が、20才に達した場合などに支給され、その額は、年額18,000円である。しかし、以上のような条件をもつものであっても、次の三つの場合には、年金の支給が停止される。

- 1) 受給権者に13万円をこえる所得がある場合。
- 2) 受給権者の配偶者に所得税を納付すべき所得があった場合。
- 3) 受給権者の生計を維持する民法上の扶養義務者の納付すべき所得税の額が、給与所得の収入金額50万円、所得税法上の扶養親族5人の者の通常納

第125表 公的年金制度の適用人員

	適用人員
厚生年金保険	10,393千人
船員保険	199
国家公務員共済組合	649
公共企業体職員等共済組合	686
市町村職員共済組合	130
私立学校教職員共済組合	76
市町村職員恩給組合	179
農林漁業団体職員共済組合	292
恩給および地方退職年金条例関係	1,824
内 { 国	527
地方	1,297
計	14,426

資料出所 厚生省企画室調（34年3月末現在）

付すべき所得税額をこえる場合。

無拠出年金の母子福祉年金については、付録「中小企業および低所得労働者世帯の経済生活に関する国家等の施策」の母子福祉の項に掲げたので、ここではふれない。

なおこのほかに、船員保険をはじめ、雇用労働者のための各種の保険制度にお

いても年金制度が包含されており、その多くは共済組合によって運営されている。種別、適用人員等は第125表に示すとおりであるが、その内容については省略する。

7 老後の生活

戦後の社会・経済生活の変動は、家族の間の扶養関係にも大きな影響を与えたといえよう。すなわち老後の生活の安定が、子供の扶養によって比較的容易に得られ、かつ、それが当然の社会慣行とみなされていた戦前と比較すると、経済面にも、意識面にも、かなり大きな変化があらわれている。このことは、生産手段をもたず、世帯主の労働の対価である賃金・俸給によって生活しており、かつ、その多くが都市居住者である労働者家族の場合、とくにいちじるしいとみられる。この章では、定年退職制度、企業の定年に関する対策、公的年金制度、老後の生活についての態度等について述べる。

(1) 定年制度

イ 定年年令

わが国における定年制度は、日本経営者団体連盟発行「定年制度の研究」によれば、大正6、7年頃から末期にかけてやや広く実施されはじめ、(大正14年実施率24%—協調会調)その年令は、この当時から55才がかなり支配的地位を占めていたという。昭和8年に内務省社会局が退職制度の実態を調査しているが、それによると、実施率は大正末期よりものびており41.6%で、その年令は50才・55才としているものが多い。同じ年に日本工業クラブが定年年令について調査した結果では、55才が最も多くなっており、社会局調査結果にくらべると若干のずれがみられる。戦後の定年制実施状況は、昭和30年11～12月、人事院事務総局調査結果によると、98.2%という高率を示しており、これは33年6月の日経連の調査結果とまったく同じ割合である。

日経連調査による定年年令をみると、55才が圧倒的に多く(第126表)、これは外国にくらべてかなり低い。たとえば、イギリス、西ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、アメリカなどでは、退職年令(老令年金受給資格取得年令)は65才である。

第126表 定年年令のきめかた

33年6月調査

計	一 律 定 年				男 女 別 定 年				職能別 定 年	階層別 定 年
	55才	60才	その他	小計	男55才 女50才	男55才 女45才	その他	小計		
342	245	14	9	268	28	15	13	56	11	7

資料出所 定年制度の研究(日経連発行)

第127表 平均寿命の推移(0才の平均余命)

				男	女
明治	32	～	36 (1899～1903)	44.0才	44.9才
〃	41	～	大正 2 (1908～1913)	44.3	44.7
大正	10	～	14 (1921～1925)	42.1	43.2
〃	15	～	昭和 5 (1926～1930)	44.8	46.5
昭和	10	～	11 (1935～1936)	46.9	49.6
〃	22		(1947)	50.1	54.0
〃	25		(1950)	58.0	61.5
〃	30		(1955)	63.9	68.4
〃	32		(1957)	63.2	67.6
〃	33		(1958)	65.0	69.6

資料出所 1899—1936年は内閣統計局調

1947年以降は厚生省統計調査部「簡易生命表」

ところで、戦後わが国民の平均寿命は急速に延長している。戦前(10—11年)には、男子46.9才、女子49.6才であったのが、33年には男子65才、女子69.6才となり、アメリカ、イギリス、スウェーデン、ノルウェーなどに近づいている(第127表および第128表)。しかも上に述べたように、定年年令は戦前と同様、55才とするものが多いのであるから、一般に男子労働者は、定年退職後なお20年に近い(55才の平均余命18年)生活を持つことになる。この期間の経済生活を如何に営むかは、労働者およびその家族にとって大きな不安を意味するものであろう。

一方、原則的にいって、勤労者世帯は農家や商家と異なり、子女に家業をつがせるということがなく、子女は親と同様に勤労者となって自活する場合が多

いのであるが、世帯主である労働者が定年になる頃に長子の勤労収入で家族の生活が維持できるであろうか。婦人少年局が33年11月に調査した「社宅に住む労働者の妻の意見」によると、世帯主の定年年令（55才）に達した時の長子の年令は平均26.7才で、25～29才が最も多く52%、つぎが30～34才で28%である。長子が勤労者として働いて

いると仮定すると、この年令層の勤労収入は、全産業男子労働者25～30才の平均賃金17,526円、30～35才で22,178円となっており（労働省賃金構造基本調査 33.11月調査）、夫婦・子供の生活費に加えて老人夫婦の生活費をもまかなうことは容易ではないと考えられる。

また労働者が退職する年令になった時に末子は何才になっているかをみると、同じく婦人少年局調査によれば、平均20.5才である。その年令分布は、20才未満の未成年者がかなり多く40.1%で、このなかには義務教育を修了していないものが総数の12.5%を占めていることが注目される（第129表）。

ロ 企業の行なう定年に関する対策

(イ) 雇用対策

第128表 各国の平均寿命

国	調査年次	男	女
イギリス ¹⁾	1956	67.8	73.3
フランス	1952～56	65.0	71.2
西ドイツ ²⁾	1949～51	64.6	68.5
ポルトガル	1955～56	58.8	63.8
ベルギー	1946～49	62.0	67.3
オランダ	1953～55	71.0	73.9
ノールウェー	1951～55	71.1	74.7
スウェーデン	1951～55	70.5	73.4
スイス	1948～53	66.4	70.9
アメリカ合衆国 ³⁾	1956	67.3	73.7
カナダ	1950～52	66.3	70.8
アルゼンチン	1947	56.9	61.4
ブラジル ⁴⁾	1949～51	49.8	56.0
インド	1941～50	32.5	31.7
日本	1956	63.1	67.5

資料出所 人口問題審議会「人口白書」（34年）国連人口部調

（注）1） イングランド・ウェールズのみ。

2） ザールを含む。

3） 白人のみ。

4） 連邦地域のみ

第129表 労働者の定年退職の際の長子・末子の年令

	長子		末子	
	実数	%	実数	%
総数	1,369	—	1,369	—
小計	1,232	100.0	953	100.0
10才未満	1	0.1	20	2.1
10～14	12	1.0	99	10.4
15～19	26	2.3	263	27.6
20～24	239	19.4	351	36.8
25～29	643	52.2	185	19.4
30～34	284	23.0	30	3.1
35才以上	25	2.0	5	0.5
平均年令	26.7才	—	20.5才	—
無記入	137	—	416	—

資料出所 労働省婦人少年局「社宅に住む労働者の妻の意見」

（昭和32年8月～9月）

「定年制度実態調査報告」によると、昭和32年1～12月の1年間に定年退職年令に達したもののあった企業は291社で、このうち245社（84.2%）は定年延長、又は再雇用のいずれかを実施している。これらの実施企業のうち「定年延長のみ実施」が17社、「再雇用のみ実施」が198社、「定年延長、再雇用の双方実施」30社である。定年延長や再雇用になった労働者実数の定年者総数に対する割合をみると（32年1月～12月）定年延長率4.9%、自社再雇用率25.3%、他社への斡旋雇用者の割合6.8%で、残りの63%は退職している。

定年延長制度と再雇用制度の仕組についてその概略を記すと、前者は定年年令に達しても雇用関係を打切らずそのまま就業を継続させる制度であるが、その対象は事務・技術職員で地位も変更されないのが普通である。その期限は5年を最高とし、賃金も減額されない。後者（再雇用制度）は、定年に達した者に対し、雇用契約を形式上一旦打切り、退職金も支払った上であらためて嘱託（事務・技術職員）または、臨時工（労務者）などの異なった雇用区分で再雇用する方式である。その期間は大体5年が限度で、定年延長制と異なって賃金

前項で企業の定年年令は55才としているものが最も多いことを述べたが、これにはかなり弾力性のある運営がなされており、定年延長、及び再雇用の方法を構じているものも少なくない。日経連調査

は退職時月収の6～8割に切下げられるものが多い。

以上述べたような対策のほかに、子弟の身代りないし優先採用があげられる。前掲日経連調査33年6月によれば、定年退職者の子弟の優先採用を認める会社は回答258社中113社(43.8%)である。

(四) 福利対策

定年退職者に対して企業が行なう福利対策としてはまず退職金制度・退職年金制度があげられる。退職金規定のある事業場は、労働省「退職金制度調査結果報告」(31年9月)によれば、30人以上の事業場総数の64.0%である。規模別にみると、大規模の事業場は普及率が高く、500人以上では96.9%であるが、30人～99人では、56.4%にすぎず、かなりの開きが見られる。産業別にみると、最も普及率の高いのは金融及び保険業の97.9%、つぎが運輸通信及びその他の公益事業の81.8%となっており、最も普及率の低いのは製造業で、54.1%

第130表 産業別、規模別、退職金規定の有無別事業所数(%) である(第130表)。

			計	有	無	定年退職者の退職金額について全国調査ではないが、東京商工会議所(499人以下)と関東経営者協会(500人以上)の調査結果を示すと第131表のとおりである。ここでも企業の
産業	規模	総数	100.0	64.0	36.0	
産業総数	500人以上	100.0	100.0	96.9	3.1	金額について全国調査ではないが、東京商工会議所(499人以下)と関東経営者協会(500人以上)の調査結果を示すと第131表のとおりである。ここでも企業の
	100人～499人	100.0	100.0	82.7	17.3	
	30人～99人	100.0	100.0	56.4	43.6	
製造業 卸売及び小売業 金融及び保険業 不動産業 運輸通信及びその他の公益事業 建設業	製造業	100.0	100.0	62.4	37.6	金額について全国調査ではないが、東京商工会議所(499人以下)と関東経営者協会(500人以上)の調査結果を示すと第131表のとおりである。ここでも企業の
	卸売及び小売業	100.0	100.0	54.1	45.9	
	金融及び保険業	100.0	100.0	69.7	30.3	
	不動産業	100.0	100.0	97.9	2.1	
	運輸通信及びその他の公益事業	100.0	100.0	80.3	19.7	
	建設業	100.0	100.0	81.8	18.2	
		100.0	100.0	57.1	42.9	
		100.0	100.0	57.1	42.9	

資料出所 労働省「退職金制度調査結果報告」(31年9月) 規模別の格差が明確に見られる。

最近、退職一時金の年金払(選択制)、退職金と年金との併給制(これも実質的には退職金の年金払とみられている)、あるいは従業員も拠出する拠出年金制度等、退職年金制度を設ける企業が増加してきており日経連調査によれば

第131表 規模別、製造業(男子)退職金額(会社都合)

(単位 千円)

	学歴	勤続年数	満年齢	扶養家族	1) 499人以下平均	2) 500人以上平均	2)を100とした1)の割合
職員	旧制大学	32年	55才	2人	1,951千円	3,523千円	55.4
	旧制専門	35	55	2	1,835	3,590	51.1
	旧制中学	38	55	2	1,743	3,070	56.8
労務者	旧高小	41	55	2	1,392	2,269	61.3

資料出所 1) 499人以下は東京商工会議所調査(34年7月) 2) 500人以上は関東経営者協会調査(34年7月) } 日労研資料(35.4.1号)

34年11月現在これらの実施社数は150社程度と推定されている。このうち拠出年金制度は20社程度に過ぎないが、拠出制をとるものは増加する傾向にあり、共済組合を実施主体とするものが少なくない。

日経連の「定年制度の研究」には、旧大出身者の300万円の退職金を年金化した場合の事例として、第132表のような額が示されている。

第132表 退職金300万円の年金化事例(利率7.5%, 半年複利) 上記以外の定年退職者に対する福利対策を日経連の定年制度調査結果から拾うと、

	1回受給額(円)	年間受給額(円)	受取総額(円)
年2回	153,211	306,422	5,515,595
〃4回	75,900	303,600	5,464,800
〃12回	25,147	301,764	5,431,752

資料出所 日経連「定年制度の研究」 (イ) 下請、代理

店として独立自営を援助する。

- (ロ) 団体生命保険の適用を定年退職後まで延長する。
- (ハ) 企業の負担で定年退職者に保険契約(養老、生命、厚生)を贈与する。
- (ニ) 従業員持株制度を設け株式配当収入を老後の生活の補充にさせる。
- (ホ) 本人の拠出による退職金の積立金制度。
- (ヘ) 定年到達前の一定期間(1年、6カ月、3カ月等)自由出勤としたり、特別休暇を与えたりして退職後の生活設計にあたらせる。

(2) 公的老令年金

勤労者世帯の老後の生活安定をはかるための国家の施策としては、各種の公的年金制度がある。公的年金制度の種類・適用労働者数などについては、6、社会保険の(4)年金制度の項(第125表参照)で述べたとおりである。ここでは公的年金制度のなかで、適用労働者数がもっとも多く、かつ、民間企業労働者の多くが対象になっている厚生年金保険の老令年金の給付を中心にみることにする。

厚生年金保険の老令年金は(厚生年金保険法第42条)、原則として20年以上の被保険者が60才(抗内夫と女子は55才)に達した後に退職した場合、または退職後に60才に達した場合に支給される。その年金額は(法第43条)基本年金額 $[24,000円 + (\text{平均給料月額} \times \frac{6}{1000} (34.3.30日「厚生年金保険法を一部改正する法律」により従来\frac{5}{1000}が改正された) \times \text{被保険者期間} \cdots \cdots \text{月数})]$ に被扶養者1人当たり4,800円を加えた額となっている。実際に支給された年金額は、厚生省保険局調33年度末1件当たり平均41,126円で、月額にして3,427円であるから老人夫婦の生活を支えるには程遠い金額であるが、厚生年金保険が適用されていない従業員5人未満の事業場に働く労働者は、この程度の福祉にも恵まれていない。

34年11月に実施された国民年金制度は、上述の厚生年金の対象とならない零細企業・農家・商家などを対象としており、したがって従業員5人未満の事業場に働く労働者もその対象になるわけである。それによると25年以上規定の額を拠出したものは65才になると老令年金が月額2,000円～3,500円程度支給される。拠出能力のない者については、10年以上拠出すればよいことになっているが、年金額は減額され、たとえば、10年間だけ拠出した者は65才から月額1,000円支給されることになる。一方、全く保険料の拠出能力がない者に対しては、無拠出の老令福祉年金がある。これは70才以上のものを対象とし、その額は月額1,000円となっている。しかし、この福祉年金は金額国庫負担のため、財政上の制限があり、上記の要件に該当するものすべてに支給されるので

なく、「所得制限」が行なわれることになっており、一定額以上の所得のある者に対して、支給が停止される。その制限額は、具体的には次の三つの場合に、翌年の5月から1年間、年金の全部について支給が停止される。

- 1 前年において受給権者に13万円をこえる所得があった場合。
- 2 前年において、受給権者の配偶者に所得税を納付すべき所得があった場合。
- 3 受給権者の生計を維持する民法上の扶養義務者の納付すべき前年分の所得税の額が、給与所得の収入金額50万円、所得税法上の扶養親族5人の者の通常納付すべき所得税額をこえる場合。

(3) 老後に対する態度

イ 子供に頼るか

老後の生活問題に対する国民各層の態度について、まず、子供を頼りにしているかどうかをみると、毎日新聞社人口問題調査会の世論調査結果によれば、

第133表 老後の生活は子供を頼りにしていると答えたものの割合(%)

	夫	妻
総 数	34.9	43.7
官公庁大会社の幹部	12.4	22.9
同 上 事務員	18.4	29.4
中小企業の業主	27.1	35.8
同 上 従業員	27.1	43.8
農 漁 業 者	61.8	68.0
工員、職人、運転手	33.7	40.1
単 純 勞 務 者	66.7	61.1
そ の 他	39.1	42.3

資料出所 産児調節に関する第5回世論調査(毎日新聞社人口問題調査会昭和34年4月)

(注) 1) 各職業別の調査対象者数を100として「子供を頼りにしている」と答えたものの割合を算出した。

「頼りにしている」と答えたものは、昭和25年には54.8%であったのが、34年には39.4%に減少している。

老後の生活を子供に頼れないと考えているものは、一般的にいて、労働者世帯に多い。すなわち、前掲毎日新聞社人口問題調査会の調査(34年4月)によれば、「老後の生活は子供を頼りにしている」と答えたものは官公庁・大会社の事務員の18.4%、中

小企業の従業員の27.1%にすぎず、農漁業者の61.8%にくらべると、その割合

が非常に少なくなっている。しかし、単純労働者は「子供を頼りにしている」と答えたものが多く、66.7%を占めており、農漁業者よりもその割合が多い(第133表)

ロ 社会保障について

勤労者世帯では老後の生活安定のために、社会保障制度の充実の必要を考えているものが、農家などの自営業世帯よりも多い。厚生省「社会保障生活実態調査報告」(31年8月)によれば、「老令保障制度というものがあります。厚生年金保険や恩給などがそうですが、これは若いうちに少しずつ掛金を納めて年をとってから国から年金がもらえる制度です。こういう制度は国民全部に必要なだと思いますか。それとも必要ないと思いますか。」との質問に対する回答は

第134表 老令保障についての意見

	総 数	耕地面積3反以上の世帯	1) 事業経営者世帯	常用労働者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
必 要	65.4	57.1	68.9	74.1	67.0	54.3
必 要 な い	10.3	15.2	8.7	6.9	6.7	13.7
ど ち ら で も よ い	9.5	11.2	8.7	7.2	10.1	13.7
分 ら な い	10.8	11.9	9.8	8.8	13.3	14.0
答 な し	4.0	4.6	3.9	2.9	2.9	4.2

資料出所 厚生省「社会保障生活実態調査報告」(昭和31年8月)

(注) 1) 商品の生産・製造・加工・仕入・販売または提供もしくは、これらの仲介などの事業経営を個人または共同で行なっている世帯で、調査日現在、その経営上の資産額5万円以上か、事業経営のための雇人が1人でもいる世帯。

第134表に示す通りで、常用労働者世帯では「必要」と答えているものが74.1%で、農家の57.1%にくらべるとかなり多くなっている。この問題について日雇労働者世帯は比較的関心がうすく、「必要」と答えているものは67%で、これは商家などの事業経営者世帯の68.9%よりもいくぶんその割合が少ない。

ハ 生活設計

老後に対する準備としては、前掲婦人少年局調査「社宅に住む労働者の妻の

第135表 退職後の生活はどうかおつもりですか。

	実 数	%
総 数	1,369	100.0
計 画 が あ る	837	61.2(100.0)
計 画 の う ち わ け		
夫 が ま た つ と め る	324	(38.7)
商 売 を す る	287	(34.3)
退職金を生活費にあてる	126	(15.1)
子供に養ってもらう	85	(10.2)
農 業 を す る	45	(5.4)
貸貸料利子等を生活費にあてる	35	(4.2)
妻 が ま た つ と め る	20	(2.4)
そ の 他	50	(6.0)
わ か ら な い	518	37.8
無 記 入	14	1.0

資料出所 労働省婦人少年局「社宅に住む妻の意見」(32.8月~9月調査)

(注) 2以上の回答があるため計画のうちわけの計は計画があるものの数と一致しない。

で、前掲「社宅に住む妻の意見」をみると、「退職後の生活はどうかおつもりですか」の質問に対して、「計画がある」と答えたものは、61.2%で、その内容をみると、「夫がまた勤める」と答えたものが最も多く、38.7%「商売をする」と答えたものがこれにつき(34.3%)、「退職金を生活費にあてる」「子供に養ってもらう」がそれぞれ15.1%、10.2%となっている(第135表)。

意見」によれば

「老後のために何か準備をなさっていますか」

の質問に対して78%の主婦が準備していると答えている。その内容をみると生命保険が最も多く78.4%で、つぎが預貯金の53.9%である。

夫の退職後の生活設計につい

付 録

1. 労働者家族福祉に関係のある労使の施策

(1) 労働組合の施策

イ 福祉活動

労働者家族福祉に関係のある労働組合の施策の主なものとしては、労働金庫共済事業、物資供給、住宅対策などがあげられる。ここでは、労働金庫、共済事業、消費生活協同組合について述べることにする。

(i) 労働金庫

- (根拠となる法規) 労働金庫法(昭和28.8.17法律第128号)
- (目的) 労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行なう福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。(労働金庫法第1条)
- (組織) 1都道府県1金庫の建前(46金庫で、店舗数233)
- (会員の資格) 下記に掲げるもので定款で定めるものとされている。
 1. 労働金庫の地区内に事務所を有する労働組合
 2. 労働金庫の地区内に事務所を有する消費生活協同組合及び連合会
 3. 労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員法第98条による国家公務員の団体、地方公務員法第52条による地方公務員の団体等
 4. その他
- (貸付期間) 無担保の場合2年以内(ある場合10年以内)
- (利率) 日歩3銭～4銭
- (貸出金の使途) 第1表の通り

第1表 使途別貸出金調 (33年度中累計)

使 途		件 数	金 額	構 成 比	
総 数		920,005	41,921,255千円	100.0%	
個 人 向	医 療 費	93,102	1,931,449	4.61	
	生 活 費	310,982	4,437,225	10.58	
	住 宅 費	194,135	6,808,539	16.24	
	冠 婚 葬 費	47,098	1,118,617	2.67	
	高 利 返 済 費	79,662	2,127,962	5.08	
	納 税 資 金	1,148	23,514	0.05	
	教 育 費	31,747	607,643	1.45	
	そ の 他	88,922	1,368,629	3.27	
	計	846,796	18,423,578	43.94	
団 体 向	生 活 費	25,814	5,443,488	12.96	
	退 欠 配 対 策	6,842	3,390,686	8.09	
	年 末 夏 期 手 当	2,626	3,004,032	7.16	
	福 利 共 済 費	26,358	5,983,872	14.27	
	生 協 運 営 費	4,274	3,304,326	7.88	
	そ の 他	7,295	2,381,273	5.69	
		計	73,209	23,497,677	56.05

資料出所 労働省「労働行政要覧」(34年版)

・(会員数) 昭和34年9月末

団体会員 22,183 (うち92%は労働組合)

個人会員 54,455

(四) 共済事業

a 火災共済事業

火災共済事業は昭和29年大阪の労働者共済生活協同組合の発足により、その後各地の労働者にとりあげられ、昭和35年4月現在35の都道府県に労働者共済生活協同組合の設立をみるにいたった。さらに中央においては、全国労働者共済生協連合(労済連)がある。その概況は下記の通りである。

・(組合員の資格) 生活協組の地域内に事務所のある労働組合・生活協同組合の組合員、その他県労働金庫に加入する団体の構成員など。

・(加入者数) 351,000人(35年3月末)

・(加入口数) 908,000口(35年3月末)

・(加入金など) 1人につき100円の加入金を徴集し、また、1口250円~400円の掛金を支払う。

・(共済給付金) 1口につき10万円、口数の制限は2口、金額で20万円までが普通であるが、1口5万円として、口数を4口まで認めているところもある。

b 生命共済事業

火災共済事業の進展に加えて、全国的に労働者を対象とする生命共済事業を行なおうとする計画が生じ、労済連においてすすめられている。

・(契約者の範囲) 労済連の会員である単位労済の組合員(常時健康な就業労働者で年齢は満14才から満55才までとし、家族は配偶者に限られている。)

・(契約期間) 1年

・(掛金月額) 1口200円(毎月の掛金が払い込まれている限り、自動継続する扱いとなっている。)

・(共済給付金) 死亡時給付金1口8万円(加入時年齢により割増給付を行なう)

・(給付の限度) 3口まで

・(その他) 契約者が退職及

び解約のときも既往掛金総額の4分の3以上の額を支払うことになっている。

(四) 消費生活協同組合

消費生活協同組合の組合数・組合員数・事業の種類等については、第2表から第5表に示すとおりである。

第2表 消費生活協同組合数、組合員数

	総 数	地 域	職 域	連 合 会
組 合 数	1,008	507	480	21
組合員数				
本 人	2,851,394	1,608,771	1,242,623	
家 族	5,759,813	3,029,544	2,730,269	

資料出所 厚生省社会局「昭和33年度消費生活協同組合(連合会)実態調査結果表」

(注) 活動中の組合についての数である。休止中の組合(地域281、職域49、連合会5)を合せると総数は1,343組合になる。

第3表 事業の種類別、組合数

	総 数	地 域	職 域
総 数	987	507	480
供給事業のみ	538	253	285
利用事業のみ	84	78	6
共済事業のみ	28	26	2
供給・利用事業	289	131	158
供給・共済事業	15	6	9
利用・共済事業	1	1	—
供給・利用・共済事業	30	10	20
不 詳	2	2	—

資料出所 厚生省社会局「昭和33年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」

第4表 消費生活協同組合、種類別供給事業額

	総 数	地 域	職 域
総 額	30,095,298,570	8,472,614,812	21,622,683,758
食 料 品 類	13,219,185,748	5,323,262,654	7,895,923,094
衣 料 品 類	5,678,580,612	1,079,487,927	4,599,092,685
家 具 什 器 類	2,339,244,198	336,400,997	2,002,843,201
そ の 他	8,830,518,722	1,705,693,944	7,124,824,778
上記に分類できないもの	27,769,290	27,769,290	—

資料出所 厚生省社会局「昭和33年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」

（注）供給事業別に記入しなかった組合数は、地域5、職域2であった。

第5表 消費生活協同組合、種類別利用事業額

	総 数	地 域	職 域
総 額	1,451,146,296	817,572,868	633,573,428
理 容・美 容	129,076,796	65,788,355	63,288,441
ク リ ニ ッ グ	55,032,443	9,327,658	45,704,785
浴 場	40,494,616	34,044,637	6,449,979
医 療	487,423,712	486,261,910	1,161,802
質 庫	92,868,241	92,868,241	—
そ の 他	646,250,488	129,282,067	516,968,421

資料出所 厚生省社会局「昭和33年度消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表」

（注）利用事業別に記入しなかった組合数は地域1、職域2であった。

□ 労働者家族福祉に関係のある労働組合連合組織の運動方針

労働組合連合組織（総評・全労）の運動方針から労働者家族福祉に関係のある事項を別記の通り抜すいた。

(i) 総評

a 日本労働組合総評議会1959年度運動方針抜すい

(a) 労働組合福祉、雇用者福祉の斗い

前略—労働福祉の意義、役割、労働福祉と社会保障の関連については十分理解されていないのでこれを明らかにするため、労働福祉を更に労働組合福祉と雇用者福祉に分ける。われわれは昨年度労働組合福祉の階級的指導性を高めるために共済や生協運動、労働金庫運動等に力をそそいで来たが、この運動は統一斗争を強化する上に大いに役立ったし、今後もその方向を強めねばならない。—中略—

① 労働者の共済運動を強化発展させるために、単産と地方、地域の労働者共済制度を種目的に調整しつつ積極的に参加する。さらにこれを退職、犠牲者共済を含めた全国的な総合再共済へ発展させるよう指導性を發揮する。

このため多目的共済運動を全国的に進め各種共済の加入及び再共済加入促進を行なう。

② 労働金庫運動の健全な発展を期するとともに労働運動の一環としての基本路線を強める。このため、社内預金、健康保険料、共済保険料等の積立金及び組合資金の労金集中、地方労金の金利及び市中銀行預金率の引下げなどを行なうとともに金融センターとしての労金と福祉事業及び労組との組織的連絡を強化する。

③ 生活協同組合運動を飛躍的に拡充整備し労組による階級的指導を強化する。そのためつぎの行動をおこす。

④ 職場生協における労組の主導権を確立し会社購売会を生協に切りかえる斗いを組織する。

⑥ 略

④ 独占資本は弾圧と懐柔の二面政策をすすめて来ているから例えば
総評奨学資金とか、労働者宿泊施設など労働者の利益を守る問題に
積極的に取り組みこのための委員会を設ける。

⑤ 雇用者の福利厚生施設あるいは法的福利厚生機関の運営管理の主
導権をにぎるために労組の発言権を強める。

⑥ 労働組合を代表する各種委員、理事（健保理事、災害、安全委員
その他）の選出に留意し定期的な会合をもち連絡を密にして階級性
を明らかにする。

⑦ けい肺、難聴、鉛中毒等の職業病対策は、社会保障斗争として推
進する一方、経営者に対する要求斗争をもあわせておこなう。一後
略

(b) 社会保障の斗争

前略一資本家は国庫の負担をへらし、労働者ならびにその家族や国
民大衆のギセイによって社会保険をまかない、ますます資本家的官僚
的運営を強めながらその反面、社会保障を大衆収奪の道具としている
彼らの意図をよく示している。

中略

1,000万人をこすボーダーライン層をはじめ低所得者層に、「健康で
文化的な最低限度の生活」を営むためには、総評を中心とする強力
な国民運動の展開が必要である。

① このためには、とくに単産、地評の社会保障斗争に対する努力が
肝要である。

当面重点として

④ 生活保護基準の大巾引き上げ、公的扶助の改善。

⑥ 健康保険、日雇健保、公務員共済、労災、結核特別保護法、等
社会保険諸法規の改正斗争を起す。民主的な医療保障の確立。

③ 失業保険、厚生年金、国民年金その他、老令、遺族、廃疾年金
の給付内容の改善。

⑤ 厚生年金積立金の還元融資その他社会保険財政の民主的運営斗
争を起す。

⑥ ILOの「最低基準に関する条約」完全実施。

② このため、次のような教宣と組織活動をもって国民的運動にもり
上げる。

① 社会保障の本質と、最近の傾向の特徴について理解をたかめる。

②～④ 略

③ 略

(c) 家族福祉について（主婦の会）

国鉄、合化、炭労、金鉱、全日通、自治労などの組合では、家族組
合が結成されて既に数年、その組織人員は計十数万に及んでいる。

第6表 総評主婦の会の現況

名 称				組 織 人 員
○炭	婦	協		11万人
○国	鉄 家 族 組	合		4.5
○全	日	通		2.5
鉄 鋼 労 連 主 婦	会			2.5
○全	鉱 主 婦	協		2.4
○合	化 労 連 主 婦	会		1.6
紙	パ 労 連 主 婦	会		1.2
自	治	労	}	人員調査中
全		通		
専		売		
私		鉄		
全	林	野		
北 海 道 主 婦 会 連 絡 協 議 会				全道の主婦会(10単主婦協議会組織人員10万) が1本にまとまって連絡協議会をつくったもの

資料出所 総評主婦の会全国協議会第1回準備会資料（35年4月）

（注）○印は全国組織をもっているもの

本年度家族組合の育成と強化にあたっては、このように家族組合が既に確立しているところでは、これらの組織をいっそう強化し、また未組織の分野では、家族組合の結成を各県評各単産に促し、全国的にその気運を盛り上げていかねばならない。

このため、総評として主婦の会対策委員会の設置、主婦の会ニュースの発行、全国家族組織代表者会議及び講習会等を開催すると共に、全国主要地評に主婦の会オルグを配置し、各単産の各段階の家族組織の育成強化に協力し併せて各地評、地区労と連繫しその地域的な組織拡大をはかる。

(n) 全労

a 全日本労働組合会議1960年度運動方針抜粋

(a) 労働福祉の向上をめざして

① 社会保険の改悪阻止と改正（概要）

労働者の普通傷病や老後の生活を保障する社会保険は、社会保障諸制度の中核的地位を占めるものであるが、その現状は極めて不満足なものといわねばならない。しかも、財源難や技術的困難を口実にして改悪攻勢は十分予想されるところであり、これらの改悪阻止のためにあくまで反対して闘う。同時に、健康保険給付の向上、老令年金の増額、健保と厚生年金両法の5人未満事業所への適用拡大をめざして積極的に努力する。

② 失業保険制度の全面的改善（概要）

給付期間の延長を可能とし、一部給付額の引上げを図り、一時解雇に対する適用をも行ない、失業保険受給期間中の傷病給付を実施する等の全面的改正を要求し、その早期実現に努力する。

③ 職業病対策の確立（概要）

ケイ肺はもとよりあらゆる職業病に対し、その予防と生涯療養の保障をはかるため、立法措置の速やかな整備を要求する。それと

もに、経営者側の真剣な反省と適切な対策を要求し、関係労働者の保護に遺憾なきを期するよう努力する。

④ 無拠出年金の充実（概要）

この画期的制度の前進のために、内容の充実と制度の整備を促すとともに、とくに運用の上で不都合な点を消化するよう十分な配慮を要求する。

⑤ 医療保障の徹底（概要）

保険の区別による給付の高低、負担の軽重などの格差を少なくし全国民皆保険の速やかな確立を図るとともに、僻地無医村の解消、公的診療機関の拡充、予防制度の普及等、医療保障の徹底が目下の急務である。各界の一致協力による医療保障の推進に対して、労働団体は効果的な活動と必要な役割をになっていかねばならない。

⑥ 私的年金の保護助長（概要）

国民年金制の充実とは遙かに道遠しの現状であり、厚生年金法の改善も一朝一夕に成るものではない。それを補うための一つとして、私的年金の保護助長をはかるために、適当な立法措置と税法上の優遇措置を要求する。

⑦ 中小企業退職金共済法の活用（概要）

小規模零細事業所を対象に、この退職金共済法の適用を促進し、監視を十分に行ない、関係労働者の組織化と相まって労働条件の安定と向上の一助として活用をはかっていく。

⑧ 税制の改革（概要）

標準世帯年収50万円程度までの免税を目標に勤労所得税と地方税の軽減をはかり、一方、不労所得である財産課税を累進的に強化し、さらに社会保障充実の財源を確保するために、目的税として使途を限定した社会保障税の創設を促進する等、税体系の改革をも含む税金斗争を進めるとともに、不当な一般大衆課税の増徴に反対し軽減

のために闘う。

b 企業内福祉対策と労働組合の福祉活動 —全労会議発行「全労に関する17章」より—

(a) 企業内福祉対策（概要）

企業内福祉は従来労働者のためではなく、労働者の懐柔策として、低賃金を合理化するために存在するような傾向があった。労働組合としても当面社宅の増築及び補修の促進、社内預金についての検討、健康保険組合への積極的参加とその利用、福利厚生費の増額、会社共済会の改革、託児所の設置その他福祉施設の利用について対策を講じ、企業内福祉対策の本質を見究めつつ、従来より積極的に労働者の要求をもり込んで行くべきである。

(b) 労働組合の福祉活動（概要）

最近とみに労働組合の活動が活発になって来ているが、今後も各組織の実情にあわせて、火災、生命共済制度の設立をして労働者の生活を不測の災害から守ること、労働者住宅の不足を解消するために経営者に住宅融資制度の要求を提示、公営住宅の増設の要求、その他産業労働者住宅法、厚生年金積立金還元融資などを利用しての住宅対策、協同組合の設立によって物資あわせん活動の強化などを全労は積極的に闘っている。とくに組合の行なう自主的共済制度としては、全労傘下の海員組合が、災害、傷病、死亡、老年等の給付を無拠出制で実施して非常に効果を挙げていることは、この問題に対する全労の考え方を端的に示すものである。

(2) 企業の行なう施策

イ 企業直営福利施設

労働者家族の利用できる企業直営福利施設としては、一般社宅、診療施設、販売施設、金融保険施設などがある。これらの施設の設置状況を労働省労働統計調査部の企業直営福利施設調査報告（32年12月）でみると、調査事業所総数

に占める社宅のある事業所の割合は不明であるが、社宅利用労働者は調査労働者総数の13.1%、診療施設のあるものは15.1%、販売施設のあるものはわずか6%、金融保険施設のあるものは40.2%である。このうち本文の「4. 住居」の項で述べた社宅と、設置率の低い診療施設、販売施設とを除いて、金融保険施設についてその詳細をみると、第7表から第9表のとおりである。上記のほかに労働者家族の利用できる施設としては、浴室、美容、理容施設、教養娯楽施設などがあるが、これらの施設は鉱山に例をみるように、事業場と社宅が密接している場合には、家族にとっても利用しやすい施設であるが、それ以外の多くの労働者家族にとっては、比較的利用度の低い施設であると考えられるので、ここではふれない。

なお企業直営のもの以外にも各種の福利施設（たとえば、生活協同組合、消費組合、共済会、あるいは民間業者等の経営する福利施設）があり、その設置

第7表 企業直営金融保険施設設置状況

産 業 ・ 規 模			金融保険施設 のあるもの		金 融 施 設				社内保険施設 のあるもの	
			事業 所数		預金制度の あるもの		貸付金制度 のあるもの		事業 所数	
			数	設置率	数	設置率	数	設置率	数	設置率
総	数		13,544	40.2	7,121	21.1	7,407	22.0	7,659	22.7
産 業 別	鉱 業		382	36.2	323	30.6	281	26.6	198	18.7
	製 造 業		6,317	30.2	2,893	13.8	2,668	12.7	3,474	16.6
	卸 売 及 小 売 業		2,316	50.5	1,058	23.1	971	21.2	1,310	28.5
	金 融 及 保 險 業		2,711	81.5	1,771	53.2	1,940	58.3	1,748	52.6
	不 運 輸 通 信 及 其 他 業		34	45.3	14	18.7	30	40.0	30	40.0
規 模 別	500 人 以 上		1,079	80.0	738	54.7	817	60.6	444	32.9
	100 ～ 499 人		4,209	53.3	2,290	29.0	2,539	32.2	2,031	25.7
	30 ～ 99 人		8,256	23.8	4,093	16.7	4,051	16.6	5,184	21.2

資料出所 企業直営福利施設調査報告（労働省労働統計調査部・32年12月）

※ この調査の対象は毎月勤労統計調査全国調査（規模30人以上）の対象事業所から建設業・サービス業を除いた事業所。この調査における福利施設の範囲は、事業主が経営している施設および名目上事業主以外のものが運営していても、実質的に事業主直営と同様に認められるものを含んでいる。

状況は前掲福利調査報告によれば販売施設2.6%、診療衛生保育施設3.0%、金融施設2.8%となっている。

第8表 企業直営預金制度の種類別平均利率および平均預金残高

産業・規模	普通預金		定期預金		積立預金	
	平均 年利率	利用者 1人当り 残高	平均 年利率	利用者 1人当り 残高	平均 年利率	利用者 1人当り 残高
総 数	79.9	62,572	88.1	69,214	75.6	42,106
産 業 別						
鉱 業	85.3	61,181	101.1	139,006	83.1	28,348
製 造 業	83.7	66,547	89.8	70,309	79.3	29,743
卸 売 及 び 小 売 業	94.1	69,975	91.4	104,506	93.7	52,665
金 融 及 び 保 険 業	65.3	45,659	79.4	93,567	65.9	45,410
不 動 産 業	78.9	98,302	47.0	6,904	120.6	23,393
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	83.3	44,309	110.2	80,291	76.5	60,954
規 模 別						
500 人 以 上	87.6	71,470	99.5	93,245	89.9	46,716
100 ～ 499 人	86.9	47,833	97.4	96,068	85.2	35,479
30 ～ 99 人	74.4	46,634	82.7	78,178	71.9	43,675

資料出所 企業直営福利施設調査報告（労働省労働統計調査部・32年12月）

（注）第7表注参照

第9表 企業直営貸付金の種類別平均利率および利用状況

産業・規模	育英資金			住宅資金			その他の資金		
	平均 年利率	1事業 所当り 年間延 貸付件 数	1件当 り平均 貸付金 額	平均 年利率	1事業 所当り 年間延 貸付件 数	1件当 り平均 貸付金 額	平均 年利率	1事業 所当り 年間延 貸付件 数	1件当 り平均 貸付金 額
総 数	41.9	32	8.2	45.8	10	154.7	52.3	55	15.9
産 業 別									
鉱 業	23.3	139	4.1	20.6	5	360.4	29.3	145	7.2
製 造 業	43.8	36	5.3	48.4	15	151.1	60.0	86	10.6
卸 売 及 び 小 売 業	48.1	5	173.7	56.3	6	185.5	63.6	29	33.5
金 融 及 び 保 険 業	43.9	5	20.1	40.0	6	143.0	50.9	44	16.0
不 動 産 業	—	—	—	40.4	6	410.9	66.4	31	22.5
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	40.5	25	10.6	48.0	10	146.2	43.8	20	45.9
規 模 別									
500 人 以 上	32.7	155	5.1	42.8	33	155.2	46.8	239	11.6
100 ～ 499 人	42.6	23	13.9	49.0	10	152.9	50.0	66	16.0
30 ～ 99 人	43.5	4	15.2	44.6	2	157.5	54.5	28	14.7

資料出所 企業直営福利施設調査報告（労働省労働統計調査部・32年12月）

（注）第7表注参照

□ 経営者団体の方針

労働者家族福祉に関係のある経営者団体の方針をみるために、日経連の「産業労働現勢報告」（昭和34年度年報）の「福利厚生」の一部を下記のとおり抜粋した。

「ここ2、3年来福利厚生は転換期を迎えているといわれる。それは、これまでと全く旧来の慣行や成行にまかせて、確たる理念や位置づけの乏しいままに運営されてきた福利厚生が、労務管理の近代化や社会保障制度の拡充などの動きに即応し、新しい理念の追求と、それにもとづく近代的、合理的な運営とが要請されるようになったからである。

ところで福利厚生は、その性格上きわめて個別企業的な色彩の強いものであり、近代化、合理化への新しい動きといっても、それを具体的に把握するのはなかなか困難である。しかし最近とくに目立つ二、三の傾向を示せば、(1)福利厚生の中心的存在である住宅対策に、社宅払下(分譲)、住宅貸付、住宅預金、住宅積立預金などの新しい制度がとり入れられ、持家確保への方針が進められていること、(2)共済概念を重視して、共済会制度の整備、拡充をはかり、共同運営によって従業員の自主性をも考慮していること、(3)これまでとくに資金の関係から、福利厚生の面で見べき施策の行なわれていなかった中小企業においても、地域的なし職域的な共同化により、従業員の福祉対策を推し進めつつあること、などがあげられよう。」

2. 中小企業労働者世帯ならびに低所得労働者世帯の経済生活に関する国家等の施策

(1) 中小企業退職金共済制度

—中小企業退職金共済法および労働省労政局発行リーフレット「中小企業のための退職金制度について」より—

- a 制度の目的（中小企業退職金共済法第1条—昭和34.5.9.法律第160号—による）

この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

b 制度の運営

積立金の管理、退職金の支払い等、この制度の運営は、すべて中小企業退職金共済法によって設けられている中小企業退職金共済事業団があたり、事業団の事務費は全額国が負担する。

c 制度の概要

この退職金共済制度に加入できる事業主は、従業員 100 人（商業、サービス業では 30 人）以下の事業主である。

この制度への加入は事業主の自由である。ただ、加入する場合には、従業員を不当に差別待遇しないようにしなければならない。

掛金は従業員 1 人当り、月 200 円以上 1,000 円までの額である。途中から増額もできる。掛金は最寄の金融機関に払い込めばよい。

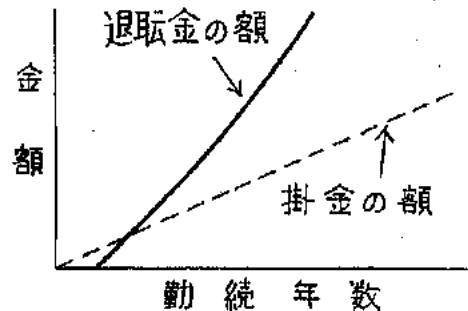
掛金を 12 月以上掛けて貰った従業員が退職した場合には第 10 表のような退職金が支給される。

途中で契約が解除されたときは、解約手当金が従業員に支給される。解約手当金の額は、退職金の額から国庫補助分を差引いた金額である。

掛金は、法人税法上の損金（法人の場合）又は所得税法上の必要経費（個人企業の場合）として全額免税される。免税によって浮く金額は地方税まで含めると掛金総額の約 40% に当る。

退職金については、掛金の 200 円の部分について、掛金を掛けた年数が 5 年

第 1 図 中小企業退職金共済制度の掛金額と退職金額の関係



資料出所 労働省労政局「中小企業のための退職金共済制度について」

以上 10 年未満の場合 5%，10 年以上の場合 10% に相当する額の国庫補助がある。したがって、大企業等の退職金制度と同様、第 1 図に示すように、勤続年数が長くなるにつれて、高額の退職金が支給される。

事業団の積立金は、中小企業主の事業資金や従業員の福祉を増進するための資金として還元融資される。

第 10 表 中小企業退職金共済制度の退職金額（含国庫補助）

掛金納付年数	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
毎月の掛金									
毎月 200 円の掛金を掛けた場合	720	6,360	14,590	22,790	40,640	74,400	117,560	175,330	252,670
毎月 300 円	1,080	9,540	21,520	33,620	58,930	107,870	170,460	254,230	366,370
毎月 500 円	1,800	15,900	35,380	55,280	95,510	174,810	276,260	412,030	593,770
毎月 1,000 円	3,600	31,800	70,030	109,430	186,960	342,160	540,760	806,530	1,162,270
最初が毎月 200 円で 3 年毎に 100 円ずつ増して掛金を掛けた場合（1,000 円まで）	720	6,360	15,860	28,310	56,990	125,650	230,480	384,590	600,880

資料出所 労働省労政局「中小企業のための退職金共済制度について」

第 11 表 世帯種別保護世帯数（%）

	全国世帯総数		1) 被保護世帯数	
	32 年	33 年	32 年	33 年
総数	100 (20,704,000)	100 (21,310,000)	100 (390,000)	100 (385,000)
2) 農家	25.9	24.3	7.0	9.4
3) 事業経営世帯	13.5	13.9	3.1	3.4
常用勤労者世帯	45.7	46.3	15.7	14.8
日雇労働者世帯	5.1	5.8	19.0	18.2
家内労働者世帯	1.0	0.8	4.2	3.4
その他の世帯	8.7	8.8	51.1	50.8

資料出所 厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」

- 図 1. 世帯員中に調査日（4 月 15 日）前 1 カ月間に生活保護を受けた者がいる世帯をいう。
2. 作付の可能な耕地の面積が 3 反（北海道は 5 反）以上ある世帯をいう。
 3. 最多収入者が商品の採取製造・加工・販売またはサービスの提供、もしくはこれらの仲介などの事業経営を個人または共同で行なっている世帯で、その事業が調査日現在、その経営上の資産総額 5 万円以上か、事業経営のための雇人が 1 人でもいる場合をいう。

(2) 生活保護

生活保護制度は、生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するものであるが、被保護世帯のうちには、労働者世帯が33.0%（勤労者世帯と日雇労働者世帯の計）を占めている（第11表）。

第12表—A 生活扶助基準額表（月額）
1級地・第1類

年 令 別	基 準 額	
	男	女
0才～1才	850円	850円
2才～4才	1,465	1,415
5才	1,810	1,760
6才～8才	1,745	1,695
9才～12才	2,110	2,060
13才	2,545	2,410
14才～15才	2,450	2,095
16才～24才	2,445	2,090
25才～59才	2,225	1,825
60才以上	2,035	1,695

資料出所 A—Gまで昭和32年4月厚生省告示第95号（A、B、E、Gは35.4.1厚生省告示第87号にて改正されたもの）

第12表—B 生活扶助基準額表（月額）
1級地・第2類

世帯人員別	基準額	地区別冬季加算額（11月～3月）	電灯料	水道料
1人	755円	略	40W定額料	基本料
2人	850			
3人	960			
4人	1,025			
5人	1,080			
6人以上1人を増すごとに加算する	115			

第12表—C 住宅扶助基準額表（月額）

世帯人員別	1人 ～2人	3人 ～4人	5人 以上
1級地	540円	830円	1,100円
2級地	450	690	915
3級地	360	550	735
4級地			

第12表—D 教育扶助基準額表（月額）

級地区分	学 校 別		小 学 校			中 学 校		
	学 年 別		1年	2年 ～5年	6年	1年	2年	3年
	1級地	2級地						
1級地	120円				195円	360円	260円	245円
3級地	100			略	165	290	210	205
4級地	80				140	215	165	165

- 加算額 1. 教科書代の実費
2. 当該学級において給食費として徴収する実費
3. 通学のための最低限度の交通費

第12表—E 出産扶助基準額表

級地区分	基準額	加算額
1級地・2級地	3,000円	衛生材料の購入に要する費用
3級地	2,700	
4級地	2,400	

第12表—F 生業扶助基準額表

区 分	基 準 額
就労助成	1件につき 12,000円
技能習得	1カ年以内 12,000

保護の種類には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助等があり、保護基準額は第12表に示すとおりである（昭和35年4月改正）。この保護基準額により東京都など大都市（1級地）の標準5人世帯（1才男、5才女、9才男、35才女、64才男）における、生活扶助、住宅扶助、教育扶助の各基準額の合計を算出すると、10,909円である（第13表）。被保護世帯に収入があれば、原則として保護費からその金額全部が差し引かれることになっている。しかし勤労収入などについては、全額を差し引くことをせず、勤労などに伴う所要経費（たとえば交通費や飲食物費、被服費、社会保険料等）を勤労収入から控除した額を保護費から差し引くことになっている。

生活保護法による保護の方法としては居宅保護と、施設保護の2種類がある。後者については、養老施設、救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、医療保護施設の6種類のものが設けられており、その施設数、収容定員は第14表のとおりである。

第12表—G 葬祭扶助基準額表

級地区分	基 準 額	
	大人	小人
1級地・2級地	4,000円	3,200円
3級地	3,600	2,900
4級地	3,200	2,600

第13表 保護基準改訂の推移

改訂年次	年 月 日	標準5人世帯の保護基準額
第1回	昭和21. 3. 13	200円
第12次改訂	27. 5. 1	8,059
13	28. 7. 1	9,232
14	32. 4. 1	10,139
15	34. 4. 1	10,635
16	35. 4. 1	10,909

資料出所 厚生省社会局

- （注）1. 第1回は東京五大市の基準額、第12次改訂以降は1級地甲の夏季、14次改訂以降は1級地における夏季・冬季の平均の基準額（生活扶助、住宅扶助、教育扶助を含む）
2. ほかに教科書代、学校給食費、通学の交通費の実費が給付される。

第14表 保護施設数および収容定員（34年4月末）

	施設数	収容定員
養老施設	578	36,784
救護施設	69	4,417
更生施設	71	8,962
医療保護施設	104	15,187
授産施設	293	11,573
宿所提供施設	116	16,866

資料出所 厚生省社会局

(3) 内職対策

労働者世帯では家計補助のために主婦が内職をしている世帯も少なくない。労働省労働基準局調査による「家内労働実態調査」(33年11月)によれば、造花などの内職をしている家内労働者世帯の約半分は勤労者世帯である(第15表)。これら家内労働従事者は女子が多く、前掲「家内労働調査」によれば87.5%を占めている。また、この調査によると、家内労働者世帯の83.0%は内職型家内労働に従事している(第16表)。

第15表 世帯主の本業別家内労働世帯数(%)—精密調査による—
(33年10月末)

	総 数	家内労働	勤 人	自 営 業	そ の 他
絹 人 絹 織 物	100 (475)	45.9	17.7	34.7	1.7
造 花	100 (437)	9.1	52.9	33.7	4.3
そ の 他	100 (1,898)	27.6	41.9	26.6	3.9

資料出所 労働省労働基準局「家内労働の実態—家内労働実態調査結果報告書」

註 精密調査は委託者と家内労働者の双方が同一都道府県内に存在する製品のうちから選定した101製品を対象とした。

第16表 家内労働者の類型別状況—概況調査による—
(33年11月)

類 型	製 品 数	家内労働世帯の概 数	家内労働従事者の概 数
1) 総 数	100.0 (501)	100.0 (479,482)	100.0 (667,488)
2) 専 業	7.8	3.8	6.6
3) 副 業	2.2	1.9	3.1
4) 内 職	76.0	83.0	77.2
5) 混 合	14.0	11.3	13.1

資料出所 労働省労働基準局「家内労働の実態—家内労働実態調査結果報告書」

- 註 1) 本表は家内労働世帯が100以上ある製品(501)について集計したものである。
2) 従事する家内労働者のほとんどが専業的家内労働者(世帯主自身が主たる生業として家内労働に従事する)であるような製品。
3) 従事する家内労働者のほとんどが副業的家内労働者(世帯主が自からの主たる本業から一時的に離れて家内労働に従事する—農家副業など)であるような製品。
4) 従事する家内労働者のほとんどが内職的家内労働者(世帯主以外の家族が家事の片手間に行なう—主婦の内職など)である製品。
5) 専業、副業、内職の各類型の家内労働者が混在しているような製品。

これら内職型家内労働に従事する世帯の1カ月の労働日数は、平均して20日～25日のものが多く、1日の労働時間は、4時間～7・8時間のものが多い。1カ月の工賃をみると、3,000円未満の世帯が70～80%となっている(第17表)。

第17表 工賃月額別内職型家内労働に従事する世帯数(%)—精密調査による—
(33年10月末)

	総 数	1,000 円 未 満	1,000 円 以 上 2,000 円 未 満	2,000 円 以 上 3,000 円 未 満	3,000 円 以 上 4,000 円 未 満	4,000 円 以 上 5,000 円 未 満	5,000 円 以 上	1 世 帯 当 り 平 均 工 賃 月 額
絹人絹織物	100% (143) 100	% (2.8)	% (11.9)	% (18.2)	% (20.3)	% (14.1)	% (32.2)	円 5,472
造 花	(437) 100	32.5	34.1	17.3	7.6	3.9	4.6	1,857
そ の 他	(1,237) 100	26.8	25.5	17.6	10.6	6.6	12.9	2,683

資料出所 労働省労働基準局「家内労働の実態—家内労働実態調査結果報告書」
註 第15表に同じ

内職世帯の総合援助機関と

第18表 内職公共職業補導所一覧
(35年 5 月)

して、昭和35年5月現在内職公共職業補導所が全国に18カ所設置されている(第18表)。内職公共職業補導所では、その地域の未亡人や主婦を対象に、内職の相談、巡廻指導等を行ない、また、内職従事者と委託者の間に立って苦情処理を行なうほか、「内職だより」等の刊行物を発行したり新聞・ラジオ等によって情報の提供を行なっている。このようなサービス機関としての業務を行なうとともに、地方の内職行政の中心機関として

都道府県	所 在 地
北 海 道	札幌市南大通西5の7 仲通南向
岩 手 県	盛岡市三ツ割田畑27の19
茨 城 県	水戸市北3の丸29
埼 玉 県	浦和市常盤町4の93の1
千 葉 県	千葉市市場町
東 京 都	東京都江東区深川門前仲町1の27
神 奈 川 県	横浜市中区寿町4の149
長 野 県	長野市三輪田町1290
岐 阜 県	岐阜市日の出町5の12
静 岡 県	静岡市曲金
愛 知 県	名古屋市東区京橋3の35
大 阪 府	神戸市生田区相生町1の27
兵 庫 県	岡山市野田屋町271
山 口 県	山口市春日2386
高 知 県	高知市常盤町95
福 岡 県	八幡市本町4丁目
大 分 県	大分市新川,396の44

資料出所 労働省婦人少年局

内職の調査、内職グループの育成、内職市場の地域間の調整、内職諸条件の向上のための活動も行なっている。

なお、家内労働の実態を把握するために必要な調査ならびに家内労働対策樹立のための根本的検討を行なうために、労働省に「臨時家内労働調査会」が昭和34年11月に設置された。

(4) 母子福祉対策

全国の母子世帯の数は厚生省児童局で昭和31年8月に実施した「全国母子世帯調査」によれば、115万と推定されているが、その約半数は、配偶者(夫)が雇用労働者(常用労働者、日雇労働者)であった世帯である。母子世帯となった直前に、配偶者が常用労働者であった世帯のうち、41.8%は残された妻が常

第19表 母子世帯になった直前における配偶者平常の業態別母子世帯数

母子世帯数 配偶者の平常の業態	総数	1 農業(専業)	2 農業(兼業)	3 事業主	4 常用労働者	5 日雇労働者	6 家内労働者	7 内職	8 その他	9 無業
総数	2,156	319	15.4	249	558	289	90	151	173	175
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
1 農業(専業)	381(100%)	68.0	17.3	1.3	2.4	3.1	1.3	1.1	2.4	3.1
2 農業(兼業)	96(100%)	13.6	55.2	2.1	7.3	10.4	—	4.2	3.1	4.2
3 事業主	358(100%)	2.0	0.8	39.6	21.8	7.6	4.7	6.2	7.8	9.5
4 常用労働者	861(100%)	3.5	2.7	7.9	41.8	14.3	3.3	8.5	9.3	8.7
5 日雇労働者	168(100%)	3.6	1.2	2.4	17.2	47.6	2.4	8.3	8.3	9.0
6 家内労働者	72(100%)	2.8	2.8	6.9	16.7	9.7	30.6	9.7	6.9	13.9
7 内職	13(100%)	—	—	7.7	7.7	7.7	7.7	69.2	—	—
9 その他・無業・不詳	209	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 厚生省児童局全国母子世帯調査結果報告書(昭31.8.1)による

- 1) 作付可能な耕地の面積が3反以上の世帯で、世帯員中に他の事業の経営を行なうものや常用労働者や日雇に出るものがない世帯
- 2) 耕地面積3反以上の世帯で、世帯員中に他の事業の経営を行なうものや常用労働者や日雇に出るものが1人でもいる世帯
- 3) 事業主とは、耕地面積3反未満の世帯主が、事業の経営を個人又は共同で行なっているもので、調査日現在その経営上の資産が5万円以上であるか又は事業経営のため雇人が1人でもいるものをいう。

用労働者となり、14.3%が日雇労働者となって生計を立てている。また、日雇労働者であった世帯では、残された妻がやはり日雇労働者となって生計を立てているものが47.6%でもっとも多く、常用労働者(17.2%)無業(9.0%)内職(8.3%)の順になっている(第19表)。

母子世帯の生活を援護し、その福祉を増進するために、次のような施策が行なわれている。

イ 母子福祉資金の貸付

母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和27.12.29.法律第350号)は、配偶者のない女子であって、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、資金の貸付を行なうこと等により、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するとともに、父母のない児童に対し、資金の貸付を行なうことにより、その独立生活の促進を図ることを目的としている。その貸付金の種類とその限度は、第20表のとおりである。

第20表 母子福祉貸付金の種類、貸付限度額等一覧表

資金の種類	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	償還方法		
					据置期間	償還期限	方法
生業資金	配偶者のない女子	10万円以内	技能習得期間中 3年以内	年3分	1年	4年以内	月半年賦
事業継続資金	同上	1回につき3万円以内			6ヵ月	2年以内	
住宅補修資金	同上	1回につき3万円以内			なし	5年以内	
技能習得資金	同上	月額1,500円以内			終了後6ヵ月	10年以内	
生活資金	同上	月額1,500円以内 児童500円以内	修業期間中 2年以内	年3分	終了後6ヵ月	5年以内	月半年賦
支出資金	配偶者のない女子児童	15,000円以内			1年	5年以内	
修学資金	同上	月額1,000円以内 大学3,000円以内	修学中	無利子	卒業後6ヵ月	20年以内	月半年賦
修業資金	同上	月額1,500円以内	修業期間中	年3分	終了後6ヵ月	5年以内	

資料出所 厚生省(官報資料版No.172—昭和34.5.11—より)

ロ 母子年金

母子年金は、国民年金法によって昭和34年から実施されることになり、拠出制の母子年金と、無拠出制の母子福祉年金とがある。拠出制の母子年金は本文の「6 社会保険」の項にのべたとおりであるが、無拠出制の母子福祉年金は、現在、夫と死別し、義務教育終了前の子をかかえており、かつ他に25才以上の子がいないう母子世帯で、年間所得が13万円未満のものに対して支給される。その額は年額12,000円で、義務教育終了前の子が2人以上いるときは、2人目から1人につき2,400円が加算される。

ハ その他

福祉事務所の母子相談員による母子世帯の身上・生活相談や指導、生活保護法による生活扶助の母子加算、母子寮への入所措置、公営住宅への優先入居、課税免除、等が行なわれている。

(6) その他

イ 公益質屋

公益質屋は、公益質屋法（昭和23.3.31. 法律第35号）に基づき、市町村または社会福祉法人が経営するもので、営利を目的とせず、低所得階層に対して低利で（月3分の利息、民営は月9分）生活資金あるいは生業資金を融通する金融機関である。

厚生省調査によれば、全国の公益質屋数は、昭和34年3月末現在で825あり、これは民営質屋の約26分の1にすぎない。昭和32年度中の貸付件数は261万口1口当たり平均の貸付金額は1,257円で、利用者のうちもっとも多いのは労働者（59.7%）次いで自営業者、その他、無職の順となっている。

ロ 世帯更生資金、医療資金の貸付

世帯更生資金、医療資金の貸付は、低所得階層の自立更生のために都道府県社会福祉協議会が行なう貸付事業で、貸付条件は第21表に示すとおりである。昭和34年度は、世帯更生資金、医療資金あわせて国から5億円、都道府県から2.5億円を同協議会に補助している。

第21表 世帯更生資金、医療資金の貸付条件

資金の種類	借りられる場合	貸付限度	償還期間	据置期間	償還方法	貸付利率	備考
世帯更生資金	生業資金 商売や事業を始めるとき	50,000円以内	4年以内	1年以内	年賦 半年賦 または 月賦	年3分ただし据置期間は無利とする	事情によっては100,000円まで
	支度資金 就職のための支度が必要なとき	15,000円以内	2年以内	半年以内			
	技能習得資金 技能を習得するため授業料や交通費が必要なとき	月1,500円以内	2年以内	半年以内			貸付期間は半年以内、特別の増額は3年まで
	生活費 技術習得期間あるいは医療資金を借りている間生活費の必要なとき	月3,000円以内	3年以内	半年以内			貸付期間は半年以内、世帯主1人、世帯員1人500円以内
	生活資金 家屋の修繕費	30,000円以内	3年以内	半年以内			
	助産費 お産のとき	2,000円以内	3年以内	半年以内			
医療資金	葬祭費 お葬式のとき	3,000円以内	3年以内	半年以内			
	医療資金 本人や家族が病気やけがをして6か月以内になおる見込みのあるとき	50,000円以内	4年以内	1年以内	月賦	年3分ただし据置期間中は無利とする	原則として需要に応じて6か月以内の月別に貸付ける

資料出所 東京都福祉渉外局「都のお知らせNo.63」—昭和35.2.26—

3. 主要国における労働者世帯に関する施策の事例

(1) 公的家族手当制度

イ 家族手当制度実施諸国 (1953年1月現在)

国名	手当受給に必要とされる子供の数	家族の長について要求される資格要件
オーストラリア	1	居住
オーストリア	1	就労
ベルギー	1	〃
ブラジル	8	居住 (1)
ブルガリア	1	就労
カナダ	1	居住
チリ	1	就労
チェコスロヴァキア	1	〃
フィンランド	1	居住
フランス	1	就労
英国	2	居住
ハンガリー	1	就労
アイスランド	4	居住
アイランド	2	〃
イタリア	1	就労
ルクセンブルグ	1	〃
オランダ	1	〃
ニュージーランド	1	居住
ノルウェー	2	〃
ポランド	1	就労
ポルトガル	1	〃
ルーマニア	1	〃
スペイン	2	〃
スウェーデン	1	居住
南連邦	3	居住 (2)
ソ連	4	〃
ウルグワイ	1	就労 (2)
ユーゴスラヴィア	1	〃

資料出所 労働省「世界各国における社会保障制度の法制と財政」

(注) 1) 収入がその地方の最低賃金の2倍未満である家族

2) 収入が一定額未満である家族

ロ 家族手当制度の内容

(イ) イギリス

創始年度	1945年。
及び現行法	現在同年の法律を適用。1952年9月の改正までを含む。
適用範囲	有資格家族——16才未満の被扶養児童2人以上を有するすべての家族。 世帯主は原則として英国出生の英国国民たること及び手当を受給する日の直前1年間に26週以上英本国に居住していたことを要す。 被扶養者——16才未満の第2子以下の子。
財源	政府の一般会計より支出する。
給付	有資格児童毎に1週8シリング、その児童の誕生日より15才まで（在学中又は徒弟の場合は16才の誕生日の次の7月末日まで）。
管理	年金国民保険省。

(d) フランス

創始年度 及び現行法	1932年。 現在1945年の規則及び1946年の法律（改正）を適用。
適用範囲	有資格家族——有給被用者又は就労不能のフランス国民及び在留外国人（登録失業者、社会保険受給者を含む）の家族にして被扶養児童を有するもの。 被扶養者——家族手当については、在学中の第2児及びそれ以下の子（徒弟の場合は17才まで、在学中又は廃疾者の場合は20才まで）。 単独賃金手当については、家族のうち所得者が1人の場合は第1児及びそれ以下の子。妊娠手当については、母親は25才以下であること。又は第1児の場合出生が結婚後2年以内であること。第2児以下の子については出生が従前の妊娠より3年以内であること。第2回目の手当支給時において児童は生存しておりかつ親の扶養を受けていること。
財源	被用者——なし。 使用者——被用者1人につき1年456,000フランまでの賃金及び俸給の16.75%。 自営業者——所得に応じてその4.7~10%。 政府自営業者に対する費用の一部（通常1/2）
給付	被用者 家族手当——給付の算定基礎は居住地域毎に定められる一定額の基準賃金でパリ地区では月額17,250フラン（その他の地域は多少低い）。 第2児については基準賃金の20%。 第3児以下については基準賃金の30%。 単独賃金手当——1児については基準賃金の20%、2児については基準賃金の40%、3児以上の場合は基準賃金の50%。母が寡婦であるか又は両親のうち1人が病氣又は廃疾者である場合を除き1児のみの場合は5才以後は10%に減額する。 自営業者——単独賃金手当は支給されない。家族手当は15,180フラン（賃金労働者及び俸給被用者の場合の88%）の基準賃金を算定基礎とする。 農業——基準賃金は他の産業の賃金労働者及び俸給被用者の場合と同額。農場労働者、農場所有者及び小作農に対して同額の寄付（1951年10月1日より）。
管理	労働社会保障省の管理——各地方に家族手当基金が設置され掛金の徴収及び手当の支給を担当する。家族手当基金は地方社会保障基金及び全国社会保障基金の監督を受ける。

(e) スウェーデン

創始年度 及び現行法	当初1947年。（1948年1月1日より施行） 1938年特別家族手当、1935年家賃及び燃料手当。 現行同じ。
適用範囲	有資格家族——子女のあるスウェーデン居住者の家族。 被扶養者——16才未満の第1子及びそれ以下の各子女。スウェーデン居住者の養育する外国人の子女も有資格。 特別家族手当——両親のない遺児、寡婦又は廃疾の父親と同居する片親のない遺児。所得調査あり。 家賃等手当——家族中16才未満の2子ある者。所得調査あり
財源	政府のみが一般才入から負担。
給付	1年260クローネを四半期毎に支給。 特別家族手当（上記に加算）——両親のない遺児各1人に付き年420クローネ。片親のない遺児及び国家年金受領者の子女1人に付き250クローネ。所得調査あり。 家賃手当——各子女毎に年130クローネ。 燃料手当——175~225クローネ。地域により差異がある。所得調査あり
管理	社会省が所管省。国家社会委員会が一般監督及び最終審査機関。 州審査会が第1次審査機関。 地方児童福祉委員会。 特別家族手当については、国家年金局及び地方年金委員会。 家賃及び燃料手当については、家賃局及び地方行政庁。

(二) ソヴィエト連邦

創始年度 及び現行法	1944年。		
適用範囲	有資格家族——扶養児童を有する居住国民の家族。 被扶養者——2～4才の第4児及びそれ以下の児童（未婚の母親に対し ては第1児及びそれ以下の児童につき出生時より11才まで支給）。		
財源	使用者が負担		
給付		一時金	年給付
	既婚の母親	ルーブル	ルーブル
	3 児	200	0
	4 "	650	480
	5 "	850	720
	6 "	1,000	840
	7 "	1,250	1,200
	8 "	1,250	1,200
	9 "	1,750	1,500
	10 "	1,750	1,500
	11 " 以上	2,500	1,800
	未婚の母親		
	1 児	0	600
	2 "	0	900
	3 "	200	1,200
4 " 以上	既婚の母親に対すると同額に上記手当を加算		
管 理	現金給付——全連邦労働組合中央評議会。地区及び地方労働組合委員会 工場、商店及び地方委員会は準備的業務及び書類作製を担当する。 決定は地区及び地域労働組合委員会の承認を必要とする。		

(2) 社会保険における扶養家族に対する追加給付

(昭和31年労働省国際労働課編「世界各國における社会保障制度の法制と財政」より)

扶養家族に対する追加給付の例をみるために、各種社会保険のうち、失業保険、健康保険の労働者災害補償保険、三種について、その規程をかかげた。

イ.失業保険

国名並びに 創始年度及び 現行	適用範囲	財源	給付額		支給期間	管理
			給	付		
イギリス 1911年 現在1952年の 国民保険法を 適用。	被用者にして16~65才(男子、 女子の場合には55才)の者 或婚の女子被用者は任意適用	成人、18才未満者40s 若年女性に18才未満(被扶養者のない) 25s 被保険者、使用婚女性40s 用者、政府のしない) 30s 除保険料がきま っている	成人の被扶養者に対する加算額は1週25s 15才未満の第1子については1週15s6d、そ れ以下については3s6d(第1子以下の各児童 に対する家族手当1週8sに上えて)。	180日 (日曜日を除き 30週)。	年国民保険 省	
ドイツ 1927年 現在1953年の 法律を適用	貸金労働者及び俸給被用者(1 年俸額9,000マルク以下)	被保険者、使 用者から賃金 率の一定率 の割合で増額。 最高額賃金の 80%(1週87. 50マルク以内)	所得に応じて1週12.60~28.50マルク(低額所 得者に対しては率が高い) 最初の被扶養者 については20%、以下の被扶養者につ いては10%の割合で増額。最高額賃金の 80%(1週87. 50マルク以内)	13週間	労働省	
東ドイツ 1947年の法律 を適用	被用者全部	被保険者、使 用者から賃金 率の一定率 の割合で増額。 最高額賃金の 80%(1週87. 50マルク以内)	所得に応じて1週12.60~28.50マルク(低額所 得者に対しては率が高い) 最初の被扶養者 については20%、以下の被扶養者につ いては10%の割合で増額。最高額賃金の 80%(1週87. 50マルク以内)	25週間	地域労働行政 官及び国家労働 省	
スウェーデン 当初(任意) 現行 同し	公認失業基金の加入者	被保険者、政 府の一定率の 賃金に上る 被用者の掛金 はなし	被保険者の賃金額制によりより日2~7クロ ーナに上る。被扶養者に対しては日1.25 クローナ、16才未満の各子女に対しては 1クローナ、最高額賃金に上る。被扶養者 の賃金を超過することはできない。	各基金により 異なる 平均の最高 120日間	社会省	

令により制定労働者。る。
された法律及所得による個
び1951年の下限なし。
イ民主共和
国の報酬(改
正)を適用

しては現金給
付はない。

児童(在学中
は18才)に対
し手当を支給
する。

の被扶養者にして65才又は既疾
者なること。
遺児年金:第1子又は両親遺児に
ついては30%,その他は20%,
15才(在学中は18才)以下であ
るもの。
その他:最高10%
最高遺族年金額:66 $\frac{2}{3}$ %

ス エ ー デ ン	被用者	使用者のみが 負担 強制保険	所得に応じて 3.50クロ ネから14 クロネま までの日 手当。被 扶養者 が加算 日1.50 クロネ 少なく とも25 %の労働 能力を 喪失する。	所得の11/100に 相当する終身 年金(追加給付な し)	喪失賃金の規 定に準じて風 雨の年金10% 以下の障害に 対する給付な し。障害が25 %を超えらる ときは、18~67 才までの間 において増額 される。	年 金: 遺族又は被扶養者の遺族、被扶養者 の所得年額の1/3を終身又は再 婚のときまで支給。 16才以下の各子に各々につき被 扶養者の所得年額の16 $\frac{2}{3}$ % 被扶養者の父母、被扶養者の所得 年額の25% 最高遺族年金額:被扶養者の所得 年額の9/10、もし遺族及び子女に 対する給付の合計が最高額に達 するときは他の遺族は資格を失 う。	国民保険院
-----------------------	-----	----------------------	--	--	--	--	-------

アメリカ合衆国 48州及びア ラスカ、ハ ワイ、プ エール、コ ロムビア、 フィリピン の州法律 1908年(政府職員) 1911年(民間 被用者) 統計 54の法律の中 45は1911~19 21年に制定さ れた。	主として使用 者の負担	ほとんどの場 合完全障害に 対しては賃金 の60~66 $\frac{2}{3}$ % で最高額は 大抵20~25 ドル(週額)。 11の法律は被 扶養者について 追加給付を規定 している。 8つの法律は被 扶養者について 追加給付を規定 している。	一時障害に同 じ	特に定める障害 については 通常完全障害 に對するものと 同様の事による 給付が支給される 間規定する ところによる	通常給付算定の基礎となる賃金に 對する比率は被扶養児童の数によ って増額される。例えば遺族1人 に對して35%、児童1人につき10% 加算、最高66 $\frac{2}{3}$ %まで、1世帯 に對する最高給付額は週20ドルな いし25ドル、7つの州法及び3つ の連邦法は寡婦に對し終身又は再 婚までの支給期間を指定している。 被扶養者たる父母、兄弟及び姉妹 に對する給付額は法律により差異 がある。	ほとんどのすべ ての法律はそ の目的のため に特に設け られた機関。
--	----------------	---	-------------	---	---	--

ソヴィエト連邦 被用者及び従すべての保険組合員の資格 障害の程度で異なる
1912年 来被用者でも制度に對する及び同一企業 (追加給付なし)

遺族(子供、兄弟、姉妹、姉妹で16才以下
の者、父母、寡婦又は寡夫で寡
妻) 医療給付は保
健省。

1922年(労働
法)
労働者、被用者及び年金の一部を
に於ける継続
雇用期間によ
り異なる率
(追加給付な
し)
ある字生

疾病か老令である者、又は8才以
下の既疾者たる兄弟、姉妹を扶養
する者)
家族1人の場合 第2種障害年金
(最終12か月の基準賃金の75%)
50%
家族2人の場合 第2種障害年金
75%
家族3人以上の場合 第2種障害年金
100%
家族4人以上の場合 第2種障害年金
125%
家族5人以上の場合 第2種障害年金
150%
家族6人以上の場合 第2種障害年金
175%
家族7人以上の場合 第2種障害年金
200%
家族8人以上の場合 第2種障害年金
225%
家族9人以上の場合 第2種障害年金
250%
家族10人以上の場合 第2種障害年金
275%
家族11人以上の場合 第2種障害年金
300%
家族12人以上の場合 第2種障害年金
325%
家族13人以上の場合 第2種障害年金
350%
家族14人以上の場合 第2種障害年金
375%
家族15人以上の場合 第2種障害年金
400%
家族16人以上の場合 第2種障害年金
425%
家族17人以上の場合 第2種障害年金
450%
家族18人以上の場合 第2種障害年金
475%
家族19人以上の場合 第2種障害年金
500%
家族20人以上の場合 第2種障害年金
525%
家族21人以上の場合 第2種障害年金
550%
家族22人以上の場合 第2種障害年金
575%
家族23人以上の場合 第2種障害年金
600%
家族24人以上の場合 第2種障害年金
625%
家族25人以上の場合 第2種障害年金
650%
家族26人以上の場合 第2種障害年金
675%
家族27人以上の場合 第2種障害年金
700%
家族28人以上の場合 第2種障害年金
725%
家族29人以上の場合 第2種障害年金
750%
家族30人以上の場合 第2種障害年金
775%
家族31人以上の場合 第2種障害年金
800%
家族32人以上の場合 第2種障害年金
825%
家族33人以上の場合 第2種障害年金
850%
家族34人以上の場合 第2種障害年金
875%
家族35人以上の場合 第2種障害年金
900%
家族36人以上の場合 第2種障害年金
925%
家族37人以上の場合 第2種障害年金
950%
家族38人以上の場合 第2種障害年金
975%
家族39人以上の場合 第2種障害年金
1000%

(3) 扶養義務者の範囲

	フランス	西ドイツ	ソ連	スイス	イギリス	アメリカ	日本
(1) 夫婦	○	○	○ 労働能力なく必要状態にあるとき ×内縁は除外 (1944年7月8日)	○	○	○	○
(2) 親子	○	○	未成年(18才まで)は無条件に	○	原則として16才未満のもの	○	○
(3) 直系血族	○	○	○	○	×	×	○
(4) 姻族	△	△	×	×	×	×	△
(5) 兄弟	×	×	未成年者に△ 対してのみ	好都合な状況にある場合のみ△	×	×	○
(6) その他の親族							△ 三親等以内の血族及び姻族には家庭裁判所が適当と認めた場合に、扶養義務を命ずることができる

(注) ① 記号説明 ○ 普通もしくは重い義務のあるもの

△ 義務に限定のあるもの

× 法律上の義務のないもの

② この表は法制審議会民法部会の資料として、東京大学法学部加藤一郎教授が作成されたものを基礎に婦人少年問題審議会事務局が、主として○、△、×による簡単な表にしたものである。なお、日本については婦人少年問題審議会を追加した。

③ 日本の民法における扶養義務者の範囲

第 877 条 (扶養義務者) ①直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

③ 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所はその審判を取り消すことができる。

* ②項の親族について

第725条 (親族の範囲) 左に掲げる者は、これを親族とする。

- 1 六親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 三親等内の姻族

労働者家族の現状

昭和35年10月1日印刷
昭和35年10月20日発行

発行者 東京都千代田区大手町1-7番地
労働省婦人少年局

印刷所 東京都新宿区東五軒町50
信毎書籍印刷株式会社